

平成 18 年第 1 回
つくばみらい市議会定例会会議録

平成 18 年 6 月 14 日 開会
平成 18 年 6 月 27 日 閉会

平成 18 年第 2 回
つくばみらい市議会臨時会会議録

平成 18 年 7 月 7 日 開会
平成 18 年 7 月 7 日 閉会

つくばみらい市議会

平成18年第1回つくばみらい市議会定例会会議録

| | |
|-------------|---|
| 招集告示 | 1 |
| 会期日程表 | 2 |

会 議 録 第 1 号

| | |
|--|----|
| 日時 | 3 |
| 出席並びに欠席議員 | 3 |
| 出席説明員 | 3 |
| 出席事務局職員 | 4 |
| 会議録署名議員 | 4 |
| 議事日程 | 4 |
| 本日の会議に付した事件 | 5 |
| 開会 | 7 |
| ・開会の宣告 | 7 |
| ・会議録署名議員の指名 | 7 |
| ・会期の決定について | 7 |
| ・陳情について | 9 |
| ・報告第1号～報告第3号、議案第14号～議案第51号 上程 | 9 |
| ・提案理由の説明 | 10 |
| ・議案第14号～議案第23号について先議 | 17 |
| ・議案第24号～議案第43号、議案第45号～議案第51号について各委員会付託 ... | 20 |
| ・一般会計予算特別委員会の設置及び議案第44号について委員会付託 | 21 |
| ・発議第5号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 | 21 |
| ・散会の宣告 | 22 |
| 散会 | 22 |

会 議 録 第 2 号

| | |
|-----------------|----|
| 日時 | 23 |
| 出席並びに欠席議員 | 23 |
| 出席説明員 | 23 |
| 出席事務局職員 | 24 |
| 議事日程 | 24 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 本日の会議に付した事件 | 24 |
| 開議 | 24 |
| ・開議の宣告 | 24 |
| ・一般質問 | 24 |
| 4番 中山栄一君 | 24 |
| 1.行政改革大綱に基づく集中改革プラン策定について | |
| 2.行政評価制度について | |
| 3.情報の提供、公開について | |
| 7番 堤 實 君 | 31 |
| 1.合併に伴う職員定数について | |
| 2.新市のまちづくりについて | |
| 3.みらい平インターチェンジ設置の必要性 | |
| 20番 山崎貞美君 | 36 |
| 1.新市の事業の優先順位について | |
| 2.旧伊奈地区、旧谷和原地区の実情について | |
| 12番 横張光男君 | 41 |
| 1.新市長の政治姿勢について | |
| 2.教育行政について | |
| 3.行政改革と地方財政について | |
| 18番 海老原 弘 君 | 53 |
| 1.ワープステーション江戸の今後について | |
| 2.つくばみらい市の下水道計画 | |
| 9番 岡田伊生君 | 63 |
| 1.市発注の随意契約について | |
| 2.小貝川沿いの堤（福岡堰～岡堰）の観光事業について | |
| 3番 染谷礼子君 | 69 |
| 1.県道の歩道整備について | |
| 2.伊奈庁舎周辺の整備について | |
| 3.蛍光管の回収について | |
| 4.岡堰にこいのぼりを使ったまちおこし（イベント）について | |
| ・散会の宣告 | 75 |
| 散会 | 75 |

会 議 録 第 3 号

| | |
|------------------------|-----|
| 日時 | 77 |
| 出席並びに欠席議員 | 77 |
| 出席説明員 | 77 |
| 出席事務局職員 | 78 |
| 議事日程 | 78 |
| 本日の会議に付した事件 | 78 |
| 開議 | 78 |
| ・開議の宣告 | 78 |
| ・一般質問 | 78 |
| 24番 細 田 忠 夫 君 | 78 |
| 1.新市建設の基本方針について | |
| 2.食育の普及について | |
| 2番 鴻 巣 早 苗 君 | 86 |
| 1.東板橋から野堀地区への歩道の整備状況 | |
| 22番 今 川 英 明 君 | 87 |
| 1.合併特例債事業の進め方について | |
| 2.企業誘致について | |
| 3.行政サービスについて | |
| 4.少子化対策について | |
| 5.財政について | |
| 30番 市 川 忠 夫 君 | 96 |
| 1.保育園児バス送迎の存続について | |
| 2.住宅リフォーム助成制度の実施について | |
| 3.品目横断的経営安定対策について | |
| 26番 川 上 文 子 君 | 105 |
| 1.就学援助制度について | |
| 2.障害者自立支援法について | |
| 3.水道事業について | |
| 15番 古 川 よし枝 君 | 116 |
| 1.非核平和都市宣言について | |
| 2.みらい平駅へのアクセス道路の整備について | |
| 3.小規模公共事業請負希望者登録制度について | |
| 4.生活保護行政について | |

| | |
|-----------------------|-----|
| 14番 松本和男君 | 125 |
| 1.都市計画道路東櫛戸・台線の整備について | |
| 2.道路等の未登記処理について | |
| ・散会の宣告 | 128 |
| 散会 | 128 |

会 議 録 第 4 号

| | |
|-------------------------------|-----|
| 日時 | 129 |
| 出席並びに欠席議員 | 129 |
| 出席説明員 | 129 |
| 出席事務局職員 | 130 |
| 議事日程 | 130 |
| 本日の会議に付した事件 | 131 |
| 開議 | 132 |
| ・開議の宣告 | 132 |
| ・議案第24号～議案第51号 委員長報告、質疑 | 132 |
| ・討論・採決 | 139 |
| ・選挙第7号～選挙第8号 | 154 |
| ・推薦第1号 | 155 |
| ・政治倫理条例調査特別委員会の設置について | 156 |
| ・閉会中の継続審査の件 | 157 |
| ・閉会の宣告 | 157 |
| 閉会 | 157 |

平成18年第2回つくばみらい市議会臨時会会議録

| | |
|-------------------|-----|
| 招集告示 | 159 |
| 日時 | 160 |
| 出席並びに欠席議員 | 160 |
| 出席説明員 | 160 |
| 出席事務局職員 | 161 |
| 会議録署名議員 | 161 |
| 議事日程 | 161 |
| 本日の会議に付した事件 | 161 |

| | |
|---|-----|
| 開会 | 161 |
| ・開会の宣告 | 161 |
| ・会議録署名議員の指名 | 162 |
| ・会期の決定について | 162 |
| ・議案第52号～議案第54号 上程、提案理由説明 | 162 |
| ・議案第52号～議案第54号について各委員会付託 | 163 |
| ・議案第52号～議案第54号について各委員長報告、質疑、討論、採決 | 163 |
| ・諮問第1号 上程、提案理由説明、質疑、採決 | 167 |
| ・閉会の宣告 | 168 |
| 閉会 | 168 |

第 1 回定例会会議録

つくばみらい市告示第138号

平成18年第1回つくばみらい市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成18年6月7日

つくばみらい市長 飯 島 善

1. 期 日 平成18年6月14日

2. 場 所 つくばみらい市議会議事堂

平成18年第1回つくばみらい市議会定例会会期日程

| 月 日 | 曜 日 | 区 分 | 議 事 内 容 |
|-------|-----|-----|---|
| 6月14日 | 水 | 本会議 | 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由等の説明 予算特別委員会の設置 委員会へ付託 散会 |
| 6月15日 | 木 | 本会議 | 一般質問 |
| 6月16日 | 金 | 本会議 | 一般質問 |
| 6月17日 | 土 | 休 日 | |
| 6月18日 | 日 | 休 日 | |
| 6月19日 | 月 | 休 会 | 教育民生常任委員会 経済常任委員会 |
| 6月20日 | 火 | 休 会 | 総務常任委員会 |
| 6月21日 | 水 | 休 会 | 一般会計予算特別委員会 |
| 6月22日 | 木 | 休 会 | 一般会計予算特別委員会 |
| 6月23日 | 金 | 休 会 | 教育民生常任委員会連合審査 経済常任委員会連合審査 |
| 6月24日 | 土 | 休 日 | |
| 6月25日 | 日 | 休 日 | |
| 6月26日 | 月 | 休 会 | 議事整理 議案等の調査研究 |
| 6月27日 | 火 | 本会議 | 委員長報告 質疑、討論、採決 閉会 |

第 1 号

[6 月 14 日]

平成18年第1回
つくばみらい市議会定例会議録 第1号

平成18年6月14日 午後1時00分開会

1.出席議員

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 高木寛房君 | 17番 | 大好光君 |
| 2番 | 鴻巣早苗君 | 18番 | 海老原弘君 |
| 3番 | 染谷礼子君 | 19番 | 富山和夫君 |
| 4番 | 中山栄一君 | 20番 | 山崎貞美君 |
| 5番 | 倉持悦典君 | 21番 | 廣瀬満君 |
| 7番 | 堤 實君 | 22番 | 今川英明君 |
| 8番 | 福嶋克良君 | 23番 | 豊島 葵君 |
| 9番 | 岡田伊生君 | 24番 | 細田忠夫君 |
| 10番 | 古館千恵子君 | 25番 | 倉持眞孜君 |
| 11番 | 直井誠巳君 | 26番 | 川上文子君 |
| 12番 | 横張光男君 | 27番 | 中山 平君 |
| 13番 | 安藤幸子君 | 28番 | 豊島 安一君 |
| 14番 | 松本和男君 | 29番 | 神立精之君 |
| 15番 | 古川よし枝君 | 30番 | 市川忠夫君 |
| 16番 | 飯野喬一君 | 32番 | 野田正男君 |

1.欠席議員

6番 飯泉静男君

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

| | |
|-------------------|---------|
| 市 長 | 飯島 善君 |
| 収入役職務代理者 | 豊島 久君 |
| 教 育 長 | 豊嶋 隆一君 |
| 総 務 部 長 | 海老原 茂君 |
| 市 民 部 長 | 羽生 恵洋君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 渡辺 勝美君 |
| 産 業 振 興 部 長 | 鈴木 清君 |
| 都 市 建 設 部 長 | 青木 秀君 |
| 教 育 次 長 | 倉持 政永君 |
| 秘 書 広 聴 課 長 | 森 勝巳君 |
| 参事兼企画政策課長 | 中川 修君 |
| 総 務 課 長 | 神戸 一夫君 |
| 財 政 課 長 | 秋田 信博君 |
| 水 道 課 長 | 間根山 知己君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 猪瀬 重夫君 |

1. 職務のため出席した者の氏名

| | |
|-----------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 古 谷 安 史 君 |
| 議 会 事 務 局 副 参 事 | 井 波 進 君 |
| 書 | 亀 田 和 義 君 |

1. 会議録署名議員

| | |
|-----|-----------|
| 3 番 | 染 谷 礼 子 君 |
| 4 番 | 中 山 栄 一 君 |

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成18年6月14日(水曜日)

午後1時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 陳情について
- 日程第4 報告第1号 平成17年度つくばみらい市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第2号 平成17年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 平成17年度つくばみらい市水道事業会計予算繰越計算書について
- 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第17号 教育委員会委員の任命について
- 議案第18号 教育委員会委員の任命について
- 議案第19号 教育委員会委員の任命について
- 議案第20号 教育委員会委員の任命について
- 議案第21号 教育委員会委員の任命について
- 議案第22号 監査委員の選任について
- 議案第23号 監査委員の選任について
- 議案第24号 利根川水系県南水防事務組合規約の変更について
- 議案第25号 常総衛生組合規約の変更について
- 議案第26号 つくばみらい市名誉市民条例
- 議案第27号 つくばみらい市市民栄誉賞条例
- 議案第28号 つくばみらい市表彰条例
- 議案第29号 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例
- 議案第30号 つくばみらい市花・木・鳥等制定委員会条例
- 議案第31号 つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例

- 議案第32号 つくばみらい市総合計画審議会条例
- 議案第33号 つくばみらい市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- 議案第34号 つくばみらい市国民保護協議会条例
- 議案第35号 つくばみらい市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- 議案第37号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第38号 つくばみらい市環境保全条例
- 議案第39号 つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 つくばみらい市障害者給付審査会の委員の定数等を定める条例
- 議案第41号 つくばみらい市下水道審議会条例
- 議案第42号 つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例
- 議案第43号 市道路線の認定について
- 議案第44号 平成18年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第45号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第46号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第47号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第48号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第49号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第50号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第51号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計予算

- 日程第5 議案第24号～議案第43号、議案第45号～議案第51号について各委員会付託
- 日程第6 一般会計予算特別委員会の設置及び議案第44号について委員会付託
- 日程第7 発議第5号 市長の専決処分事項の指定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 陳情について
- 日程第4 報告第1号 平成17年度つくばみらい市一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 報告第2号 平成17年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
 - 報告第3号 平成17年度つくばみらい市水道事業会計予算繰越計算書について
- 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議案第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第17号 教育委員会委員の任命について
- 議案第18号 教育委員会委員の任命について
- 議案第19号 教育委員会委員の任命について
- 議案第20号 教育委員会委員の任命について
- 議案第21号 教育委員会委員の任命について
- 議案第22号 監査委員の選任について
- 議案第23号 監査委員の選任について
- 議案第24号 利根川水系県南水防事務組合理約の変更について
- 議案第25号 常総衛生組合理約の変更について
- 議案第26号 つくばみらい市名誉市民条例
- 議案第27号 つくばみらい市市民栄誉賞条例
- 議案第28号 つくばみらい市表彰条例
- 議案第29号 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例
- 議案第30号 つくばみらい市花・木・鳥等制定委員会条例
- 議案第31号 つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例
- 議案第32号 つくばみらい市総合計画審議会条例
- 議案第33号 つくばみらい市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- 議案第34号 つくばみらい市国民保護協議会条例
- 議案第35号 つくばみらい市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- 議案第37号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第38号 つくばみらい市環境保全条例
- 議案第39号 つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 つくばみらい市障害者給付審査会の委員の定数等を定める条例
- 議案第41号 つくばみらい市下水道審議会条例
- 議案第42号 つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例
- 議案第43号 市道路線の認定について
- 議案第44号 平成18年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第45号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第46号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第47号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第48号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算

- 議案第49号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
議案第50号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
議案第51号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計予算
- 日程第5 議案第24号～議案第43号、議案第45号～議案第51号について各委員会付託
日程第6 一般会計予算特別委員会の設置及び議案第44号について委員会付託
日程第7 発議第5号 市長の専決処分事項の指定について
-

議長（豊島 葵君） それでは、平成18年第1回つくばみらい市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、新生つくばみらい市が本年3月27日に誕生して初めての定例会であります。現在、新市の予算は暫定予算であります。本定例会は、平成18年度予算を本予算として審議する重要な議会であります。

後ほど、市長から、市政運営に関する方針について説明があると存じますが、議会といたしましては、住民福祉の向上と、新生つくばみらい市発展のため、十分な審議を尽くしてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、この旨をご理解いただき、議会運営に格段の協力と支援を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

午後1時00分開会

開会の宣告

議長（豊島 葵君） ただいまの出席議員は30名です。欠席議員は6番飯泉静男君です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成18年第1回つくばみらい市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局副参事、事務局主事、議案説明のため、市長、教育長、収入役職務代理人、各部長、次長、関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名について

議長（豊島 葵君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定によって、議長において、3番染谷礼子君、4番中山栄一君を指名します。

会期の決定について

議長（豊島 葵君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りする前に、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長から、会期等について委員会の結果を報告願います。

議会運営委員長細田忠夫君。

〔議会運営委員長 細田忠夫君 登壇〕

議会運営委員長（細田忠夫君） 去る6月7日午後1時30分より議会運営委員会を開催し、平成18年第1回つくばみらい市議会定例会の日程を協議いたしました。その結果をご報告申し上げます。

なお、委員会は、委員12名の出席と、執行部より、海老原総務部長、石神総務課長補佐が出席しております。

日程につきましては、お手元の別紙1の資料のとおりでございます。本日より27日までの14日間を予定しております。

14日、本日でございますが、13時より本会議を開催いたしまして、会期の決定、市長の施政方針、提案理由の説明がございます。

議案につきましては、報告事項、人事案件、条例、各予算等が予定されているところでございます。各議案につきましては、関係委員会に付託する予定でございます。

なお、一般会計予算特別委員会の設置と正副委員長の互選を予定しております。

そのほか、一般会計予算につきましては、一般会計予算特別委員会に付託する予定でございます。

特別会計につきましては、関係委員会に付託されまして、連合審査とすることに予定しました。

そのほか、議員提案も予定されているところでございます。

15日木曜日、10時から、本会議、一般質問、1番から7番までを予定しております。

16日金曜日、10時から、本会議で一般質問、8番から14番までを予定しております。

17、18日は、土日でございますので、休日となります。

19日月曜日、10時から、教育民生常任委員会を開催していただきまして、付託案件の審議をしていただきます。

同じく19日、13時から、経済常任委員会を開催していただきまして、付託案件の審議を行っていただきます。

20日、10時から、総務常任委員会を開催していただきまして、付託案件を審議していただきます。

21日、9時から、これから設置されますところの一般会計予算特別委員会を開催していただきまして、一般会計予算の審議をしていただきます。

同じく、22日、9時から、一般会計予算特別委員会を開催していただきまして、前日の残りの分の一般会計予算の審議をしていただきます。

23日、連合審査でございますが、関係委員会に付託されました7特別会計予算の審議を行います。

24日、25日は、土日でございますので、休日となります。

26日、月曜日、予備日として自宅審議といたします。

27日、最終日でございますが、13時から本会議を開催していただきまして、付託されました議案の委員長報告並びに質疑・討論・採決を予定しております。

以上が、議会運営委員会で協議した日程でございます。ご検討の上、ご協力いただきますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

議長（豊島 葵君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの14日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月27日までの14日間に決定しました。

陳情について

議長（豊島 葵君） 日程第3、陳情について。

今期定例会までに受理した陳情は、お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しましたから、ご報告いたします。

-
- | | |
|---------|---|
| 報告第 1号 | 平成17年度つくばみらい市一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 報告第 2号 | 平成17年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 報告第 3号 | 平成17年度つくばみらい市水道事業会計予算繰越計算書について |
| 議案第 14号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 議案第 15号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 議案第 16号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 議案第 17号 | 教育委員会委員の任命について |
| 議案第 18号 | 教育委員会委員の任命について |
| 議案第 19号 | 教育委員会委員の任命について |
| 議案第 20号 | 教育委員会委員の任命について |
| 議案第 21号 | 教育委員会委員の任命について |
| 議案第 22号 | 監査委員の選任について |
| 議案第 23号 | 監査委員の選任について |
| 議案第 24号 | 利根川水系県南水防事務組合理約の変更について |
| 議案第 25号 | 常総衛生組合理約の変更について |
| 議案第 26号 | つくばみらい市名誉市民条例 |
| 議案第 27号 | つくばみらい市市民栄誉賞条例 |
| 議案第 28号 | つくばみらい市表彰条例 |
| 議案第 29号 | 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例 |
| 議案第 30号 | つくばみらい市花・木・鳥等制定委員会条例 |
| 議案第 31号 | つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例 |
| 議案第 32号 | つくばみらい市総合計画審議会条例 |
| 議案第 33号 | つくばみらい市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 |
| 議案第 34号 | つくばみらい市国民保護協議会条例 |
| 議案第 35号 | つくばみらい市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 36号 | つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 |

- 議案第37号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第38号 つくばみらい市環境保全条例
- 議案第39号 つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 つくばみらい市障害者給付審査会の委員の定数等を定める条例
- 議案第41号 つくばみらい市下水道審議会条例
- 議案第42号 つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例
- 議案第43号 市道路線の認定について
- 議案第44号 平成18年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第45号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第46号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第47号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第48号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第49号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第50号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第51号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計予算

議長（豊島 葵君） 日程第4、報告第1号から報告第3号まで、及び議案第14号から議案第51号まで、以上41件を一括上程いたします。

提案理由の説明

議長（豊島 葵君） 提案理由の説明を求めます。
市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 施政方針並びに提案理由の説明を申し上げます。

本日、平成18年第1回つくばみらい市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多用中にもかかわらずご出席を賜り、まことにありがとうございます。

私は、このたびの、つくばみらい市初の市長選挙に際しまして、各議員を初め市民の皆様の温かいご支援を賜りまして当選をさせていただきました。心から御礼を申し上げます。

議案説明に先立ち、市長選挙後、最初の市議会定例会に当たり、私の市政運営に対する所信の一端を申し上げます。議員の皆様を初め、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

ご承知のように、我が国経済は回復傾向にあるものの、少子高齢化の進行で、かつて例を見ない人口減少社会が到来し、国と地方の税財政等を見直す三位一体の改革も、多くの課題を抱えておる次第でございます。新市の行財政運営に当たりましては、マニフェストの実現に向け、積極果敢に行政政策を行革の視点から展開をしていかなければならないと考えておる次第でございます。

平成18年度のつくばみらい市経営方針は、一言で申し上げますと、市民アンケートに立脚した、つくばみらい市まちづくり計画を基本としたまちづくりでございます。したがって

まして、新市の主要施策も、「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」の実現に向けて、都市基盤の整備や生活環境の整備など、7本の大きな柱のもとに各種事業を実施してまいります。

まず、総務部門であります。安全安心のまちづくりを目指し、災害時に住民に必要な災害情報の伝達、避難指示・勧告などを行うための防災行政無線の再整備や、伊奈・谷和原丘陵部に耐震性貯水槽、これは40トンでございますが、これを6基、設置工事などを予定しております。

企画関係では、総合振興計画の策定や行政改革大綱及び集中改革プランを策定し、行革を推進しながら、さらに行政評価制度を導入し、各事業について、その必要性、効率性、成果を十分に吟味し、適正な進行管理を行ってまいります。

また、職員の育成については、各種研修を充実させ、人事考課制度を取り入れることで職員の資質の向上と専門職員の育成を図り、質の高い住民サービスの提供に努めてまいります。

また、合併し、分庁方式となりましたが、伊奈・谷和原庁舎間のネットワークを使って、戸籍関係の証明書や印鑑証明書、固定資産評価証明などの発行が、どちらの庁舎でも可能なシステムを構築いたしましたので、住民サービスの低下を招かぬように、また、利用しやすいシステムの構築に努力をしてまいります。

福祉部門では、福祉事務所の設置により、これまで県で行っていた生活保護、児童扶養手当、特別障害者手当などの業務を市で行うことができ、一層の住民サービス向上が期待できます。

次に、少子化対策でございますが、本市の人口4万1,238人、平成18年4月1日現在でございますが、これに対する年少人口、14歳以下の方々でございますが、5,478人で、わずか13.3%であります。65歳以上の高齢者の方々の人口は7,994人で、人口の19.3%となっております。このように、年々少子高齢化が進んでいるわけですが、この対策としては、安心して子供を産んで育てられる環境づくりが急務であると考えますので、本年から3年計画で、幼稚園と保育所の一体的な整備などを推進してまいりたいと考えております。

また、放課後児童クラブにつきましても、小学校の余裕教室を活用するなど、子育て支援事業を継続して実施をしてまいります。

保健衛生部門では、両保健センターの施設を利用し、健康推進事業や介護予防事業を展開してまいります。また、総合検診や各種検診事業の充実や、生活習慣病予防のための栄養指導を行ってまいります。

防犯、交通安全については、警察や防犯協会、ボランティアや自警組織による防犯パトロールが実施され、市のパトロール車による啓発活動を実施しております。また、今後も安全で安心な地域環境を確保するため、関係機関と連携し、防犯に対する意識の高揚や防犯活動の促進を図ります。また、子供たちへの犯罪を未然に防ぐため、通学路のパトロールの強化等を行ってまいります。

次に、交通事故の防止対策として、交通安全教室の開催や交通安全運動などを通じて、市民の安全意識とマナーの高揚を図るとともに、道路反射鏡、道路標識などの安全施設整備も進めてまいります。

環境につきましては、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、一般廃棄物処理基本計

画を策定し、環境の保全、向上に努めます。具体的には、ごみの減量化、資源化を進め、いわゆる3R、リデュース(ごみの抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)、この活動を推進することで、限りある資源を有効に繰り返して使う循環型社会の構築を目指します。また、環境保全条例を制定し、良好な環境を確保してまいりたいと考えております。

本市の基幹産業である農業の振興については、担い手不足や高齢化が進むなど、厳しい状況になっております。今後の日本の農業を背負って立つことができるような、意欲と能力のある担い手が中心となる農業構造を確立するため、平成19年度から、品目横断的経営安定対策を導入することが決定されております。これは、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用パレイショの5品目の価格保証を廃止し、4ヘクタール以上の認定農業者や20ヘクタール以上の集落営農組織に支援するものでございます。この制度を各農家に啓蒙普及を徹底するとともに、認定農業者の育成と集落営農を推進してまいりたいと思っております。

商工観光につきましては、地域の豊かな自然、歴史、文化施設を効果的、有効的に活用するため、PR活動を推進してまいります。また、地元物産のPRやブランド化を図り、販路拡大を推進してまいりたいと思っております。

次に、都市建設部門については、都市基盤の整備として、合併市町村基幹道路緊急整備支援事業の指定を受けた箇所、(仮称)豊体横町下宿線と東櫛戸・台線を重要路線と位置づけ、特例債により整備を進める予定でございます。また、小張バイパスや都市計画道路守谷・小絹線の早期実現を目指すとともに、みらい平駅前に自転車駐輪場を整備をいたします。そのほか主要事業としては、伊奈・谷和原丘陵部内常磐道にかかる伊奈橋の耐震補強工事や中島地区農道整備を予定しております。

生活環境の整備としては、小貝川の旧河川で護岸の洗掘が激しく、それに接する青木、中谷原地区住民の生活に不安をもたらしておりますので、早期に護岸の整備を行い、親水空間の整備を図ってまいります。また、地震に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の無料耐震診断を実施いたします。

上水道事業につきましては、安全安心な水の安定供給を図るため、施設の機能向上、維持管理に努めてまいります。また、主な事業につきましては、14年度から進めている伊奈・谷和原丘陵部区内の整備を始めとし、老朽管更新工事や久保浄水場の高区受変電設備改修工事を予定しております。

次に、下水道事業ですが、伊奈・谷和原丘陵部地区内及び主要地方道つくば野田線沿線の既存集落の管路整備を行ってまいります。また、取手地方広域下水道組合の区域内についても、連携して計画的かつ効率的な整備を推進してまいります。

農業集落排水事業については、本年度に豊南部地区の処理場が完成し、一部供用を開始する予定でございます。合併処理浄化槽については、公共下水道、農集排及びコミプラ事業の認可等区域外を対象に設置を促進し、生活排水対策を図ってまいります。また、域内の未加入者への加入促進も図ります。

学校教育関係ですが、新しいばらき教育プランのテーマである「茨城の未来を拓くたくましい人づくり」の具現化を図り、一人一人の生涯に役立つ学力・体力・気力の向上に向けて重点目標を掲げて、その推進に努力をしております。

一方、今月初めに市内の小学校に不審な手紙が届けられ、他県においては、通学路等において小学生が犠牲になるなどの痛ましい事件が発生しております。子供たちの安全確保

については、地域ぐるみでの取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、学校施設についても、十和小学校の屋内運動場の耐震補強工事に伴う耐震診断及び実施計画を予定しております。さらに、三島小学校と谷井田小学校の各屋内運動場については、耐震補強工事の入札を、昨日、12日に実施をしたところでございます。財政状況の厳しい折ではございますが、市内の学校施設の環境整備に努めてまいります。

学校給食につきましても、地元産米を引き続き使用し、さらに地元産の野菜についても、地場産業の育成、安全安心の観点から、生産者の理解と協力を得て使用してまいりたいと思っております。

次に、生涯学習部門でございますが、板橋地区の生涯学習の拠点となるコミュニティセンターを、本年度から3年計画で整備する予定です。本年度については、用地取得約5,000m²を予定いたしております。

文化祭につきましては、11月4日、5日の2日間を予定しておりますが、内容については、実行委員会を立ち上げ、協議をしてまいりたいと思っております。

スポーツの振興についても、各種のスポーツ大会を初め各種イベントの開催や、スポーツ少年団等の育成支援を、体育協会等と連携しながら推進をしてまいります。

公民館活動については、引き続き各種講座を開設するなど、充実を図ってまいります。

図書館については、小絹コミュニティセンターを分館とするため、今年度整備を進め、来年度の開館を目指します。

また、伊奈町史編さん事業の完結に向け、事業の推進を図ってまいります。

以上、平成18年度の施政方針を述べさせていただきました。

つくばみらい市の初代市長として、私は、新市の新たな時代を創造すべく全身全霊をかけ、「公正・公平」で開かれた市政の推進に取り組んでいく決意でございますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、今定例会に提出をさせていただきました議案につきまして、ご説明を申し上げます。報告案件が3件、議案が38件でございます。

まず、平成18年度予算概要については、一般会計129億6,904万5,000円、特別会計104億8,536万3,000円、一般会計、特別会計を合わせまして234億544万8,000円でございます。

水道事業会計では、収益的収入と支出は、それぞれ10億6,580万4,000円、10億6,205万9,000円、資本的収入と支出は、それぞれ5億2,412万4,000円と、7億602万8,000円でございます。

まず、報告3件について、順次説明を申し上げます。

報告第1号 平成17年度つくばみらい市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、町道1560号線道路整備事業外5事業の繰越計算書で、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第2号 平成17年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、伊奈・谷和原丘陵部の茨城県委託料にかかわる繰越計算書で、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第3号 平成17年度つくばみらい市水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、中通川河川改修に伴う導配水管の移設工事で、県発注の樋管改修工事の影響により本工事の着手がおくれたことにより繰り越しをしたものであり、地方公営企業法第26条

第3項の規定により報告をするものでございます。

続きまして、今定例会に提出をいたしました議案38件について、説明を申し上げます。

議案第14号から議案第16号までの3議案については、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。つくばみらい市誕生に伴い、地方税法第123条第8項及び第9項の規定による暫定固定資産評価審査委員会委員を選任していたわけですが、今回、定例会が開催されましたことにより、これまでの暫定委員、山田紀孝氏、豊島良夫氏、渡辺友行氏の3氏を新たに選任するもので、地方税法第423条第3項の規定により同意を求めるものでございます。

議案第17号から議案第21号までの5議案については、教育委員会委員の任命についてでございます。つくばみらい市誕生に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条の規定により、臨時に選任した教育委員の在任期間が本定例議会の末日をもって満了となるため、同法施行令第20条の規定により、間宮久子氏、豊嶋隆一氏、富田郁夫氏、高橋隆太氏、中島正志氏の5氏を新たに任命するものでございます。

議案第22号及び23号 監査委員の選任についてでございますが、竹内 啓氏、神立精之氏の2氏を新たに選任するもので、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

議案第24号 利根川水系県南水防事務組合理約の変更についてでございますが、組合を組織する取手市において、字の区域の変更及び設定が行われたことに伴い、区域名の一部を変更するものとともに、組合議員の任期に係る規定に関し明確化を図るため、規定の一部を変更するものでございます。

議案第25号 常総衛生組合理約の変更についてでございますが、本市内の字の名称が変更されたことに伴い、事務所の位置に関する規定を変更するものでございます。

議案第26号 つくばみらい市名誉市民条例でございますが、つくばみらい市発足に伴い、社会の発展に著しい功績があり、市民の誇りとして等しく尊敬される者に対し、つくばみらい市名誉市民の称号を贈り、これを顕彰するため、本条例案を提出するものでございます。

議案第27号 つくばみらい市市民栄誉賞条例でございますが、つくばみらい市民に明るい希望を与えるとともに、活力をもたらし、広く市民に敬愛される者に対し、つくばみらい市市民栄誉賞を贈り、この栄誉をたたえるために、本条例案を提出するものでございます。

議案第28号 つくばみらい市表彰条例でございますが、市の政治・経済・社会・文化等各般にわたり市政の発展に寄与された功労者の表彰をするため、本条例案を提出するものでございます。

議案第29号 政治倫理の確立のためのつくばみらい市の市長の資産等の公開に関する条例でございますが、政治倫理の確立のため国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、本条例案を提出するものでございます。

議案第30号 つくばみらい市花・木・鳥等制定委員会条例でございますが、市民共有のシンボルとして、教育の場や観光産業振興等での活用を図るため、つくばみらい市の花・木・鳥等の制定をするための委員会を設置するため、本条例案を提出するものでございます。

議案第31号 つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例でございますが、地方自

治法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、ふるさと創生事業の推進に関し必要な事項を調査及び審議する「つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会」を置くため、本条例案を提出するものであります。

議案第32号 つくばみらい市総合計画審議会条例でございますが、つくばみらい市の将来像を定め、つくばみらい市まちづくり計画の実現に向けた施策の指針となる基本構想及び基本計画を策定するに当たり、地方自治法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、必要な事項を調査及び審議をする「つくばみらい市総合計画審議会」を置くため、本条例案を提出するものでございます。

議案第33号 つくばみらい市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例でございますが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条等の規定に基づき、この条例案を提出するものであります。

議案第34号 つくばみらい市国民保護協議会条例でございますが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第 8 項の規定に基づき、本条例案を提出するものであります。

議案第35号 つくばみらい市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、これに伴い非常勤消防団員の処遇改善を図るため、つくばみらい市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第36号 つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例でございますが、公の施設の管理は、適正な管理を図る観点から、直営のほか、委託先が公共団体、公共的団体及び出資法人等に限定されていましたが、地方自治法が改正され、管理委託制度から指定管理者制度へと制度転換が図られることになりました。現在、つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘の管理運営につきましては、つくばみらい市社会福祉協議会へ委託し、利用者に対するサービスの向上を図っておりますが、改正法の経過措置が終わる平成18年 9 月 1 日からは指定管理者制度へと転換をするため、また、そのほか公の施設の管理についても、今後本制度を導入できるようにするために、本条例案を提出するものでございます。

議案第37号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、非常勤の特別職である各種委員会委員のうち、市内の公立学校の教職員である者については、報酬にかえて費用弁償を支給、あわせて本議会に提案いたしました環境保全条例の制定による審議会委員の報酬及び障害者自立支援法が施行されたことに伴い、障害者の障害程度区分の審査判定をする障害者給付審査会委員の報酬額を別表に追加するため、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第38号 つくばみらい市環境保全条例でございますが、環境の保全についての市、市民及び事業者、それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項、そのほかの必要な事項を定めることにより、良好な環境を将来にわたって確保することを目的とし、つくばみらい市の自然環境と生活環境を保全するため、本条例案を提出するものであります。

議案第39号 つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正す

る条例でございますが、議案第36号でもご説明申し上げましたが、地方自治法が改正され、管理委託制度から指定管理者制度へと制度転換が図られたことに伴い、つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘にもこの指定管理者制度を導入するため、つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正するものであります。

議案第40号 つくばみらい市障害者給付審査会の委員の定数等を定める条例でございますが、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、障害者の障害程度区分を審査判定するつくばみらい市障害者給付審査会を設置し、当該審査会の委員の定数等を定めるため、本条例を提出するものであります。

議案第41号 つくばみらい市下水道審議会条例でございますが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、つくばみらい市下水道審議会を置いて、下水道事業の円滑な運営を図るため、本条例案を提出するものでございます。

議案第42号 つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例でございますが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会を置いて、農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業の円滑な運営を図るため、本条例案を提出するものでございます。

議案第43号 市道路線の認定についてでございますが、市道3000号は、東櫛戸・台線として都市計画決定がされ、茨城県では都市軸道路として位置づけられている路線でございます。この路線は、茨城県南部の守谷市、つくばみらい市、つくば市で展開されているつくばエクスプレス沿線開発地区を結び、将来の交通需要への対応と道路交通の利便性を確保するとともに、これら市街地の骨格軸を形成し、新たなまちづくりの促進を図る主要幹線道路として計画されていることから、今回、合併特例債を活用し早期整備を図るため、市道路線として、道路法第8条第2項の規定により認定をするものであります。

市道3001号線は、市役所、庁舎間のネットワークの強化を図る上で重要な路線であり、現在は、一般県道常総取手線と主要地方道野田牛久線の丁字交差が近接しているため慢性的な渋滞を招き、歩道も未整備であり危険度が高く、幹線道路としての支障をきたしていることから、今回、合併特例債を活用し早期整備を図るため、市道路線として、道路法第8条2項の規定により認定をするものでございます。

議案第44号 平成18年度つくばみらい市一般会計予算でございます。

予算の構成でございますが、歳入歳出予算、継続費、債務負担行為、地方債、一般借入金、歳出予算の流用となっております。

歳入歳出予算の総額は129億6,904万5,000円でございます。平成17年度両町村当初予算合算額を3億4,000万円余上回る予算規模でございますが、この背景には、合併特例事業、合併特例交付金事業、まちづくり交付金事業が関連しております。地方債などの財源の手当がなされている等の要因がございます。また、増収となっております市税や微増の地方交付税に加えまして、多額の基金や繰越金を投入しながら、歳入総額を確保している現状でございます。

議案第45号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算、議案第46号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計予算、議案第47号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計予算でございます。

医療と介護に密接な関係がございます国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計の三会計予算の総額は、86億5,966万7,000円でございます。一時借入金の

総額は5億円でございます。それぞれの費用額の抑制が最大の課題でございます。レセプトの縦覧点検を行いながら、保健部門との協力体制により、疾病予防策を講じ、医療介護の課題解決に邁進してまいりたいと考えております。

議案第48号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算、議案第49号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算でございます。公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計、両会計の合算額は17億7,050万3,000円でございます。両会計におきましては、居住環境の整備に配慮しながら、水質汚濁防止策を講じてまいります。普及率100%を目標に掲げながら、財政状況を勘案して事業の平準化を図ることといたします。加入の促進に全力を注いでまいります。

議案第50号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算でございますが、分譲住宅全戸数558戸の住宅土地貸付収入や一般会計繰入金を基本財産としまして、地権者に住宅敷地借上料を支払っております。予算総額は5,519万3,000円、一時借入金は600万円でございます。

最後に、議案第51号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計予算でございますが、収益的収入と支出は、それぞれ10億6,580万4,000円と10億6,205万9,000円です。資本的収入と支出は、それぞれ5億2,412万4,000円と7億6,002万8,000円でございます。給水戸数は1万2,800件、年間総配水量は406万立方メートル、1日平均配水量は1万1,120立方メートルでございます。

合併特例交付金事業として、水道事業総合基本計画策定業務に取り組みます。広域対策事業や老朽管更新事業も推進しながら、高区受変電設備改修工事を計画しております。丘陵部地区の配水管布設工事も実施するほか、谷和原地域におきましては、第3次拡張事業を推進してまいります。

以上をもちまして議案説明を終了いたしますが、慎重なご審議を賜りまして、ぜひご決議くださるようお願いを申し上げますと終わりといたします。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

報告第1号から報告第3号までは、報告案件でありますのでご了承願います。

お諮りします。

ただいま議題となっております38案件のうち、議案第14号から議案第23号までについて先議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第23号までについて先議することに決しました。

議案第14号～議案第23号について先議

議長（豊島 葵君） 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 挙手多数です。したがって、議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決しました。

議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 挙手多数です。したがって、議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決しました。

議案第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから議案第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 挙手多数です。したがって、議案第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決しました。

議案第17号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから議案第17号 教育委員会委員の任命について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 挙手多数です。したがって、議案第17号 教育委員会委員の任命

については、同意することに決しました。

議案第18号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから議案第18号 教育委員会委員の任命について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 挙手多数です。したがって、議案第18号 教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。

議案第19号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから議案第19号 教育委員会委員の任命について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 挙手多数です。したがって、議案第19号 教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。

議案第20号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから議案第20号 教育委員会委員の任命について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 挙手多数です。したがって、議案第20号 教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。

議案第21号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから議案第21号 教育委員会委員の任命について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 挙手多数です。したがって、議案第21号 教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。

議案第22号 監査委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから議案第22号 監査委員の選任について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 挙手多数です。したがって、議案第22号 監査委員の選任については、同意することに決しました。

議案第23号 監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、地方自治法第 117条の規定によって、神立精之君の退場を求めます。

〔29番 神立精之君 退場〕

議長（豊島 葵君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから議案第23号 監査委員の選任について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 挙手多数です。したがって、議案第23号 監査委員の選任については、同意することに決しました。

ここで、神立精之君の入場を許します。

〔29番 神立精之君 入場〕

議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩です。

午後 1 時 5 2 分休憩

午後 2 時 0 2 分開議

議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

議案第 2 4 号～議案第 4 3 号、議案第 4 5 号～議案第 5 1 号について各委員会付託

議長（豊島 葵君） 日程第 5、議案第24号～議案第43号、及び議案第45号～議案第51号について各委員会付託を行います。

お諮りします。

この際、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり、各委員会に付託することに決しました。

一般会計予算特別委員会の設置及び議案第44号について委員会付託

議長（豊島 葵君） 日程第6、一般会計予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

議案第44号 平成18年度つくばみらい市一般会計予算については、お手元に配付しました名簿のとおり、15名で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号 平成18年度つくばみらい市一般会計予算は、15名で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

それでは、正副委員長の互選のため、ここで暫時休憩します。

午後2時04分休憩

午後2時05分開議

議長（豊島 葵君） 引き続き会議を再開します。

休憩中に正副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。

委員長に野田正男君、副委員長に神立精之君、以上のとおり報告申し上げます。

発議第5号 市長の専決処分事項の指定について

議長（豊島 葵君） 日程第7、発議第5号 市長の専決処分事項の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

14番松本和男君。

〔14番 松本和男君 登壇〕

14番（松本和男君） 発議第5号 市長の専決処分事項の指定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成18年6月14日提出

つくばみらい市議会議長 豊島 葵殿

| | | |
|-----|-------------|------|
| 提出者 | つくばみらい市議会議員 | 松本和男 |
| 賛成者 | 〃 | 廣瀬 満 |
| 〃 | 〃 | 岡田伊生 |

提案理由でありますけれども、地方自治法第180条第1項の規定において、普通地方公

共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができるとされております。

今日、行政や議会を取り巻く環境は複雑かつ多様化し、住民に対する事務の迅速な処遇や対応が求められており、近隣でも多くの自治体が専決事項の指定を行っております。

このようなことから、つくばみらい市においても、地方自治法の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項について指定することにより、専決処分を可能とし、行政の運営能率の向上を図るものであります。

また、午前中、全協におきまして協議され、説明がありました。また、別紙で添付してありますので、よろしく申し上げます。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから、発議第5号 市長の専決処分事項の指定について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 挙手多数です。したがって、発議第5号 市長の専決処分事項の指定については可決されました。

散会の宣告

議長（豊島 葵君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、6月15日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでございました。

午後2時08分散会

第 2 号

[6 月 15 日]

平成18年第1回
つくばみらい市議会定例会会議録 第2号

平成18年6月15日 午前10時02分開議

1. 出席議員

| | | | |
|-------|-------------|-------|-----------|
| 1 番 | 高 木 寛 房 君 | 1 7 番 | 大 好 光 君 |
| 2 番 | 鴻 巢 早 苗 君 | 1 8 番 | 海老原 弘 君 |
| 3 番 | 染 谷 礼 子 君 | 1 9 番 | 富 山 和 夫 君 |
| 4 番 | 中 山 栄 一 君 | 2 0 番 | 山 崎 貞 美 君 |
| 5 番 | 倉 持 悦 典 君 | 2 1 番 | 廣 瀬 満 君 |
| 7 番 | 堤 實 君 | 2 2 番 | 今 川 英 明 君 |
| 8 番 | 福 嶋 克 良 君 | 2 3 番 | 豊 島 葵 君 |
| 9 番 | 岡 田 伊 生 君 | 2 4 番 | 細 田 忠 夫 君 |
| 1 0 番 | 古 館 千 恵 子 君 | 2 5 番 | 倉 持 眞 孜 君 |
| 1 1 番 | 直 井 誠 巳 君 | 2 6 番 | 川 上 文 子 君 |
| 1 2 番 | 横 張 光 男 君 | 2 7 番 | 中 山 平 君 |
| 1 3 番 | 安 藤 幸 子 君 | 2 8 番 | 豊 島 安 一 君 |
| 1 4 番 | 松 本 和 男 君 | 2 9 番 | 神 立 精 之 君 |
| 1 5 番 | 古 川 よし枝 君 | 3 0 番 | 市 川 忠 夫 君 |
| 1 6 番 | 飯 野 喬 一 君 | 3 2 番 | 野 田 正 男 君 |

1. 欠席議員

6 番 飯 泉 静 男 君

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

| | |
|-------------------|-------------|
| 市 長 | 飯 島 善 君 |
| 収 入 役 職 務 代 理 者 | 豊 島 久 君 |
| 教 育 長 | 豊 嶋 隆 一 君 |
| 総 務 部 長 | 海老原 茂 君 |
| 市 民 部 長 | 羽 生 惠 洋 君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 渡 辺 勝 美 君 |
| 産 業 振 興 部 長 | 鈴 木 清 君 |
| 都 市 建 設 部 長 | 青 木 秀 君 |
| 教 育 次 長 | 倉 持 政 永 君 |
| 秘 書 広 聴 課 長 | 森 勝 巳 君 |
| 参 事 兼 企 画 政 策 課 長 | 中 川 修 君 |
| 総 務 課 長 | 神 戸 一 夫 君 |
| 財 政 課 長 | 秋 田 信 博 君 |
| 水 道 課 長 | 間 根 山 知 己 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 猪 瀬 重 夫 君 |

1. 職務のため出席した者の氏名

| | |
|-----------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 古 谷 安 史 君 |
| 議 会 事 務 局 副 参 事 | 井 波 進 君 |
| 書 | 亀 田 和 義 君 |

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成18年6月15日(木曜日)

午前10時02分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時02分開議

開議の宣告

議長(豊島 葵君) ただいまの出席議員は30名です。欠席議員は、6番飯泉静男君です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局副参事、事務局主事、議案説明のため、市長、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

議長(豊島 葵君) 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

4番中山栄一君。

[4番 中山栄一君 登壇]

4番(中山栄一君) それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、つくばみらい市としての第1回の定例議会ということで、そして初めての一般質問、第1番ということで、大変緊張しております。答弁の方、よろしくお願いいたします。

さきの市長選におきましては、飯島市長が、市民からの信任を得て、つくばみらい市の初代市長として就任され、4年間の市長を務めていただくことになりました。大変おめでとうございます。

それと同時に、この大変厳しい中での財政運営のつくばみらい市を、今後、この行財政運営を引っ張っていただけていただけですけども、ぜひこの合併の所期の目的でもある合理化、効率化に向けて、そして行政改革の方に、ぜひ今までの経験を生かして邁進して

いただきたい、このようなことをお願い申し上げる次第です。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

本日の質問は、通告してあるとおりですけれども、3点の質問をさせていただきます。

第1点目は、集中改革プランについてお聞きをします。そして、第2点目が行政評価制度、最後に情報の公開について、考え方、また今後どのような形で進めていくか、それぞれお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、最初の集中改革プランについてお聞きします。

この集中改革プランは、総務省の方から、各自治体の行政改革大綱の中でも、特に期限を切って集中的に改革をしなければならない、そのような項目を取り上げて、期間を区切って市民にきちんと公表した上で、改革をなさいと。その期日が、平成17年4月から平成22年3月までの5年間に、集中的に改革をする項目、その行政改革大綱の中から、特に期限を区切って、改革するべきものを選んで改革を断行なさいと。このような形で、これは知事の方からの通達になるかと思うんですけれども、こちらにも総務省の方からの通達文があるんですけれども、そのような形で各自治体の方にも来ているかと思ひます。

そんな中で、ただ、つくばみらい市は、旧谷和原村と伊奈町が合併したということで、大きな転換点を迎えたということで、平成17年度いっぱい、18年の3月までにはこの改革大綱を策定して公表することは非常に難しいだろうということで、平成19年の3月までにきちんとしたものを策定して、市民にホームページなり、または広報紙等を通じて公表した上で、改革をなさいとという形になっておるかと思ひます。

そんな中で、このつくばみらい市の財政というものを考えてみますと、予算書の方も届きましたけれども、一般会計の予算が129億円、その中で自主財源がどのくらいになっているかという、約70億円で、五十四、五%くらいになるかと思ひます。ただ、繰入金が約7億数千円、それから繰越金も5億円という形の中で、自主財源が多少高目に設定されているということもあるかと思ひます。

それから、財政力指数を見ますと、つくばみらい市の新しい財政力指数はまだ出ていないかと思ひますけれども、旧伊奈町の方で0.49くらいだったかと思ひます。谷和原村が0.74くらいの推移だったかと思ひますけれども、これからつくばみらい市の方の財政力指数も約0.6くらいの推移になるかと思ひます。

そういう中での財政運営になりますけれども、0.6というのは、ちょうど茨城県の財政力指数とほぼ同じという形かと思ひます。

特に、この県南の方では財政力指数も大変高い市が多く、近隣のつくば市であるとか守谷市、取手市などは、ほぼ1に近いということで、交付税も不交付団体になっていると。そんな状況の中で、北の方はやや財政力指数も低いという中で、0.6くらいの推移ということになると、決して高い数字ではないと。そういう中での行政運営になりますから、大変厳しい中でのスタートになるかと思ひます。

ただ、地方交付税が24億円くらいで予算が組まれておりましたけれども、この24億円という地方交付税に頼らざるを得ないという行政運営、その中でも、地方交付税の改革というのが、これからだんだんと削減される方向であると。合併をしたスケールメリットといひますか、そういうことを考慮して、本来であれば、この地方交付税の基準である基準財政需要額も低く見積もられるところかと思うんですけれども、合併した市ということで、当初の旧町村単位で基準財政需要額を見て交付税も交付されるということですので、その

辺は若干緩んできているのかと思います。そんな中での集中改革プランの策定になるかと思ひます。

そして、集中改革プランを策定するに当たりまして、市長が、選挙の公約として七つの公約を掲げておりました。この七つの公約との整合性というものも持たせるべきだと思ひし、また、総務省からの通達で見ると、この集中改革プランの大きなポイントは、まず、事務事業の再編といひますか、指定管理者等々も取り入れながら、民間委託等も考えてきちんとして事務事業を整理すべきだろうと、そういう点が大きく第1点。

そして、定数の適正化、これは職員定数の適正化ですけれども、適正な定数化を図っていかねばならない。それから、給与、これは手当、残業手当等も入りますけれども、給与の適正化ということも大きく取り上げられておひます。

それから、財源の確保といひますか、財政の見直しといひますか、自主財源比率を高めていくという課題と、それと同時に行政コストを削減すると、こういう大きな項目が、総務省の方からも、こちらの通達の中で義務づけられているような項目の中に入っております。

そのようなことを考えながら、このつくばみらい市の現状を踏まえて、そして市長の公約、そして総務省からの通達ということを考えながら、これからこの集中改革プランもつくばみらい市として策定していく段階じゃないかと思ひんです。

先日、総務課の方でも伺った中では、これから策定をして、19年の3月までにはきちんとしたものを市民に公表して行政改革を進めていくと、そういう返事がありました。

そんな中で、お聞きしたい点が3点ほどありますけれども、通告どおりなんですけれども、国の課題といひますか、集中改革プランをつくるに当たってこのような課題を克服していきなさいというような課題に沿って、このつくばみらい市としては、この策定に当たってどのような方向で考えて、どういうことを一つのポイントとして課題として取り上げていくか。また、その課題を解決していくためには、重点実施項目としてどのようなことを具体的に掲げるか。そして、この期日が、本来であれば18年の3月までに公表するということが来ているわけですけれども、合併ということがありましたので、先ほど申し上げたとおりで、19年の3月までにきちんと策定をして市民に公表すると、そして改革に向かうと、こういうことが義務づけられておるわけです。

そういうことで、期限の最後の後ろが22年の3月と決められておひますので、これは飯島市長のほぼ1期目と重なってくるわけですけれども、そういう中で、一日でも早く策定をして、きちんと公表した上で行政改革に進んでいただくと、これが本来の姿かと思ひます。

そして、市民に、つくばみらい市は5年後こういうまちになるんだ、10年後こういうまちになるんだということをきちんと表示する、情報を提供すると、これが大事じゃないかと思ひんです。

そんなことで、この3点について、具体的な考え方と現在の状況をお聞きしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

行政改革大綱に基づく集中改革プランの策定についてということで、いろいろ細かいご

質問でございますが、基本的な問題につきましてご答弁を申し上げ、具体的な点につきましては担当部長の方から説明を申し上げます。

旧町村の行政改革大綱につきましては、議員ご承知のとおり、旧伊奈町、旧谷和原村とも策定されております。その進捗状況でございますけれども、伊奈町、谷和原村両町村とも、具体的な数値項目につきましてはございませんが、行革大綱に基づき事務事業の見直し、組織機構の見直し、職員の定数管理、給与の適正化及び財政改革などを行ってまいりました。

次に、集中改革プランの策定につきましては、国において、今、議員がおっしゃいましたとおり、平成17年の3月に示された地方公共団体における行政改革の推進のための新たな方針に基づき、つくばみらい市の行政改革大綱を策定いたします。

あわせて、この行政改革大綱の具体的な取り組みを集中的に実施するため、平成21年までの具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した計画、集中改革プランを策定してまいりたいと思っております。

この集中改革プランの課題と方向性ということでございますが、今後の地方分権に対応し、創意工夫を発揮できるよう、行財政組織運営全般について、簡素で効率的、効果的な行財政の体制の確立に向けた計画を策定してまいりたいと思っております。

この時期でございますけれども、この集中改革プランの策定期間につきましては、行政改革大綱策定後、速やかに集中改革プラン策定に着手し、平成18年度中を目途に計画を策定してまいりたいと。そして、策定後は、市の広報、ホームページ、あるいはいろいろな方法で市民に公表してまいりたい、かように考えております。

細かい点については、担当部長の方から説明させます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 行政改革集中プランについてであります。基本的には、今、市長の方から答弁したとおりでございます。

この内容につきまして、どのように今後重点目標として取り組んでいくかということでございますが、まず、国の行政改革大綱が、平成12年12月に発表されております。それらを踏まえまして、一つは、事務事業の再編、整理、廃止、統合。それから、指定管理者制度、民間委託等を推進して、公の施設の管理等についてそのあり方を検討しなさいと。三つ目に、職員の定員管理、これが一番大事かと思っております。この適正化を行うと。もちろんその中で、給与表の運用とか、手当、それから見直し等を図り、節減効果を図っていくということで、今後、その作業に入っていくようなことで考えております。

一番大事なのは、これまで、一応の一定の項目というか、方針はありましたが、今度は、一つの数値目標を立てまして、この数値目標を達成するという考えで、具体的に内容を充実していくようなことで考えております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 4番中山栄一君。

4番（中山栄一君） ありがとうございます。

このプランについて、もう1点だけ質問させていただきたいのですけれども、今、部長の方からも、きちんと数値目標を入れて策定をするということで、これが一番大切なこと

じゃないかと思うんです。

市長も、選挙のときに、七つの公約ということで公約を発表して、きのうも施政演説の中で、今後こういう方向で進むということをきちんと発表していただきました。その中で、これから集中改革プランをつくるに当たりましては、きちんとした数値目標を入れて、期限であるとか、また財源であるとか、そして工程表というものも、仮に企業誘致なら企業誘致という問題でも、この年度はこういう土地を確保したい、次の年度は上下水道を完備するんだ、そしてここで販売をするんだという形で、数値目標を加えながら、その工程表というものを立てて、そして財源、期限をきちんと入れていただくと。

こういうことで進んでいただくと、市民も、あ、こういう形でこのまちも進んでいくんだと。ただ、漠然と、企業誘致しなさい、じゃあ頑張ります、ベンチャー企業誘致をしますというような返事だけではなくて、そういうことが非常に大切だと思うし、また、集中改革プランを策定していただいて、その後この進捗状況というものを、こういう一般質問の中でとか、全協の中でとか取り上げさせていただいて、今現在工程表の中でどこまで進んでいるか、そういう進捗も確認させていただきながら、また、修正せざるを得ない点も出てくるかと思えますし、これはまた市民に公表しながら修正していくということでやっていけば、それでいいかと思えますので、そういうことで、議会の方でもきちんと確認させていただく。そのときには、きちんとしたそのときの数値的なものも入れて、進捗状況、途中の状況というものをきちんと発表していただくと。そういうふうなことで進めていただきたいと、そんなふう考えております。

ちょっとその点について、その考え方等あればお伺いしたいと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） ただいま中山（栄）議員がおっしゃられましたように、正確にその数値目標はもちろん立てなきゃなりませんから、そういうものを作成して、議会の皆さんにご報告を申し上げ、その目標に向かって進めていくと、こういう方針で進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（豊島 葵君） 中山栄一君。

4番（中山栄一君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次、行政評価制度についてお聞きします。

この行政評価制度につきましても、市長の選挙のときの公約の中に、行政評価制度の確立というか、これを大変熱く強く訴えておりました。

旧谷和原村の方では、行政評価制度がまだ確立していなかったと。旧伊奈町の方では、試行期間として、これは1年間になるんですか、行政評価制度を取り入れてきたと。そういう若干経緯の違いがあるかと思えますけれども、今後、この事業を進めていく中で、市長も大変強くおっしゃっていましたが、成果主義といいますか、結果に対する評価というものは、きちんと評価をするという制度を確立することが大切じゃないかと思うんです。

地方分権が今後進んでいく中で、地方の裁量で、税収も地方が判断する、そして使い方も地方が判断をして使うと、そういうことがますます強くなっていく中で、行政の透明化

と同時に、きちっとその結果を評価するということは大切なことじゃないかと思うんです。

今までですと、ややもすると、課ごとの予算シェアによって、そのシェアに対して、仮に5%今度は削減するとか、10%多くするとかということで、前年度踏襲型みたいな予算づけというのがどうしても多かったかと思うんです。今までは、官僚支配といいますか、中央集権的な行政運営という中でやられたことですから、それで正しかったかと思うんですけれども、これからは、予算をいかに少なくして大きな効果を出すかと。議会の決算承認などの中でも、不用額が出ると、どうして不用額が出たんだというような質問が多かったという傾向がありますけれども、これからは、不用額というか、予算を少なくして、そしていかに効果を出すか、そういう方向でこの事務事業も進めていただきたいと思いますし、そのためには、どうしてもこの行政評価制度の確立というものは大切な課題じゃないかと思えます。

行政評価制度といっても、課長、部長の評価であるとか、また評価委員の評価、最終的には外部の評価等も入れながら、この評価に対する研修会等も進めながら確立していくという方向が大切かと思えますので、すぐにこの制度が確立するとは思いませんけれども、今後、この伊奈町で試行されたことを、一つの大きな経験といいますか、そういうことでこれから進めていただきたいと思います。

守谷市あたりも、大分、行政評価制度は確立しておりますけれども、あちらも3年、4年かかりながら、いろいろな試行錯誤をしながら、事務事業といっても、数百という事業の中でどこまでを評価するかという問題もあると思えますし、そういう中でも、行政評価制度の確立というものは課題として取り上げていかなければならないと、そういう時期に来ていると思えます。

この行政評価制度についての考え方というか、今後の予定も含めてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 行政評価制度についてでございますが、今回の行政評価の導入につきましては、旧伊奈町では、平成15年度より取り組んでまいりました。つくばみらい市でも、これを導入してまいりたいと、このように考えておるわけでございます。

ところで、簡単に伊奈町での行政評価の実績を申し上げますと、平成15年度から試行的に導入してまいったわけでございますが、17年度から本格導入をした次第でございます。成果としましては、導入直後ということで、従来の前例主義から成果主義への転換が求められている中で、目標数値の設定による職員の目標管理への移行及びコスト縮減など、意識向上という点では、成果が上げられたと思っております。

今回の導入に当たっては、旧伊奈町の行政評価システムを引き継ぎながら、より一層成果主義への転換、行政需要に適應した財源及び人員の割り当て及び住民からの信頼確保、これらを上げられることを目的に、住民ニーズの達成のために資源を最適な方法で活用し十二分な成果を上げる、いわゆるつくばみらい市の行政評価システムを構築してまいりたい、かように考えております。

議長（豊島 葵君） 中山栄一君。

4番（中山栄一君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

3点目の質問は、情報の提供、公開についてということで質問させていただきます。

情報公開、情報提供ということは、どの事業に対して公開する云々ということではなくて、これからの自治体として、透明性を高くしていく必要があるだろうということでの聞きしたい点なんです。

先ほども言ったとおり、地方分権になって、自治体の決定権であるとか自己責任というものが増大して、自分の責任で税金も集めて、自分の責任で使うんだということになって、このまちは自分たちでつくっていくんだということが、これからますます地方分権として進んでくるとなると、市民に対してもきちっと情報を提供する、その提供した情報によって市民からの意見をいただき、そしてまたそれを行政の中に反映させるという、まさしくパブリックコメント制度と言って、今はいろいろな市でこのパブリックコメント制度を取り入れておりますけれども、市長も、市長選挙のときにもその辺のことをおっしゃってりました。

そういうことで、この情報公開という、要求されたら公開するということじゃなくて、積極的に提供していくという姿勢は、行政としても必要だと思います。そして、的確な市民の意見を聞くということ。市民も、情報のない中で、市民の声を聞きながら市民とともにやっていこうといっても、どういうことについて何を言っているのかわからないと。ですから、きちんと公表して提供しながら、市民とともにこの自治体をつくっていくんだと、そういう姿勢も、だんだんと地方分権ということが進むにつれ必要になってくると、そのように感じております。

ちょっと余談になりますがけれども、先日、北海道のニセコ町の町長、名前を言ってよろしいのかどうか、逢坂町長という、今は衆議院議員になりましたけれども、大変話題になった町で、ニセコ町の情報公開制度というのは、非常にいろいろな試行錯誤しながらそこにたどりついたと思うんですけれども、これは全国にもいろいろ取り上げられて有名になりましたけれども、市民に、この町のこれだけの予算をこういう形で使うんだということを書き出して、これはもちろん、我々が見ているようなちょっとわかりにくい予算書とは違って、市民の目線に立った、皆さんからいただいた税金はこういうふうに使っているんだと、毎年これを市民全戸に配布して、そして市民の協力をいただくところは協力をいただくということで情報提供していこうということで、大変話題になった経緯もあります。

そういう話をいろいろお聞きしてきて、地方分権になって、自治体の進むべき方向というのは、こういう方向がやはりこれから、その辺の方向というものを見出していかなければいけないのかなという感じを持ちました。

そういうことで、協働のまちづくりと、市民とともにこのまちをつくっていくんだという考えがありますけれども、情報の提供、情報の公開ということは、これから、この部分とかあの部分ということでなくて、透明性の高い行政をつくっていくということをぜひ念頭に入れて行政運営に当たっていただきたいと思いますけれども、この辺についての考え方等ありましたら、お聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 情報の提供、公開等についてのご質問にお答えを申し上げます。

これまで、会計、財政状況につきましては、年2回、どこの自治体でも法で決められ

ておるわけでございますから、やってまいりました。旧伊奈町等では、図示で表をつくってお知らせしてきたわけでございますが、今、議員おっしゃるように、なかなか数字とかそういうものはわかりにくい、住民の皆さん方には読みにくいということもあるわけでございますので、今後は、そういうものもわかりやすく情報公開してまいりたいなと考えておるわけでございます。

さらに、今、情報時代でございますから、インターネットもございまして、いろいろございまして、そういうものをフルに使って、できるだけ情報は公開してまいりたいと、このように考えております。

議長（豊島 葵君） 中山栄一君。

4番（中山栄一君） それでは、これで質問の方も終わらせていただきますけれども、最後に、これから集中改革プランを策定して、公表するという段階になってきますけれども、こういうことをきちっと数値目標も入れて策定をしていただいて、そして公表していただくということが、先ほども言ったとおりですけれども、市民に、このつくばみらい市がどういう方向で進んでいくんだ、5年後はこういうつくばみらい市ができるんだ、10年後はこうなんだと、そういうことをきちっと示していくということが大切だと思います。

これから、定率減税の半減の問題とか、また税源移譲によって所得税から市民税への移行とか、税率が変わってくるとか、いろいろな面で、市民にとって多少税金が高くなるんじゃないかとか、そういう思いがあると思うし、そういうことについても、きちっとこういうことで税率の変更、いろいろあって変更の上で税金も少し高くなるとか、そういうこともきちっと情報として提供していく必要があると思うし、そういうふうに情報提供しながら、また、このまちの進むべき姿をきちっと方向づけする。そして、私たちも、こういう一般質問の場でそういうことをきちっと確認して、支えるような姿勢でやっていきたい。そういうことが、今後の自治体の進むべき道じゃないかと思います。

そういうことで、ぜひご努力をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（豊島 葵君） 次に、7番堤 實君。

〔7番 堤 實君 登壇〕

7番（堤 實君） 通告に従いまして、3件質問させていただきます。

昨日来、市長の施政方針にもありましたとおり、重複する点は割愛させていただいて十分でございます。できるだけ住民にわかるように、易しく、簡潔に、短く説明いただければと思います。私の方も、要点だけ質問させていただきます。

まず、職員の定数の件でございますが、合併当座、どうしても一緒になったということでセクションがふえたと、これは当然のことだと思います。当面のこの職員のスリム化をどのように考えておられるか。いわゆる職員定数削減計画というものがあるのかどうか。この辺を尋ねたいと思います。

住民感情からすると、人口からいまして多いのではないかというような意見も多々聞かれるわけございまして、ただ、私個人的には、住民のサービスの向上ということを考えてみますと、決して職員のスリム化だけがベストではないとは考えておりますが、この辺について、今後、定年退職者の補充、あるいは採用計画などの構想があれば説明いただきたいと思います。お願いします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 合併に伴う職員の定数についてということでのご質問でございますが、合併時に、計画的というか、本人の希望で合併と同時にやめられた、27日合併ですから、31日に合併ということでやめられた職員11名ございます。この補充はしないと、こういう計画でありますが、その後3名の職員がやめられました。ですから、14名退職になったわけですが、その後からやめた3名につきましては、来年度の採用に計画をしてみたいと考えております。ですから、当初の計画どおり合併と同時にやめた職員については採用しないと。

あわせて、今後、近い将来ですが、あと3年ぐらいたつと、団塊の世代の皆さんが、職員にもいっぱいおります。この人たちが、正式な数は私も把握しておりませんが、この人たちの年齢が来ますと、定年退職者がたくさん出てまいります。ですから、こういうのを考えながら今後の職員採用をしていかなきゃならないと、こう考えております。

それと、この団塊の世代の皆さんが一遍に何人もやめられますと、即新採で対応するというのは、ちょっと困難じゃなかろうかと思うので、基本的には、定年退職ですから1年前にわかるわけですから、1年前にはその手当てをして、第一線退職と同時に一人前の職員として住民サービスができると、こういう方向で進めたいと、こう考えておるわけです。

細かい点は、部長の方から説明させます。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 職員の定数管理等についてのご質問であります。ただいま市長の方から、今後の退職者数等若干の説明がありましたが、いわゆる2007年度問題と言われております団塊の世代がこれから退職に入ってくると。

今後10年の数を見ますと、110人の定年退職者数があります。現在の職員数につきましては、364名という現状でございます。これらを踏まえまして、今後は、組織及び機構の将来構想ということでありますが、今後策定されます行政改革大綱や集中改革プラン等に基づきまして、実情に即応しました行政サービスを実施するため、職員の定数管理などの見直しをしながら、効率的な組織機構を構築していきたいと考えております。

議長（豊島 葵君） 堤 實君。

7番（堤 實君） 確かに、ちょっと余談になりますが、団塊の世代ということで、私、前に勤めていたところでも、大体100人近く、定年退職者にいてもらっているというか、今後どうするかといったら、70歳ぐらいまで必要な人にはいてもらうというような話を、この前OB会へ出まして話が出されましたが、確かに、皆さん仕事はできて、しかも賃金が今までのベースじゃないわけですから、かなり有効であるということと言われております。

しかし、新規も採用しないと、これは断層ができては困るわけですから、その辺は十分理解できるんですが、申すまでもなく、民間企業の合併というのは、結局、事実上の合理化、人件費の削減ということが明確になっているんですね。これ常識なんですね。そういうところから見ると、ちなみに人口から比較しまして、ここですと、大体守谷と、守谷が1万4,000人ぐらい多いんでしょうかね、人口的に。そうしますと、その辺の比較はいかがでしょうか。たしか職員数が370何名だったですね、守谷の場合。373名と聞いていますね。人口が5万5,270ですから、つくばみらい市と比較しますと、その点どうなのかな

ということを感じるわけでございます。

もちろん民間と違いまして、市町村の合併というのは、事務事業の効率化だとか、補助金の削減、それから職員体制のスリム化ということが、その効果を期待するものでありますけれども、しかしながら、どの程度何名ぐらいが適正なのか、ちょっと説明いただければありがたいと思います。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 新市における職員の適正な数といえますか、定数かと思うんですが、かつては人口 100人に 1人と言われておりました。

こちらは、定員モデルという定員に対する考え方がありまして、こちらの数値を参考にしながらその定数を図っていくと。もちろんこの数値につきましては、毎年、県の方に定員の管理計画と適正化、それらの計画を提出して適正な定員を図っていくと、このようになっております。

議長（豊島 葵君） 堤 實君。

7番（堤 實君） いろいろとありがとうございました。

つくばみらい市の今後を考えますと、人口増が大幅にふえるということで、決して今の人口に比較してすべて合わせるということでは、私はないと思いますが、しかし、住民感情というのは非常に敏感になっておりますので、その点について質問させていただきました。ありがとうございました。

次に、移らせていただきます。

新市のまちづくりについて質問したいと思います。

市長の公約でありました病院の誘致、あるいは優良の企業の誘致などについて、具体的にどのように進めているのか。まだ就任間もないですから、具体的なものは難しいと思うんですが、あるいは手を上げている会社がどのような形であるのか。みらい平あるいは旧伊奈、こちらの方にぜひ進出したいというものがあればお聞きしたいということが一つなんです。

さらには、上下水道の整備、あるいは都市計画道路、あるいは生活道路、いわばインフラ整備ですけれども、問題は山積していると思いますが、この中で何を優先させるのか、この辺を聞きたいと思います。

丘陵部の開発地、ここでも、学校の問題だとか公園、その他交番などの公約がございますけれども、きのうの施政方針の中の説明でもありましたが、住民にわかりやすく、要点だけ説明いただければまことにありがたいなと思います。お願いします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 新市のまちづくりについてというご質問にお答えを申し上げます。

まず、病院の問題でございますが、約束いたしました。ただ、問題は、皆さんにご理解いただけるように、病院は今すぐはこの地域へはできませんよという前提のもとに、私も街頭で皆さんに訴えてまいったわけですが、というのは、県の医療計画がございまして、この地域は現在のところでは病院が設置できない、その地域になっておるわけです。そういうことから、伊奈・谷和原の丘陵部の開発に伴って、人口増を見計らって、来年度がちょうど見直しの時期でございますから、今年度から県に強い働きかけをしてまいりたいと

考えております。

実は、先般、前は県南都市と言っていたんですが、今度、担当課がまちづくり課ということで、所長以下参りました。この皆さんにも、病院の設置をする土地利用計画の中へ最初は入っていたんですが、2回目の見直しの中で落ちてしまったと。こういうことを申し上げて、必ずしも計画区域、開発区域、区画整理の中でなくても結構ですから、そういうものを考えてほしいということで、先般、こっちへお見えになった中で、所長以下5人ほど職員が参りましたが、その中でも申し上げましたが、もう少し先へ行ったら県の方へ要望に行きますから側面的な協力をしてほしいと、こういう申し入れをしておきました。

それから、企業の誘致の問題でございますが、私のところへ直接今入っておる企業はございません。今回、新市の機構の中へ担当課をつくりましたので、積極的に働きかけをしてまいりたいと、このように考えております。

担当部長の方で把握している問題があれば、部長の方から説明をさせます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

先ほどの病院の件でございますが、病院の開設につきましては、医療法に基づきまして都道府県知事の許可が必要ということで、先ほど市長の方から答弁あったとおりでございます。今後、医療圏の見直しの段階で、強く要望していきたいと考えております。

それから、企業誘致の件でございますが、先ほど市長の方からありましたように、具体的な企業の話はございません。といいますか、直接聞いてはありません。

ただ、現在、誘致施設整備計画がされている丘陵部、これにつきましては、開発区域内21ヘクタールありまして、県有地、保留地につきましては、茨城県と一体になりまして企業誘致を推進していきたいと考えております。

また、民有地につきましては、早期に市街化促進を目指しまして、地権者と進出企業の、いわばお見合いの場ですか、市街化ワークショップというのがございます。それらを開催しまして、市街化促進を図っているところでございます。

市全体につきましては、上位計画と整合性を図りながら、関係法令に準じた方策を作成してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 堤 實君。

7番（堤 實君） 次に、移らせていただきます。

つくばみらい市周辺といいますか、付近に、インターチェンジの設置という件で、私はあえて提案させていただきます。

ご承知のとおり、常磐道の谷和原インターについては、現在、相当渋滞しております。東京から来ますと、守谷サービスエリアまで大体 2.5キロメートルから3キロメートル近いですけれども、ここまで、全然車道を走れないで路肩でとまっているという状況があるわけです。これは、当然、朝夕のラッシュ時ということになるわけですが、いずれにしても、294におりたときに、信号が青になっても、3回なってもまだ進めないという現状なんですね。私はたまたまインターチェンジのおりたところに住んでいる関係上よくわかるんですが、よく事故も起きます。

そんなことで、これを緩和といいますか、このままではせっかくのインターも死んでしまうということで、これを、たまたま谷田部インターというのはかなり遠いわけで、大体、諸外国では、高速道のインターチェンジというのは5キロメートルぐらいが標準だそうです。

したがって、特にこの地区については、たまたま東櫛戸・台線というつくば方面への道路が計画されておりますので、それとあわせて検討する価値があるのではないかとということで、以前に谷和原の議会でもちょっと触れたことがあるんですが、これはつくばみらい市で云々という問題ではないんですが、ぜひとも首長の方から提起していただいて、近隣首長関係に十分検討させていただいて、県あるいは国に陳情するという格好で、早期の実現を期待してやまないわけでございます。当然、近隣市町とのアクセスも含めて整備しなきゃいけません、その波及効果といいますか、経済効果というものは多大だと私は考えております。

したがって、今の谷和原インターだけでは、守谷方面、あるいは坂東、常総方面すべてあそこありますから、これは半端じゃないです、正直なところ。したがって、ぜひとも検討していただいて、そういう意欲があるかどうか、ちょっと市長お聞きしたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 谷和原インターと谷田部インターの間へインターと、非常にいい考えでございます。私もできればそうしたいわけですが、過去には、この高速道路へ古川と高波へバス停をつくってほしいという要望で行ったときがあるんですが、バス停はだめだよと。というのは、路線が交差して利用度が高くないとだめなんだと。というのは、1人でもお客さんがいると、その1人のためにバスを満席の場合は出さなきゃならないと、こういうことでお話ございました。

そのときに、インター、実は、古い話で恐縮なんです、この高速道路をつくるときに、私の友人が担当課長でやっておりましていろいろ話をしていたのですが、なかなかここへは難しいというお話で、今のような形になったわけですが、実はこのインターをつくることは可能なんです、現在の段階では、希望する自治体が全額負担だと、こういうことなんです。ですから、この辺を改善していただかないと非常に難しいと。

正式な試算はしておりませんが、1カ所のインターをつくるには50億円ぐらいかかるだろうと言われておるわけでございます。したがって、これは非常にいい考えでございますし、私もぜひつくりたいんですが、この問題を何とかクリアしないと難しいなと、こういう考えでいるわけです。

これからいろいろ情報を収集し、また関係機関へも働きかけはしてまいりたいと思っておりますが、幾らかの負担ならやむを得ないと思うんですが、現在のところでは、全額自治体持ちということでございますので、今後の課題として受けとめてまいりたいと、このように思っております。

議長（豊島 葵君） 堤 實君。

7番（堤 實君） 説明ありがとうございました。

実は、私は、谷和原インター、あるいはほかの大々的なインターということは、特に希望していないわけです。首都高速道路のインターといいますか、出入り口ですね。あれに

プラスアルファぐらいでいいんじゃないかという考えを持っているんですね。

ということは、確かに、日本では大体10キロメートル近くのスパンでインターチェンジがつくられているということから考えますと、同等のインターチェンジというのはかなり難しいと思うんですね。出口、あるいは入り口というような格好でもいいんじゃないかという考えを持っております。

いずれにしましても、いろいろと答弁ありがとうございました。市長、難問の山積している中で、非常に難しい問題もあります。7本の公約もありますが、4年間で任期中にすべてクリアできるということは、かなり難しい問題があると思いますが、ひとつ頑張り過ぎないで、地に足つけて、健康に留意されて頑張っていたいただきたいと思います。

ありがとうございました。

議長（豊島 葵君） ここで5分間暫時休憩します。

午前10時55分休憩

午前11時06分開議

議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

次に、20番山崎貞美君。

〔20番 山崎貞美君 登壇〕

20番（山崎貞美君） 20番の山崎でございます。

このたびは、市長におかれましては、ご当選おめでとうございます。つくばみらい市の初代市長として、4万1,200市民のため、全身全霊を傾け、公正、公平の市政に取り組んでいただくものと信じております。4年間、短いようで長く、また、考え方によれば、長いようで短い時間であります。どうかお体には十分気をつけて頑張っていたいただきたい、このように思う次第であります。

また、大変財政難での船出でございます。合理化するところは合理化し、できないところは慎重かつ英断を持って進めていかなければならないと思います。さきに同僚議員お二方がご質問なされました。お答えがそれなりに出ておりますが、再度、ご所見をお伺いいたします。

新市の事業の優先順位でございます。

合併協で決議された案件の見直しというものについてでございますが、13項目ですか、特例債の中である中で、飯島市政としては、この4年間の中でこの事業だけはどうしても着手したい、あるいは成功させたい、ご自身としてはどのようなお考えを持っておられるか、お伺いいたします。

また、議会、あるいは委員会の中で、再度協議をする必要があるのではないかと私は思うのでありますが、お尋ねをいたします。

特例債を使って何が何でも急いで進めなければならないものと、少し時間をかけて再度練り直しながらやっていかなきゃならないものとあると思いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

なお、きのうの執行部ご提案の中で、谷和原インターチェンジの件もしかりでございます。

また、みらい平駅周辺も、予想したとおりと申しますか、非常に着々と工事が進み、そ

して入居者も入っているようでございますので、その辺のところもご考慮いただきながらご答弁いただきたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 新市の事業の優先順位ということで、特例債の問題も出ておりましたが、どうなのかということでございますが、基本的には、新市まちづくり計画を踏襲するという考えであります。ただ、問題は、社会的情勢の変化とか、財政状況等よく見きわめながら進めないといけませんので、こういうものを見きわめながら進めてまいりたい。

特に、重要な、特例債事業ではございませんが、守谷小絹線の問題等もございますから、こういうものも進めてまいりたい。

ですから、今、これは優先順位から外すとか、そういう考えはございません。今回、皆さんにお願いしている予算書へ計上してありますので、やらなきゃならないものということから始まってまいりたいと、このように考えております。

議長（豊島 葵君） 山崎貞美君。

20番（山崎貞美君） 2点ほどお伺いいたします。

飯島市長におかれましては、16年間、伊奈町の町長として町政を担ってこられたわけがありますが、これは伊奈町のときから懸案になってございました、みらい平駅から板橋お不動さんに向けての足高のところで、道路がそれ以上進捗状況が進んでいない。特に、伊奈東、板橋方面の方たちは、一日も早く完成していただくようにということで、かなりの要望と申しますか、強い悲願があるわけでございますが、その辺についても、特例債を使ってはできないんだということでございますので、ご案内のとおり、メディアパークシティも、今、県の方の事業としても足踏み状態でございますし、いろいろな意味においても、県の方に働きかけて、早急にこれは開通させなければいけない問題だろうと思うわけでありまして、その辺のところもご答弁いただきたいと思います。

そして、先ほど申し上げましたように、みらい平駅、600戸のマンションが、今、着々と進んでいるわけでございますが、これらについて、子供たち、恐らく若い人たちが入居されてくるだろうと思うんですが、これらについての対応。

先ほど堤議員からも、あるいは中山（栄）議員からもいろいろご質問がありましたけれども、特に学校、当然、既存の小張小学校なり、伊奈中なり、あるいは谷原小学校なり、谷和原中学なりを活用していくんだろうと思うんですが、その辺のところの受け皿と申しますか、考え方はどのようにお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 山崎議員が今おっしゃったのは、野田牛久線、いわゆる板橋のお不動さんのところが今工事に入っておりますが、旧小張地区の間の問題だと思っておりますが、これは何回か旧伊奈町の議会の中でも質問がございまして、答弁しておりますが、先般も、土木事務所の所長に、早いところ始まってくれよということで、担当課長も含めてお願いしておきました。

これからも働きかけはしてまいりますが、ただ、これまでも説明しておりますように、地権者と直接交渉をするということにはならないわけですね、あの地域は。いわゆる代表者がおりまして、代表者に全部判こを押して委任しておく、ということでございます

から、団体交渉だということでございます。

それで、県も、予算の財政上の事情もございましょうから、旧伊奈につきましては、こちらと違って道路事業がいっぱい入っております。県道は、ご案内のとおり、取手つくば線の事業もやっておりますし、現在の県道の改修工事もやっておりますし、運動公園の上もやっておりますということで、あちこちに現場があるわけでございます。そういうことから、あの地域へだけの投資ということもなかなか困難なんだろうと思いますが、要は、団体交渉というか、代表者の交渉であると。

それで、今現在はどうかわかりませんが、当時は非常に地権者の言う単価が高かったということで、接点が見出せなかったから、今、交渉を中断しているんだと、こういうことでございましたが、今度来た所長さんは、そのことはまだ言っておりません。ただ、早いところやってくれよということで、私の話を聞くにとまっておるわけですが、さらに強く働きかけをしてまいりたい、このように考えております。

学校の問題は、教育長の方から答弁をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの山崎議員の質問についてお答えいたします。

開発地の学校建設についてですけれども、現在のところ、開発地に来られた方については、小学校では小張小学校、谷原小学校、中学校では伊奈中学校、谷和原中学校に行っていていただくということで進めておりますし、実際そうしていただいています。

それで、小張小学校や谷原小学校、あるいは伊奈中、谷和原中に行った場合に、足らなくなるのではないかという懸念もされていることだと思うんですけれども、小張小学校では、現在 123人の児童数です。谷原小学校では 144人の児童数です。1学年、どちらも1学級です。122人というのは、大体1学年20人平均になりますね、6学年ですから。そうすると、1学級の児童数というのは40人まで1クラスですから、あと20人近くの余裕があるということになります。谷原小も、大体25人程度になりますから、1学年15人ぐらいのまだ余裕があるということです。

しかも、その上に、小張小学校も谷原小学校も、空き教室で今後教室に使えるよというのが、小張小学校には1教室、谷原小学校には2教室あいていますので、それらを対応すれば、かなりまだ余裕があるという状況です。中学校についても、同じようです。

ですから、600戸、あのマンションの中に入る方について、どれぐらいの児童数があるのか、まだ見当が付きませんが、それらを見きわめて、学校建設については考えていく方向であります。

以上です。

議長（豊島 葵君） 山崎貞美君。

20番（山崎貞美君） 今、教育長の方からお答えいただきました。

20人ぐらいまだ大丈夫で、ましてや教室もあいているということでございますが、あの開発の中に、学校等の予定と申しますが、そういったコアを設けてあるわけではあります。その辺のところもどのようにお考えしているのか。県から、その土地と申しますが、学校用地ですか、それをどのようにお考えになっていらっしゃるか。

恐らくこの少子高齢化が進んでいる中で、みらい平周辺においては、それが解消とまで

はいかなくても、結構いい数値になってくるのかなと、そのように思う次第でありますから、受け皿として、先ほど当面は大丈夫だとおっしゃられています、近い将来、そういった教室不足と申しますか、そういったことが懸念されますので、その辺のところをどのように展望を持っていらっしゃるか、重ねてお伺いいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） ご答弁申し上げます。

まず、開発区域の中の学校の問題でございますが、議員ご案内のとおり、学校用地として、中学校1校、小学校1校の計画予定地は県が取得しております。これは自治体が引き取るようになっておりますから、今後の道路やいろいろの負担金、大変な膨大な金を払うことになっておりますが、この負担金の中で買い取ると、こういうことになっております。以上です。

議長（豊島 葵君） 山崎貞美君。

20番（山崎貞美君） 余り詳細にわたってお尋ねしても、将来のことでございますので、この辺で1問目の質問は終わらせてもらいます。

2項目めに入ります。

旧伊奈地区と谷和原地区の実情についてということで、市民の声をどのような形で取り入れていくのか、こういうことで質問させていただくわけではありますが、飯島市長、町長時代に何度か地区の対話集会等も行ってこられたようでございますが、その辺のところは今後継続してなさるのか、そういったことをお伺いしたいと思います。

それと、先ほど中山議員の方からご質問がありましたように、情報公開といったものについても言及がございましたが、先日、新聞報道等によれば、1日から6日にかけて、つくばみらい市と守谷市で、子供を殺害すると、このような文書が配られたということも聞いております。こういう形の中も、情報公開の中でどのように市としては対応していくか。

当然、秋田の問題、あるいは奈良の問題、いろいろ子供にまつわる事件が多発しております。このような件についても、地域の皆さんときちんと連携をとって、いろいろな形で、行政諸問題ばかりではなくて、そういった子供のこともぜひともやっていかなきゃならないだろうと思うわけではありますが、この辺のことについても、どのようにお考えか、お伺いいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 住民のニーズの取り上げ方でございますが、いろいろございます。

議員が今おっしゃったように、旧伊奈町では、地域対話集会というものをやってまいりました。一回り大体何年もかかったわけですが、私が就任してから、全部とは言いませんが、大体のところ、大きな行政区については一回りしたかなと思っておるんですが、谷井田という大きなところはありませんでしたが、希望もないんですね。今度は伊奈東になったんですが、当時の勸兵衛新田、ここは毎年やっております。これからも、この姿勢は変わりございません。私の公約の一つでもございますから。

ただ、管理職の皆さんを連れていくわけでございますから、私一人で答弁もできませんし、希望をのみこんでくるわけにもまいりませんので、職員を連れていくということから、希望がどれだけあるか、そういうものをよく交通整理をして、住民の多いところか、課題

の多いところか、そういうものを選別して、多い場合には、地元へ参って、いろいろ住民のご意見を伺いたいと、こういう考えであります。

さらに、議員ご存じのとおり、私の部屋はオープンでございます。よく住民の方が直接入ってきていただいて、いろいろなお話を聞かせていただいております。この姿勢は今後も変わりございません。

それから、先般、怪文書というか、脅迫文書まがいの文書が各小学校に郵送されたわけでございますが、この問題につきましては、教育長の方から答弁していただきたいと思うんですが、市としては、今、管理職全員でパトロールをしております。この対策は、しばらくの間続けてまいりたいと考えております。教育委員会ばかりじゃなくて、PTAの皆さん、市の管理職と、こういうことでやっております。

あとは、教育長の方から答弁していただければありがたいなと。

議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

脅迫文書が来たことについてですけれども、今、市長の方からもありましたけれども、それらに対応するために、各学校で臨時の保護者会を開いて対策等を検討したり、あるいは校長会を開いて対策を検討したり、あるいは役所の中の教育委員会を中心として各課長さん方をお願いするというので、役所としては、全職員が区内を手分けをして、日分けをしてパトロールをしていますし、今、市長の方から管理職とありましたが、管理職の皆さんには、児童クラブがありますので、児童クラブを5時から7時の間に、谷和原地区には二つありますし、伊奈地区も三つですか、ありますので、それらのところでパトロールというか、防犯の体制を整えていただくということで今やっております。

それから、各地区長さんをお願いをして、各地区でもできることをやっていたらこうと。それから、市民の皆さんにも、パトロールでなくても、自分の家の前に立っていただくだけでもいいということで、いろいろなことを地区の皆さんにもお願いをしたり、それから防犯協会の皆さんにもお願いしたりして、いろいろな面から進めております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 山崎貞美君。

20番（山崎貞美君） ご答弁ありがとうございました。

教育長の、熱心に対応されている、また敏速に対応されているということに対して、私は敬意を表します。

市長にもう一度お伺いするんですが、先ほど対話集会等も継続していきたい、あるいは市長室をオープンしておいて、いつでも住民の皆さんが出入りできるように開かれておるんだよということでございますが、私なぜ対話集会等を重視したかといいますと、今回、旧伊奈町と谷和原村と合併いたしまして、さまざまな伊奈と谷和原との行政の中で少し差がある。そういったものを理解をしていただく、市民の皆さんに理解をしていただくには、一方的に文書で、こうなりましたよとか、こうですよとかというのではなくて、やはり生の声を聞いて、そしてまた、先ほどから申し上げているようにできるものとできないものがあるわけですから、その辺のところをきちっと説明をしていく、こういうことが一番重要じゃないのかなと、このように思う次第であります。

こういったことを踏まえて、お願いできないかなということで、ご質問したわけござ

いますが、いかがでしょうか。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） ただいまご答弁申し上げたような内容で把握できると思いますよ、私は。

もっと細かくやれということになれば、やはり今申し上げましたように、人的な問題もあるし、いろいろございまして、はい、やりますというわけにはまいりませんが、希望をとって、今までも広報等で希望をとってきたんですが、先ほど申し上げましたとおり、勘兵衛新田地域だけがご希望があったということでございまして、その前は各地区でやっていたんですが、今後もその姿勢には変わりございせんから、新しい市になっても、できるだけ現地へ入って行って皆さんのご意見を聞きたいと、このように思っております。

議長（豊島 葵君） 次に、12番横張光男君。

〔12番 横張光男君 登壇〕

12番（横張光男君） 12番の横張でございます。

私は、今定例会、合併後最初の定例議会でもございまして、一般質問の機会を得ましたので、ここで一般質問をさせていただくわけでございます。

私は3点ほど通告しております。新しくスタートした自治体、つくばみらい市でありますので、市長を初め、教育長等の基本姿勢を、まずこの定例会では伺ってまいりたいと思う次第でございます。

それでは、通告順に質問させていただきます。

まず、最初に、1問目の質問でございます。

新市長の政治姿勢についてということで、質問事項を通告してございます。質問要旨は、ここにもありますとおりでございます。飯島市長は、さきの選挙で、議会の大勢の議員の支持、そして選挙戦を戦ってまいったわけでございます、ご承知のとおり。そして、多くの市民のご支持を得て勝利され、初代市長となられたわけでございます。まことにおめでとうでございます。

そして、市長は、皆さんもご承知のとおり、地方自治体の職員、そして議員、そして町長4期と、約半世紀にわたって地方自治にかかわってこられた、いわゆる超ベテランでありますので、地方自治にはものすごく精通者でもあると思うのであります。

市町村合併により新しく誕生したつくばみらい市の初代市長として、今までの経験からすれば、改めてここで私はお伺いすることはありませんけれども、この合併後の、先ほども申しましたように、新しい市の市長としての政治姿勢を、改めてここで伺いたいわけでございます。

まず、1回目はこれで終わります。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 新市の市長としての政治姿勢、これは変わりはございません。新人のつもりで、住民と公約をいたした七つの柱、これは新しい市の骨格でございますから、これの具現化に向かって、先日も申し上げましたように、公平、公正、そしてきれいな政治を推進してまいりたいと思っておりますし、何としましてもその姿勢で貫いていきたい、かように思っております。

議長（豊島 葵君） 横張光男君。

12番（横張光男君） ありがとうございます。

それでは、2回目の質問に入りたいと思いますが、今までの政治姿勢を踏襲しながら、そして新しい気持ちで市政の執行に臨むという強い決意をいただきましたので、あえて私は、これからの4年間のつくばみらい市の発展が約束されたと思っても過言ではないと、こう申し上げるわけでございます。

そこで、2回目の質問をさせていただきます。

まず、最初に、新市長には、選挙戦で、飯島 善候補としての公約、マニフェストがあったわけでございます。その中身につきましては、改めてここで申し上げませんけれども、活力に満ちた潤いと安らぎのまちを目指す、そして新生つくばみらい市の速やかな一体性の確保と地域の魅力を高めるまちづくりに邁進するという、先ほどから前の質問にもありましたように七つの公約を掲げたわけでございます。そして、きょう配られました所信表明の中でも、このことは述べられておるわけであります。

この七つのマニフェストにつきましては、ご承知のとおり、合併協議会で今まで紆余曲折を経て伊奈、谷和原が合併を誕生してきたわけでございますけれども、その中の新市建設計画の柱でもあるわけでございます。

当然、その当時、合併協議会の会長として新市建設計画の策定にもかわり、なおかつ市長は選挙戦における公約、いわゆるマニフェストとしてそれを掲げたわけでございますので、そういう観点からも、この7本のマニフェストにつきましては、具現化をしなくてはならないのは、新市長の果たさなくてはならない役目であると、私は思うのであります。

そこで、お伺いするわけでございますけれども、新市計画は、今後、先ほどから質問の中にも出ておりますけれども、4年間の中ですべての新市建設計画を立ち上げることは難しいというような質問もございまして、市長は選挙戦でマニフェストを掲げたわけです。私はそうは思っておらないわけです。

果たしてそれが完遂するか、完遂しないかはいずれにしても、市長は、マニフェストに掲げたものは、この4年間の中で、足がかりなり、スタートなりはさせなくちゃならない義務があると、私は思っております。

そういう面から、このマニフェストをどのように今後市長として進められるのか、お伺いしたいと思う次第でございます。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 私の七つの公約をどのようにして具現化していくかと、こういうご質問でございます。

今回の予算でお願いしてあるのは、ほとんどがお願いしてございますが、この4年間に、まず道路とか、そういう問題はなかなか難しいと思います、完成までは。したがって、完成はできないと思いますけれども、4年間の間でできるところまでやっていくと。また、中には、1年でできるものもあると思います。できるというよりは、とにかく基礎をつくるということでございまして、そういう公約はすべて具現化してまいりたい。これには皆様のご協力がないとできませんので、ぜひこの場をおかりいたしまして、これからの私の公約の具現化に向けてご協力のほどお願い申し上げます、ご答弁にさせていた

だきます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 横張光男君。

12番（横張光男君） 私は2問、3問と、2問も3問も時間をとりますので、持ち時間1時間ですので、市長の基本姿勢だけにとどめたいと思っておりますけれども、今後の定例会ごとに、その辺のところの進捗については質問をさせていただきたいと思いますが、最後に、この1番目の質問で3回目の中で申し上げますけれども、今、市長の答弁の中で、4年間の中で極力頑張ってもらいたいという強い決意がありますので、私もそれ以上はございませんけれども、ここでどうしても申し上げなくちゃならないのは、いわゆる合併協議会で作られた新市建設計画であるわけです。

私は、伊奈の議会の中でも申し上げましたけれども、地方自治法で定められた基本構想、新生つくばみらい市としての基本構想、基本計画、実施計画をつくらなくてはならないのではないかと思うんですよ。その点が答弁の中には一切ございません。これを軸にしながら行政を展開するのが、やはり効率的な行政執行であると思うのであります。

ですので、私は、そこで、早急な基本構想を策定するとともに、この七つのマニフェストについては、いわゆる年次計画をつくるべきだと、こう思うんですけれども、この計画については、総務部長でも結構です、事務的なものですので。今までの基本構想については、各市町村ともに、この年次計画というものが明確ではなかったんですよ、正直申しまして。その点が、行政があいまいになる大きな要因であったと言わざるを得ないんです。

ですので、いよいよ合併をして、つくばみらい市、皆さんが期待しております。どういうまちになるのか、どういう市になるのかということ。そして、みらい平駅もどんどん住民の方、市民の方々が、これから先、魅力あるまちにするのには、こういう事業をこのようにしていくんだという具体化があれば、私は、来てくださいと言わなくても、魅力あるまちになるのではないかと、こう思うのであります。

そういうことから、総務部長に、この基本構想、基本計画、そして実施計画をいつごろまでにつくるのかというものを最後に質問して、これ以上は質問できませんから、いい回答をいただきたいと、かように思います。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 新市における、いわゆる総合振興計画かと思えます。この計画につきましては、当然、合併協議会の中でまちづくり計画がなされました。これらを踏まえた形で、新しい振興計画については網羅されることになるかと思っております。

当然、旧伊奈、谷和原の皆さんが、協議会の中で協議をして一定の合意をした中で決まった事項でございますので、これを尊重した形でこの計画を練るような形になるかと思うんです。

この時期でありますので、早急にこれは立ち上げて、構想、いわゆる計画、それらに基づいた実施計画、これらにつきましては19年度中に考えております。

以上であります。

議長（豊島 葵君） 横張光男君。

12番（横張光男君） 1回目の質問については、ルールですので再質問はできませんので、あえて発言だけさせていただきたいと思うんですけれども、当然、この基本構想、

基本計画、実施計画についてはちょっと歯切れの悪い総務部長の答弁でありましたけれども、ぜひとも実施計画もつくって、それがいわゆる具現化なんですよ。構想、10年先はこうなりますよという夢だけでは、その夢に向かってどのように計画をし、このような事業をこういう年次でやっていくんだというものがなくては、やはり市民の方々は理解はしてくれないと思いますので、ぜひとも新生つくばみらい市の基本構想につきましては実施計画まで明確にさせていただきたいと。

私は、この点については、次の定例会、当然、基本構想の議決についてはこの議会に議決権がございますので、その際も十分に申し上げておきますけれども、ぜひともそういう形でやっていただきたいということをご要望申し上げます。

続きまして、2点目の質問でございます。

先ほども3人の議員の方から質問の中でございましたけれども、私は、教育行政についてという見出しで通告してございます。

ご承知のとおり、近年、子供や学校、家庭を取り巻く環境というものは、大変大きな社会問題となっております。特に小学生が被害者となる犯罪が増加していることは、皆さんもご承知だと思います。2001年の6月の大阪池田小事件、さらには2004年11月の奈良県少女誘拐・殺人事件、そして最近では2005年の広島市、さらには栃木県今市市での幼児殺人事件など、まだ犯人も見つからないような状況で、学校の内外で子供たちが襲われるという非常に悲惨な事件が相次いでおります。そのことから、子供の安全をいかに守るかということが、今、教育行政に課せられた緊急の課題ではないかと思うのであります。学校、保護者、地域社会、さらには社会全体に突きつけられていることであると思うのであります。

そういうことから、全国の津々浦々でさまざまな対策を講じております。当市においても、先ほども出ましたけれども、地域ぐるみの防犯活動なりを実施しておるということでございますけれども、にもかかわらず、全国的に見ますと、このような事件、事故というものが後を絶たない状況にあるわけです。

先ほどと前後しますけれども、当市においても、110番の家やら、登下校時の管理職、さらには地域の方々の見守り、さらには防犯笛、そして防犯標語ということで、私も孫がおりますので、ちょいちょい学校からのお便りを見せてもらいますけれども、私は親でありませんけれども、その中でも、防犯意識、「イカのおすし」ということで、なるほどなと、こういう標語普及を子供たちに教えているということも若干知っております。

そういう推進しているのがありますけれども、今のこの現況を教育の最高責任者としてどう考えてられるのか、教育長の所見をまず最初にお伺いしたいと、かように思います。
議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの横張議員の質問にお答えしたいと思います。

今、横張議員がおっしゃられたように、日本各地でいろいろな事件が起こっております。最近でも、すぐ近くでは、栃木県の今市市で1年生の子供が殺害され、茨城県の方に遺棄されたという事件もありましたし、その後も、今度は秋田県の方で1年生が殺害されるような痛ましい事件がありました。非常に教育に携わる者として胸を痛めております。これらを回避するのにこれが一番いいという方策がなかなか見つからない中で、いろいろな事件が起きてくるということは、本当に痛ましいことだと思っています。

それらが出てくる背景など、いろいろな方からも言われているようですけれども、今、地域の環境が変わってきていると。一つは、少子化になっている。同じ地域から学校等に通う子供たちが少なくなっていて、ある場所からは一人になってしまうと。警察の方も、一番の課題はそれですよという話をされていました。一人になって歩く距離が500メートル、1キロメートル、それぐらいあるのが非常に多いんだという話、その間が非常に問題なんですという話もされていました。なるほど、そうだなと思いますし、皆さんも同感されるんじゃないかなと思います。

それから、この辺農村地域ですけれども、農村地域も変化をしております。恐らく以前は、田んぼや畑に農家の方がいるところが多かったろうと思います。今は農業に携わる時間が非常に短くなっていますから、農家の方でも田んぼや畑にいない。子供が通る時間帯に子供を見守る方が非常に少ない、そういう状況も指摘されています。

しかし、これらはどうすることもできない。それから、団地や住宅地では、近所同士の交流が少ないということも言われています。一時期は、向こう三軒両隣、そういう助け合いの制度なんかもありましたけれども、今は、隣は何をする人ぞというような関係の間柄になってきている、だんだんと。そういうことも指摘されて、お互い、地域の方、近所の方と顔見知りになれないと。子供はいるんだけど、すぐ近くであっても、どこの子供であるか名前すらわからない、そういう状況にもなっているということが言われています。

地域では、対策を考えているところもあります。それから、外での遊びが非常に少なくなっていると。広場などへ集まって子供たち同士で遊ぶ、交流をする、そういうのも少ないと、こういうことも言われています。それから、交通網の発達、これも非常に安全対策上は困ることもあると。自動車で遠くから来られますし、高速道路を使えば、かなり遠くまで出かけられると。

以前、この地域でも、中学生が部活の帰りに腕をつかまれるような事件がありました。そのときは、もちろん警察にも届け出をしました。それから、約6カ月後ぐらいにその犯人が捕まったんですけれども、この犯人というのは、県西地区だったんですが、高速道路谷和原インターでおりて、ちょっと時間が早いので時間つぶしに公園の近くで休んでいて、中学生がたまたま通ったのでそういうことをしたということの後で自供したということがありました。

そんなふうにして、いろいろな防犯上困った出来事がありますので、今、本市としても、脅迫文が来たというよりは、来る前からもちろん防犯対策は考えておりましたけれども、先ほど横張議員がおっしゃっていますような事柄について、十分な対策はとっております。

細かいことは、長くなりますので、後ほど、多分文書等で学校あるいは地域等から出されていますので、それらを読んでいただければいいのかなと思います。

以上です。

議長（豊島 葵君） 横張光男君。

12番（横張光男君） ありがとうございます。

ただいま教育長から、私の質問に対してご答弁をいただきましたけれども、ちょっと言葉じりをつかむわけではありませんけれども、防犯対策には十分ということで、あえて教育長がおっしゃられておりますので、それ以上、これは主観の問題がありますから申し上げませんけれども、そこで、私は2回目の質問をさせていただきます。

今、教育長から答弁されましたけれども、子供たちの安全対策という面では、学校内の

対応というものと学校外の対応というものが、二つ大きく分けてあると思うのであります。

まず、学校内での対策についてはどのように今後進めていくのか、そして学校外での対応についてはどのように進めていくのか、具体的な答弁がありませんでしたけれども、3回しか質問できませんので、あえて私から提案させていただきたいと思うんですけれども、学校内での対応というものには、警備員の配置とか、さらには学校の職員室の中に校長先生なり担任じゃない先生が常時いるとばかりは言えないわけですよ。教室そのものも、現実的には、空っぽというか、あいちゃうときもあるはずなんですよね。そういう問題、そういう面からも、一つには、学校事務職員の、財政厳しい中で大変厳しいかもしれないけれども、事務職員の増員をすることによって、ある程度その辺のところができるのではないかと私は思うのであります。

それと、何年か前の大阪の教室の問題じゃありませんけれども、教室と職員室との通報はどのように、つくばみらい市のすべての学校がどのようになっているのか、私はわからないものですから、教室と職員室との問題、そういうものの緊急通報システム、今、つくばみらい市で進めております子供たちの安全対策については、ソフト面はよくわかります。先ほどからも、地域ぐるみいろいろな面で努力されていることには、私はあえて敬意を表す次第でございますけれども、しかし、ハード面の、今のような警備員の配置、事務職員の増員、それと緊急通報システムの確立、さらには防犯カメラを設置してあるのか否か、こういうハード面の整備というものが、ここに至っては、ソフト面ばかりではなくて、ハード面の安全施策というものも必要だと思うのであります。

そして、学校外での児童生徒の登下校時の安全確保のため、今現在、PTAの方々、そして管理職の方々が巡回するという問題は、半永久的に、私は大変な問題があると思うんです。そういう面の恒久的な対策方法はないのであろうかと。通学時の問題にどのように対処すればいいか。私は私なりに、一つには、子供を一人にさせないと。

旧伊奈地区の状況を見ますれば、教育長もご存じかどうか知りませんが、今でも小学校1年生から、私は補助金問題でこの問題は伊奈町の議会で一般質問させていただきましたけれども、自転車で小学校1年生から通学している子供さんもいるんですよ。そして、なおかつ4キロメートル、そして一般の乗り合いバスを利用しながら、さらにはご家族の方が送ってくるという大変な問題、そういうものが伊奈町で約50人以上と言ってもいいほどいるのが現状なんです。

そういう方々に、義務教育ですから、平等な権利で補助をすべきじゃないかということで、私は一般質問を伊奈でやらせていただきまして、幸い、伊奈の前の教育長が、補助金を幾分なりとも努力し、行政でもその効果は私は大いにあると思うのであります。しかし、それとて、じゃあ路線バスが通ってないところはどうかという問題も、まだまだ抜本的な解決には至らないと私は思うのであります。

そこで、私は、学校外での安全確保の一つの方法としては、スクールバスの利用というものを採用するというのが、一つの有効な手段ではないかと思うのであります。

幸い、当市では、新市建設計画の中でも織り込まれておりますけれども、合併による事業として、コミュニティバスというものを推進してまいりたいということで、伊奈の町長時代、そして市長になってもお変わりはありませんと思いますけれども、このコミュニティバスを推進してまいりたいということをおっしゃっていただいております。これは既に検討に入っていると思うんですけれども、このコミュニティバスを、財政厳しい中でありますの

で、新たなスクールバスとしての活用ではなくて、このコミュニティバスを子供さんらの登下校時間に合わせて学校の方へも併用できるようなシステムをとることによって、安全な、乗り合い停留所を決めていただいて、小まめに、具体的な問題はいずれにしましても、そうすることによって、子供たちは一人にもならない、そしてお家の近くでおりられるという安全対策ではないだろうかと思うのであります。

このスクールバスという問題は、教育長もご存じかもしれませんが、既に、国でもその問題は、教育長ご存じだろうと思いますけれども、取り上げているわけです。

というのは、先ほども言いましたけれども、広島市、栃木県今市市の児童の殺害事件を受けて、昨年の12月に政府は犯罪から子供を守るための対策ということを決断をいたしまして、関係省庁、警察庁を初め、検討を進めて、文部科学省は、ことしの2月17日付で、児童生徒の登下校時の安全確保のための路線バス等をスクールバスに活用するための基本的考え方、取り組み方策というものをまとめて、都道府県教育長、さらには指定都市の教育長に通知していることは、教育長もおわかりだろうと思うんですけれども、こういうのが私は大事ではないかと提案をする次第でございます。

参考までに申し上げますと、この安全対策全般の問題として言えることは、日本の公立と私学があるわけです。非常に対象的なんですよ、私もいろいろな書物で読みますと。

登下校時の安全対策では、公立というのは、つくばみらい市と同じように、全国津々浦々で地域が連携して見守る体制と言っても過言ではないんです。大体、コピーと同じように全国津々浦々しかりなんです。こういう特徴なんです。

しかし、私学の方はどうかと申しますと、いわゆるハード面が非常に進んでいるわけです。防犯カメラ、さらには児童生徒に携帯電話、PHSの活用というものもされているところもあります。そして、校内の問題については、私学ではガードマンの配置、いわゆる警備員の配置というものが、私学全体の70%を超えているんですよ。それに対して、公立というのは、本当に10%以下、5%しかまだそういう問題で対応していないんです。いかに公立と私学の違いがここにあるかというのは、私は明らかだと思います。

そういう面から、一言で申し上げれば、ソフト面の防犯対策というものは、もちろん大事です。これは私も否定はしません。

しかし、先ほどから申し上げているように、このハード面の対策、そのことは、教育長として、今後、このつくばみらい市、みらい平駅にもどんどん人口が張りついてまいります。先ほど学校の問題もありましたけれども、安全な、つくばみらい市の学校は安全なんだという位置づけをすることによって、ものすごくつくばみらい市のイメージのアップにもつながるだろうし、教育長として、12時のベル鳴りましたから多分午後だろうと思いますけれども、明快なる答弁をご期待を申し上げまして、私の質問2回目を終わります。

議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩です。

午後零時02分休憩

午後1時02分開議

議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。

10番古館千恵子君、14番松本和男君、16番飯野喬一君は、所用により午後欠席でございます。

先ほど横張光男君の質問が途中でしたので、これから再開いたします。

答弁を求めます。

教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） 先ほどの横張議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、学校の防犯体制の中で、校内での防犯体制、それから校外での防犯体制について質問がありましたけれども、一つ、校内での防犯体制の中で、連絡体制はどうなっているのかということでした。教室と職員室の連絡体制ということでありましたけれども、これは教員は全部ホイッスルを身につけていただいて、もし不審者が侵入した場合は笛を鳴らすということ、それから教室のところに防犯ブザーを置いておいて、自分ではホイッスルですけれども、お互いの連絡は防犯ブザーを使うという、そういう体制をとっております。

それから、不審者侵入について、先ほど私学、私立の学校ではハード面を充実しているという話もありましたけれども、ハード面について、カメラ付きのインターホンですか、つくばみらい市の小学校、中学校は全部カメラ付きのインターホンが設置されています。ですから、玄関のところでインターホンを押せば、だれが学校に来たかはわかるようになっています。

それから、ハード面ですと、さすまた等も、各学校、一部の学校は伊奈の方でない学校もあるようですけれども、ほとんどの学校にさすまたを配備していますし、使い方等の講習もしていますし、これについては、ことしも使い方等教員の防犯訓練をしたいと思っています。

それから、警備員等についてありましたけれども、これはなかなか難しい問題かなと思っています。

それから、校外での防犯体制ですけれども、各学校で、先ほども申しあげましたけれども、取り組んでいることは、保護者の皆さんにお願いをしてパトロールをしていただく、あるいは送って来ていただいたり、迎えに来ていただいたり、それから地域のボランティアの皆さんにパトロールをしていただく、それから市役所の職員も巡回をしたり、あるいは先ほど言ったように児童クラブの方には防犯の手伝いに行っていると、そういうこともしております。それから、110番の家などもお願いをし、さらに110番の家についても細かい指導もしていただいたりしております。

それから、校外あるいは校内での防犯体制については、厚いマニュアルをつくって、細かいことをそこの中では書いていますので、それらについて各学校で対応していただくということで指導をしております。

それから、スクールバスの導入ということもありましたけれども、これについては非常に難しい問題があるのかなと思います。

以上です。

議長（豊島 葵君） 横張光男君。

12番（横張光男君） ただいま教育長の方から、るるご答弁がございました。3回目になるわけでございますけれども、いずれにしましても、現在、ソフト面、若干ハード面等々で、安全、安心の学校という位置づけを鋭意努力されていることは、私どもも十分理解はいたしますけれども、今、教育長のご答弁の中にありまただけでは、やはりご父兄さんというのは、十分安心して子供たちを学校に預けられないというのがあると思うんで

す。そういう対策、常識では考えられないような今の状況でございますので、ご父兄さんが安心して子供たちを送っていただく、そして学校に預けるという体制を、今後ともさらに研究され、努力されていただくことを私は強くお願いするわけでございます。

そこで、答弁の中で1点ほど、スクールバスは難しいんだという問題がございましたけれども、教育長、先ほど私は2回目の質問で、文部科学省から出されましたことしの2月17日の児童生徒の登下校時の安全確保の問題のための路線バス等、さらにはスクールバスを活用するための基本的考え方、取り組み方策をまとめて、いわゆる行政指導を、政府は都道府県、指定都市の教育長にしておるわけです。そういう面から、教育長として難しいという問題に対しては、どこがどのように難しいのか、私にはちょっと理解に苦しむところがあるわけです。

私は、学校内での問題も十分とは言えないながらも、努力されていることはわかりますけれども、どうしても学校外での問題、先ほど質問の中で申し上げましたような事件は、子供さんが一人になったときに起きている事件が大変多いわけです。どちらも大事ですけども、学校外、いわゆる登下校時の安全対策、皆さんが安心してやれるというのはやはりスクールバス。ですから、スクールバス単独で事業を起こしてほしいということではなく、あえて合併という大きな流れの中で、コミュニティバスというものを回すわけですよ。検討されていると思うんですけれども、この中で、朝夕の登下校時は各学校の校庭の中へ入れることによって、十分とは言えないながらも、そのスクールバスの役目を果たせるような対応ができるのではないかと思うんです。

いずれにしても、教育長の答弁の中で、スクールバスは難しいんだという内容をお伺いしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの横張議員の質問にお答えしたいと思います。

スクールバスについて難しいという話をしたのは、一つは、受益者負担の問題が絡んでくると。よそで、私立の学校等でスクールバス等を出していますけれども、これはかなりの受益者負担、よそで取り入れているそういうバス等についてもかなりの受益者負担があるということも聞いていますし、それから、隈なくスクールバスを通すということは、非常に難しいだろうと思います。

今回の問題でも、スクールバスの問題は出てきています。これはキロ数に関係なしに出てきていますので、それらを完全に対応していくというのはかなり難しいということで、スクールバスについては難しいという話を申し上げました。

コミュニティバス等の絡みで、利用できる場所があれば、大いに利用していきたいなと。コミュニティバスについては、これからの立ち上げになると思いますので、これは後の問題かなと思っています。

以上です。

議長（豊島 葵君） 横張光男君。

12番（横張光男君） 3回目ですのでやれませんが、2回目の答弁よりも、教育長のご答弁若干前進したのかなと。コミュニティバスと、十分には対応できないながらも、ある程度できるのかなということで、若干、かすかな希望を持っています。

ルールですから、これ以上は質問できませんので、次回なり、適当な時期を見て、私は

定例会にこの問題についてはさらに強く求めていきたいと思ひます。

それでは、3点目の質問をさせていただきたいと思ひます。

時間がなくなりますので、はしょって申し上げますけれども、3番目の質問は、行政改革と地方財政についてという見出しで質問をしたいと思ひます。

行政改革と地方財政については、中山（栄）議員さん、前にもいろいろ出ておりました。そのほかの議員さんからも出ていましたので、重複するところはあるかなと思ひますけれども、若干、立場を変えるというよりも、私はちょっと申し上げなくちゃならない問題が一つございます。

行政改革と地方財政につきましては、いわゆる活力ある地域社会を形成し、社会福祉の増進を図るには、既存の組織、制度、施策の思い切った見直しをし、国においても小さな政府ということが言われており、地方においても、簡素で効率的な小さな行政の実現を図らなくてはならないのは、今さら申し上げるまでもございません。

当市においても、合併以前の旧単位では、おのおの伊奈、谷和原という自治体で鋭意努力されてきたことは、私も承知はしておりますけれども、この合併をした新生つくばみらい市としてどう推進していくのか、先ほど一般質問の中にもありましたけれども、伺う次第でございます。

今後の地方財政の見通しというものを見るときに、国は、国税の一部である、いわゆる国税5税から出されます地方交付税を地方に配分する割合である法定率というのがあるわけです。その根幹の法定率そのものも、国は引き下げようとしているわけです。合併をする以前では、いわゆる合併前の交付税は確保しますよということで、合併以前には皆さんも聞いていると思ひます。しかし、既に法定率の引き下げ、いわゆる総額を減らしますよと。これは、5月10日の竹中総務相との私的懇談会の議論の中でも、はっきりと経済財政諮問会議に提出をしているわけです。

そして、なおかつ地方交付税、つくばみらい市としても大きな財源の一つであります地方交付税においても、その算出根拠も変えようとしているわけです。財政課長はおわかりだろうと思ひますけれども、今までのような基準財政需要額の中にすべての行政経費を網羅したようなやり方ではなくなっているわけです。

端的に言いますと、人口と面積を基本にしてやるという、いわゆる新型交付税がいよいよスタートするというところまでになっておるわけです。しからば、この法定率の引き下げと新型交付税というもののねらいはどこにあるのかということになりますと、これは交付税総額、今、国の一般会計から特別会計に繰り出しておる赤字が相当あるわけです。これをなくして国の歳出そのものを削減する一環として、この問題が出てきたわけです。交付税総額を削るという手だてに入ってきたわけです。

この問題については、当然、合併をしても、安閑としてつくばみらい市が合併する以前の交付税は確保できるということは、全く保証はなくなってくるのではないかと私は思うのであります。

一つには、合併特例期限内に合併した場合には、合併特例債で、先ほど問題になっておりましたけれども、80数億円の合併特例債が借りられるわけです。この起債が可能だったわけです。そのうちのおおむね70%、これを地方交付税にリンクしますよと。返済するときにそれは持ち出しますよと。実質的に、一般財源の特例債が地方負担になるのは本当にわずかだということではなくなってきましたけれども、これですら、私は大変心配するもの

であります。今、30数%の法定率が、30%欠けた法定率になり、人口、面積を勘案した新型交付税制度が設立されますと、そういうことは言っていられなくなるのではないかと。

そうしますと、これからの財政というものは、国は特例期限債の問題については、まさか言った以上は守るとは思いますけれども、財政課長もおわかりだろうと思いますが、交付税には実質算入と理論算入があるわけです。国が言っていること自体は、算入はしてないわけではないと言ってくると思います。いわゆる理論算入だということで、この特例債の70%が交付税にリンクされる問題についても、そういう懸念を抱かざるを得ないということです。

そして、もう一方、地方財政の中で大きな財源である地方税収というのを見ても、今年度の予算では若干伸びているようではございますけれども、予算全体で。しかし、一般財源の税収を見ても、右肩上がりの税収は見込めないというのは、もうはっきりしていると思います。

と申しますのは、何と云っても、少子高齢化社会がますます進むからです。谷和原地区の高齢化率はわかりませんが、伊奈地区の高齢化率は、昨年で既に19%、平成22年には22%、そして4人に1人が高齢者と。働く人が少なくて、支えられる人が多くなるということは、当然これは地方財政にも影響してくるわけです。

時間がありませんので、私はこの高齢化率の根拠も申し上げたかったんですが、はしょりますけれども、いずれにしても、少子化、高齢化社会が進むということの中で、これから先5年、10年先のつくばみらい市の地方税収というものは、大変厳しいのではないかと思うんです。

少子化についても、たまたま私は新聞見ましたら、6月1日の厚生省が発表した出生率については、1.25まで落ち込んできたわけです。国のすべての基本になった指数が1.31だったんです。それをも下回らざるを得ないと、6月1日の発表では、下方修正せざるを得ないわけです。想像以上の少子化が進んでいると。一方では、想像以上の高齢化が進んでいるということの現実を踏まえるときに、私はこれからの地方税収というものは大変厳しいのではないかと思うのですけれども、今後の地方財政の見方、見通し、そういうものもこの行政改革とあわせましてお伺いをしたいと。

1回目、以上でございます。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 行政改革と地方財政についてということで、非常に細かい、将来の難しい質問でございますが、合併前の両町村とも、行政改革につきましては、行革大綱の基本方針に基づきまして、お互いに事務事業の見直しや職員の定数の問題等々、努力してきたわけでございますが、これからの具体的な方針でございますけれども、先ほどの中山（栄）議員の質問の中にもございましたが、これから具体的には、市長を本部長とする行政改革推進本部をつくりまして、さらに市内の有識者による行政改革懇談会を設置しまして、早急に、つくばみらい市の行政改革大綱及び新しく行政改革大綱の行動計画とも言うべき集中改革プラン、これを策定しまして、引き続き市としての行財政改革を推進してまいりたいという基本的な考えでございます。

特に、今ございましたように、この財政改革では、歳入の面においては、税の徴収率の向上、市の普通財産の売却等も含めて、さらに受益者負担の導入等も研究していかなきゃ

なりませんし、自主財源の確保、歳出の面においても、聖域を設けることなく歳出の抑制に努力してまいりたいと、そしてやってまいりたいと。

将来の見通しについては、なかなか私も見通しはつきませんので、このごろの経済状況というのも、中央では上向き傾向であるということで、企業等ではそういう傾向が見られますが、我々の肌身には経済の上向き状況というものは感じないような状況でございますから、なかなかこの将来の見通しということについては、私の立場では申し上げることはできないわけでございますけれども、要は、今申し上げましたような骨子の中で努力してまいりたいと、かように考えております。

それから、地方交付税の問題でございますが、先般、全国市長会がございまして、小泉内閣総理大臣及び総務大臣も来まして、具体的な話はできませんでしたが、強い要望をしております。町村会の方でも、同じ要望をしたはずでございます。ですから、我々、組織の中で、こういう運動、強い運動を展開して、地方交付税の見直しはやらないようにと、こういうことに努めてまいりたいと思っております。

新年度予算においては、微増でございますけれども、交付税はふえているということでございます。ご理解を賜りたいと思えます。

議長（豊島 葵君） 横張光男君。

時間がないですよ。

12番（横張光男君） では、相当はしよりました、1点だけ再度お伺いしたいと思います。

今、市長は、見通しは非常に厳しいと。私は、具体的にこのくらい減るんだとか、あそこら辺ということは申し上げません。ただ、税収にしても、地方交付税にしても、地方交付税は地方6団体で要望して強く地方として反発しているのも事実でございます。しかし、これはあくまでも考え方ですから、私から申し上げるまでもありませんけれども、9月までには必ずこの問題は出てまいります。出てきてほしくないんですけども、私は、いろいろな絡みで、国の問題で、7月末にはこの問題は必ずや答えは出てくるであろうと。そうなったときには、本当に先真っ暗でございます。

ですので、ぜひとも地方6団体の中で、地方側として国に物すごい圧力をかけ、ぜひともこの交付税の見直し、この新型交付税の導入というものはどうしても避けるような努力を、市長にもぜひとも率先をお願いしたいと、かように思うわけでございます。

そこで、1点、市長のマニフェストの中で、1番から6番までのマニフェストすべて重要なことは、私も十分わかっております。しかし、私は、7番目があって1番から6番あるんだと、端的に言えば、これからの地方財政を考えると。ですので、市長がマニフェストとした7番目が全くベースにならなくては、今後の地方自治体は運営できなくなるのではないかと思うんです。

そこで、中山（栄）議員さんの質問の中でもお答えされていましたが、ちょっと途中までだったものですから、突っ込んで申し上げますと、効率的な行政改革の一番の問題は、今までのような行政一辺倒だけの投資的経費の投資ではなくて、市長も答弁の中で申されていますけれども、行政評価制度の問題が、私は大きなウエートをかけてくるのではないかと。

伊奈町のときにも、15年から試行されておりますけれども、私はその前段でこの行政評価制度については一般質問させていただきました。しかし、この伊奈町の行政評価制度で

は十分とは言えないと。

と申しますのは、何かと申しますと、この行政評価をする方が内部の評価では、私は甘いと言わざるを得ないんです。第三者の客観的見方である評価委員による行政評価制度というものが、本当の実のある行政評価制度が実現できるのではないかと思うんですけれども、私は、ぜひともつくばみらい市でも、市長が積極的に行政評価制度を導入していきたいという基本的な考え方は中山（栄）議員さんからありましたけれども、私は、中身で、評価委員にぜひとも第三者機関による客観的立場での評価制度を実現していただきたいと思うのですが、その点いかがなものかお伺いしたい。

最後の質問を終わります。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） きのうの施政方針の中でも私ちょっと申し上げたと思うんですが、これからの評価の問題については、第三者も入っていただいて評価をしていくと、こういう考えであります。

議長（豊島 葵君） ご苦労さまでした。終わりです。

12番（横張光男君） 時間でございますので、ありがとうございました。

つくばみらい市の発展ある、魅力のあるつくばみらい市のために、市長並びに教育長の前向きなこれからの執行をご期待申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（豊島 葵君） 次に、18番海老原 弘君。

〔18番 海老原 弘君 登壇〕

18番（海老原 弘君） 18番の海老原でございます。

横張議員の質問に続きまして、私は二つ質問を提出してありますので、順次質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、第1点は、ワープステーション江戸の今後についてということでお尋ねをいたします。

この質問につきましては、旧伊奈町議会でも私は何度も質問をしてまいりました。ワープステーション江戸は、民事再生法により事実上の倒産状態を続けてきたと言っても過言ではないと思います。茨城県議会では、県出資の企業についての協議がなされたと新聞に報道されました。茨城県からの今後の計画なり予定は、今までに示されたのでしょうか。

今回のつくばみらい市の予算書でも、ワープステーション江戸の地代収入は1,650万円予定されています。これは間違いのないことなのでしょうか。つくばみらい市になって新たな契約はされたのでしょうか、お尋ねをいたします。

以前、私の質問に対し、市長は、万一県が手を引くような場合には、ただで引き取ればよいというような答えをされましたけれども、果たしてそれだけでよいのでしょうか。

例えば、このワープステーション江戸を再生させるためには、市民の皆様の協力、NHKへの支援依頼と県の全面的な協力が必要であると考えます。NHKだけではなく、映画方面への協力依頼も考えられますが、つくばみらい市として、市長はどのように考えられますか。

また、関連の県道の整備についても、現在のアクセス道路については、ほとんど整備も計画もおこなわれていると言わざるを得ません。まず、ワープステーション江戸でとまってい

る県道は、いつ取手市の藤代6号方面へ、そして龍ヶ崎方面への計画が実施されるのでしょうか。

また、板橋から福原まで、その後稲戸井停車場線との接続を考えなければならない県道についても、臨時的に今現在使用されております上島からワープステーションまでの道路も、農家の方々の協力で延長して借りているというふうに考えております。土地はいつまで借りる予定なのでしょうか。当初、福原までの県道は、平成17年度までに完成させる計画ではなかったのでしょうか。

また、みらい平駅へのアクセス道路についても、板橋不動院からみらい平駅までの道路は、8月にはつくばエクスプレスも1年を迎えるわけですが、いまだに整備されておられません。つくばみらい市の市長として、最初の仕事としてどのように具体的に茨城県に働きかけをしていくのか。先ほどの山崎議員の質問で一部答弁はありましたが、現在、板橋不動院の県道工事は進められておりますけれども、それ以上に、今、一番必要なのは、山崎議員の質問にもありましたように、みらい平までの直通道路ではないでしょうか。

以前から、地権者が反対しているというようなニュアンスが、一部から、特に市長周辺から流れているように伝えられています。先ほど答弁の中にもありましたけれども、地権者の代表に聞きますと、市長の話とは違って、当初話し合いがあった際、地権者としての意見をいろいろ述べた際に出した条件は、先ほど市長の答弁にありましたように、金額が高いというようなニュアンスが伝えられましたけれども、私に地権者の代表の方が答えられたのは、板橋地区よりも1円でも安くではだめだということをお願いしたと。ということは、板橋地区と同じならいいのかというニュアンスを私が言ったところ、そのようなニュアンスで答えられておりました。反対はだれもしていないということでした。

市長の地元である小張地区中心の地権者の方々を説得することも、市長の、まず最初の仕事ではないでしょうか。それとも、県側のずさんな計画を黙認しろというのでしょうか。市長が選挙で約束したように、市民のために汗をかくべきときが来たと考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

ワープステーション江戸の今後についてということで、県議会で決められたことはどうなっているのかということでございますが、まだ私のところへは全然流れてきておりません。

検討委員会は、前の助役が代表ということで行っておりまして、助役が辞職されましたから、その後、総務部長が、1回かな、行っておりますので、総務部長からその状況は説明させますが、私はこの計画はあきらめておりません。今後も進めてまいるということで、今回も、県の方の要望事項では出しております。

さらに、議員、道路の問題おっしゃいましたが、小張とお不動さんの間の問題は、議員、私よりよくご存じのはずです。それから、議員、私の周辺で反対しているなどと言っている人、だれもおられませんよ。私は、何回もあなたの質問に説明しているはずです。それで、地権者に聞いてください。あなた方が言いたいことあったら、私、中に入りますよと、こういうことで話しているわけですから、よく聞いてください。

それから、この計画でございますが、龍ヶ崎の方も法線は決まっておる、こっちも決まっておると。中間の元の藤代町で、初めはオーケー出たんだそうですが、その後変更してほしいということで、その後決まっていなと。

こういことでございますから、今後、私は、この旧伊奈地内だけでも進めてほしいいこと話しておきました、何せ国補事業ですから、先の法線がありませんと進めることもできないと思ひますが、取手市とも協議して、さらに促進してまいると、こういことしております。

それから、先ほど申し上げましたように、小張地内の問題については、誤解のないようによく説明してください。

以上です。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） ワークステーションの今後のあり方につきまして、県の方で、検討委員会を持って、現在、検討しておるところでございます。

まだ結論は出ておりません、助役がこれまで検討委員会として出席しておりまして、先日、私が一度その委員会の中に出席をさせていただきました。

具体的に、今後の計画等について、内容については、まだ私も承知はしておりませんが、ロケ施設として図っていったらベターなのかなということも、検討委員会の中で検討されているという感じでございます。

以上です。

〔「済みません」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 失礼しました。先ほどの検討委員会の内容につきまして、メディアパークシティーの中でのワークステーション江戸の検討会ということでもあります。

議長（豊島 葵君） 海老原 弘君。

18番（海老原 弘君） 答弁をいただきましたけれども、私の質問の中に、仮定の話ですが、市長の以前の答弁の中にあつた、県が手を放すようなことがあれば、町というか、現在は市ですけれども、市で引き受けるようなニュアンスの答弁がなされたんですが、その件について答弁がなかったように思ひます。

いずれにしても、県が続けるにしても、新たな方法を考えるにしても、今までのままのワークステーションの経営では、先ほど私が申し上げましたように、地代の年間1,650万円も大変な状態になっているのではないか。

現在、入場料は1人500円ということで、皆さんを待ち受けているわけですが、私も何度かワークステーションに行く機会があるんですが、ほとんど入場者はないと言っても過言ではありません。最近では、土日でもがらがらです。そういう中で、年間1,650万円の地代を支払うことも大変なのではないか。

ですから、今のうちに、その検討委員会があるんですから、どうしたら再生できるのか、これを県に任せているのではなくて、私は、みずから、市長を先頭に、今まで協力していただいた方の力をかりながら再生する道を考えるべきではないか。むしろ検討委員会に、つくばみらい市として、こうしてくれということを進言していくことが、今は大事なこ

ではないかと考えます。

それから、先ほど部長の方から、メディアパークの中のワークステーションということで考えているということですから、当然、私も、この事業がスタートするときに、ワークステーション江戸には反対しましたが、メディアパークシティ事業の、いわゆる先端企業を誘致するような構想を聞いたときには、これは反対できませんでした。むしろ、先ほどどなたかの質問にもありましたように、伊奈町の基幹産業は農業で、さしたる税収の見込みもない今、やはりメディアパークをぜひとも最初の計画のように再燃させることが大事だと思っております。そのためには、このままワークステーションを沈没させてしまってはだめだと思うんです。メディアパークの1期事業として立ち上げたわけですから、2期事業、あるいは3期事業に持っていけるような、基幹産業になり得るような企業を誘致するまで頑張らないと、施政方針にもありましたけれども、その点が私は欠けていると思うんです。私は、はっきり言って、この事業は大失敗であると思います。

2億円の出資だけではなくて、約15億円近い税金を投入して、主体は県であったかもしれませんが、やはりその場所を貸している。今でも、NHKのテレビ制作やその面は大いに活用されているわけですから、先ほど申し上げましたように、NHKのサービス部門の施設でもあそこへ誘致したらどうでしょうか。

NHKも、今、いろいろな不祥事で全国でNHKの料金不払いまで起こされているような現状でございます。そういう中で、NHKもサービス部門の拡充というのはぜひとも必要ではないか。いろいろな視聴者に対するサービス部門、そういうものをあそこの施設の中に併設するというのも、私は可能なのではないかと考えております。

その点について、市長の答弁をもう一度お願いします。

それから、道路の問題につきましては、今さら市長に、私どうのこうの言うわけではありません。そういうものを踏まえて、地権者と、市長もみずからその間に入るといような覚悟があるわけですから、ぜひともそれを行っていただきたいと思います。

私も、地権者に縁を通ずる者がおりますので、そういう場合には、市長に汗をかけということだけでなく、自分も汗をかく覚悟でございます。どうか、市長のその点に対する考え方、もう一度お聞きしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） ワークステーションの問題はいろいろございましたが、何としてもこれは存続させていくと。

それから、当時町が引き取ると、こういうことは、川上さんの質問に対して、そういうニュアンスの流れの話になってきたから、ただなら町でも引き受けましょうと、こういうお話で、何が何でもあそこを引き受けるといことではございません。

要は、今の事業を成功させることが我々の望みでございますから、これからは、今までいろいろな方面でやってきましたが、先ほど部長からあったように、これからはロケーションの場ということで進めていくんだと、こういうことでございますから、これはこれで成功していけばいいんで、大体、17年と16年を比較すると、相当数が利用されているということで、入場者数も5,000人近くふえているということでございますから、だんだん上向いてくるのではなからうかと、期待をかけておるわけでございますが、県に対しても、この問題についてはいろいろ申し入れをしてきておりますし、これからも申し入れをして

まいりたいと、かように考えております。

それから、道路の問題でございますが、県がおっしゃっておりますように、議員も内容は私よりよくわかっていると思うんですが、私の方からも、先ほど申し上げましたように、いつでも皆さんの希望があれば中へ入りますよということで申し入れをしておるわけでございますから、これからいろいろ具体的なお話になったら、議員にもいっぱい汗を流していただきたいと、こう思ってるわけです。そのときは、どうぞよろしく願います。

議長（豊島 葵君） 海老原 弘君。

18番（海老原 弘君） 市長から答弁をいただきましたけれども、ワープステーションにつきましては、このままで終わらせてしまっただめだという信念には、変わりがないということでございます。それには、もっとつくばみらい市としての検討委員会みたいなものも立ち上げてもいいんじゃないかと思うんです。ワープステーション再生委員会でも何でも名称はいいですが、やはりメディアパークまでつなぐためには、今のような体制では私はだめだと思います。議員の中からも、市民の皆さんの中からも、どうしたらあそこの施設を再生できるのかと。

確かに、時々行きますと、テレビ等の撮影、最近では、今、放映されている「次郎長背負い富士」の撮影も、あそこでほとんどされております。それ以前には、映画の山本一力さんの作品で「あかね空」ですか、そういうのも撮影をしておりました。

しかし、施設は当初のような内容では運営されておられませんので、入場料、現在は500円、これの収入ではとても賄えないんじゃないかということで、やはり私は、この施設を一番利用しているのはNHKさんであると思うので、先ほど私が申し上げたようなNHKに対するアタック、NHKが全国にサービス網を広げておりますけれども、特に、今、テレビの料金を払うとか払わないの問題も大問題になっているわけです。そういう面で、視聴者に対していろいろなサービス部門があると思いますので、たしか私の記憶では、水戸にそういう施設ができたと聞いております。NHKの、うる覚えで申しわけないんですが、埼玉の川口にあるアーカイブスとの連携なんかできると。

アーカイブスは、皆さんご存じでしょうけれども、NHKの今まで放送されたすべてのライブラリーがそろっている。例えば一世を風靡した「おしん」の自分の家から旅に出る、あれがすごい視聴率だったらしいんですけれども、ああいうものもそこに行けば見られると。そういう施設を誘致することも、一つの案ではないかと思えます。

NHKに対してそういう努力を払う意思があるかどうか、市長の方からもう1回答弁を聞いて、この質問は終わりたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 海老原議員、ちょっと勘違いしているんじゃないでしょうか。あのワープステーション江戸の経営は、茨城県の開発公社が経営でございますから、我々とやかくくちばしを入れるあれではございません。

ただ、メディアパーク株式会社は、開発公社と、映画会社とかNHKがロケに来る間へ調整して入る、紹介とかそういう手配をするということで、今、会社を運営しているわけなんですけど、あそこの施設をこうせい、ああせいということは、市の方で組織をつくってメディアパーク事業を推進しようということなら結構なんですけど、ワープステーション江戸の経営については、何回も申し上げますが、茨城県開発公社の経営でございますから、

ご理解をいただきたいと思います。

それから、今後のNHK云々でございますが、私は、これは機会あるごとに、今までも大河ドラマで「伊奈町の皆さん」ということで流れますから、相当PR的には効果が出ておるわけでございますが、あそこの施設の利用につきましては、株式会社メディアパークがやっておるわけでございますから、そういう関係からは、あそこの利用とかそういうものは大いに私も働きかけ等はしてまいります、あの経営については、そういうことでございますからご理解をいただきたいと、こういうことでございます。

議長（豊島 葵君） 海老原 弘君。

18番（海老原 弘君） 市長の最後の答弁につきましては、私海老原としては納得できません。それは、あくまでも建前じゃないでしょうか。民事再生法になる前に2億円も出資して、それが紙くずのように何分の1かになってしまった、そのことを考えれば、今の市長の答弁では、私は生ぬるいと思います。

検討委員会に助役も出席して、そういう状態だったら、以前の伊奈町、今のつくばみらい市は、もっと進言して、もっとNHKに対しても県に対しても、積極的に行うべきと考えます。

これは今後の私の活動の中でもやりますので、今回は、今の答弁で終了したいと思いません。

それでは、2点目の質問をいたします。

2点目も、以前から伊奈町では何回も質問してまいりましたけれども、改めて、つくばみらい市の下水道計画ということで、合併した今、つくばみらい市として間もなく2カ月になろうとしていますが、今まで旧伊奈町の下水道事業は、谷井田、板橋地区の市街化合わせて150ヘクタールを中心とした取手地方広域下水道で整備する地域、そして青木地区と狸穴地区のコミニティ・プラント、さらに農業集落排水事業として、まず上平柳、次に弥柳、山谷、そして現在進行中の豊南部、そして長渡呂、狸淵、さらに狸穴高岡地区と整備を進めてまいりました。

一方、旧谷和原地区では、農業集落は福岡地区、十和地区、ちょっと名称が違っていたら失礼いたします。それから、下小目地区に処理場があり、さらに伊奈・谷和原下水道として計画され、現在はつくばみらい市下水道として各地域を整備してまいりましたが、現在までに、各地域の各事業の進捗状況、何%ぐらい進んでいるのかということをお伺いいたします。

その上で、未整備地域を今後どのような計画で、つくばみらい市になった今、進めていくのかをお尋ねいたします。

特に、これまで伊奈地区の中で全く工事の計画すらも明確でない三島地区、東地区、小張地区を初め、板橋地区の野堀、平和台、神生、南太田、塙、久保、大日前、みどり住宅、東板橋地区、豊体横町、豊体上、中宿、豊体の田園住宅、福田住宅、谷井田南7区、南2区、外記新田、下平柳、中平柳などの地域をどのような優先順位で整備されるのかをお伺いいたします。

さらに、谷和原地区の南地区を初め、今後整備されるべき地域、谷和原地区については余り把握していませんので、未整備の地域について、農業集落とつくばみらい市の下水道、両地域とも教えていただきたいと思えます。

その上で、今までの伊奈町、谷和原村の計画のままでよいのか。それともこの際、でき

るだけ整備のアンバランスにならない方法をとるべきと考えますが、いかがでしょうか。

市長は、今まで伊奈町の下水道整備の中で、常に、市街化地域が80%終わらないと調整区域を整備できないと、基本的なことを言っていました。しかしながら、南谷津住宅や花田久保住宅は、調整区域でありながら整備をしてきたと考えております。なぜ他の地域より優先されてきたのか、私には理解できません。

合併した今、両地区の未整備地区のパーセントはかなり違うと考えますが、数字で示していただけますでしょうか。その上で、特に伊奈地区の三島、東、小張地区については、早急な見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

さらに、農業集落排水事業については、受益者の工事負担金のパーセントが、伊奈地区では10%というふうに考えております。各地区、工事が進められてきましたが、谷和原村では5%の村の補助があったと聞いておりますが、このアンバランスは今後どのように計画されていくのか、お伺いをいたします。

以上です。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 下水道の問題でございます。細かい点は、担当課長の方から説明させますが、取手地方広域下水道組合における平成18年度整備予定区域については、谷井田、新戸、板橋、伊奈東の集落内を予定しております。

本年度以降につきましても、順次、計画により整備をしてまいります。農集等につきましては、現在豊南地区をやって、今年度一部供用開始、19年度には事業完成すると、こういう状況になっております。

それから、海老原議員は下水道議員でもあったはずでございまして、今やっているところ以外は全部計画にないような今の質問でございしますが、そうじゃございませんからご理解を賜りたい。豊地区とか小張地区とか、これは計画に入っているわけです。先ほど議員からも出ましたように、市街化をまず優先していかなきゃならないということで、一生懸命、今、伊奈東の方をやっておるわけですが、それに付随して、計画がなくてぼんぼん入れていっているわけではございません。本管の流域は、これは効率よくやっていくのは当たり前でございますから、南谷津等も大変な雨水等もまだ完全とはいきませんが、そういう本管の通る流域については、当初から計画を立ててやってきておるわけですから、調整区域も、目的は伊奈東が目的でございますが、その本管の通る流域においてはその都度やっていくということで、議員これはご承知のはずだと思っていたんですが、そういうことでございます。

細かい点については、担当部課長の方から説明申し上げます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

まず、最初に進捗状況でございますが、平成17年度末現在で、コミュニティ・プラント事業につきましては、青木地区、狸穴住宅地区が全域供用開始という状況でございます。

また、農業集落排水事業につきましては、福岡地区、十和地区、下小目地区、上平柳地区、弥柳・山谷地区、高岡・狸穴地区の6地区では、全域で供用開始している状況にござ

います。

また、豊南部地区につきましては、現在施行中でありまして、事業費ベースで74.2%の進捗率となっております。平成19年度に一部の地域での管渠工事を残しまして、本年度中に供用を開始する予定となっております。

なお、公共下水道事業につきましては、下水道課で実施しております認可面積に対する整理面積ベースで76.1%、このうち丘陵部地区内では76%の進捗状況となっております。

また、取手地方広域下水道組合におきましては、全体区域の整備面積ベースで58.6%ということになってございます。

なお、つくばみらい市内におきましては、64.5%の整備進捗率となっております。

また、今後の整備計画でございますが、公共下水道における18年度整備予定区域につきましては、引き続き丘陵部地区内と周辺集落及び幹線沿いの既成集落の整備で、谷和原地区及び小張地区内の整備を行ってまいりたいと思っております。

また、取手地方広域下水道組合における18年度整備予定区域につきましては、谷井田、新戸、板橋、伊奈東の集落内の整備を予定しております。

本年度以降の事業につきましても、順次整備してまいる計画になっております。農業集落排水事業につきましては、豊南部地区が、本年度に処理場が完成いたしまして一部供用開始する予定で、19年度には事業が完了する予定となっております。

なお、農業集落排水事業で計画されております区域がまだ2地区ございますが、事業選択も含めまして、関係機関との協議を進めまして、早期に事業の採択に向けて取り組んでいきたいと考えております。

事業の見直しについてでございますが、公共下水道における全体計画区域及び認可区域で変更しなくてはならない部分がございますが、次回の変更時期までに調査検討を行いまして、関係事業とも調整を図りながら変更を行う予定で現在考えております。

以上でございます。

議長（豊島 葵君） 海老原 弘君。

18番（海老原 弘君） 市長と部長の方からお答えをいただきましたけれども、市長の方は、要するに、私が下水道議員をしていたからわかっているはずじゃないかということですが、これは単に私だけの疑問ではなくて、市民の皆さんすべて、特に今回の場合は、つくばみらい市になったわけですから、谷和原の方が伊奈を理解し、伊奈の方が谷和原を理解するためにも、改めて質問をしているわけです。

今、部長の答えにもありましたが、農業集落でも2地区が予定されていると。2地区ではなく、どことどこというふうに私はお答えをいただきたい。聞いている人も、2地区というのはどこだかわかりません。

それから、次回の変更時期はあるということですが、変更時期はいつなのか。私の質問の最後に、見直しは必要ないのかという疑問を呈しているわけです。必要だと思うから、私は見直しが必要じゃないかと。

今、ざあざあとやったら、小張地区はどうだとかありましたけれども、下水道の小張地区というのは、多分私は、今までに認められた市野深、奉社、芦戸、下谷口あたりだと思っています。小張地区は取手の下水道に入ることです。今まで市長からも何度も答弁をされております。しかし、それがいつになるかということは、今までに示されていないわけです。認可がないからダメだと。

市長や我々議員だけがわかっただけでは、しょうがないと思うんです。つくばみらい市になって、我々議員は、税金の使い道どうなんだと、常に突きつけられております。市長選挙のさなかにも、特に谷和原の方面から、随分税金が高くなったんだよ、こうだと。それを一々我々も説明しておりますが、その中でも、特に下水道のアンバランスが大きいと思うから、この質問を呈したわけです。

だから、伊奈と谷和原では、どれだけのパーセントの違いがあるんですか、大ざっぱに。すべての下水道を入れて。

いろいろな文書で、パーセントがひとり歩きしていますよね。今現在が無理なら、今、部長から説明ありましたように、18年度中に谷井田、新戸、それから伊奈東ですか、その整備をすると、18年度中の整備を終わった段階で、何%になるんですか。先ほど私の疑問にもあった、80%という市長がよく言われるその数字には、まだ達してないんでしょうか。その今年度の事業を入れた段階でも。

それから、先ほど市長から、南谷津とか花田久保、水の問題とかいろいろ、それは私は流域地域はみんな同じだと思います。水の問題、谷井田南7区でもそうです。水の問題があります。水害が出ちゃう。すべてその問題があるのに、その地区だけなぜ優先されたのか。

谷井田地区は、板橋、伊奈東より以前に下水道整備に取りかかったわけです。そして、その許容量では足りないので、今度の計画が2期計画で、勘兵衛新田からの流れは谷井田の裏通りを通るわけです。その計画の中で、谷井田の先ほど申し上げたような地域、あるいは下平柳、山王新田地区など流域の地域は、同じように救えるのではないかというのが、私の今回の質問の趣旨です。

ですから、そういうための見直し、今だったらできるのではないかということで、やはり同じように、南谷津住宅あるいは花田久保をやるなというんじゃないんです、私の質問は。どんどんやっていただきたいんです。それと同時に、同じように流域に本管が通っている、本管がすぐ何メートルもない自分の前を通っている地域を救えないのかというのが、私の質問の趣旨でありますので、その点を踏まえて、市長、部長からもう一度答弁をいただきたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） これは、本来下水道組合、下水道議員の皆さんのお話なんです、議員ご承知のように、旧谷和原の下水道の場合は、開発区域と南地区を除いては、ほとんど農集と下水道で消化されると思います。ただ、西丸山地域ですか、これはまだ入っていないようですが、計画には入っておりますから、これで大体旧谷和原地区は完成できる、消化できると思いますが、伊奈の場合は、ご案内のとおり、当初は谷井田の市街化区域しか計画なかったわけですね。

それで、私が就任してから、今の東板橋、いわゆる勘兵衛新田の市街化が、二つあったわけですから、今の区画整理地域は別にして。ですから、この市街化区域をやらないと、公共下水道というのは調整区域へ入れない。その割合が80%と言っているわけで、これは決まっているんだからそういうことなんです、その流域にある調整区域については、ちゃんと計画を立てて、実施計画、認可をいただければやれるわけですから、そういうことでやってきておるといってごさいます。

はっきり言うと、谷井田の一部地域はどうなんだということだと思んですが、ご心配の向きは、何回も質問いただいているからわかるんですが、要は、今、二条管方式ということでやられているわけですよ。もともと谷井田の流量しか流れないパイプでございます。したがって、県道の横断は300しか行っておりませんから、そこへはつなげないから、伊奈高の前へポンプ場をつくって、パイパスでもう1本取手までやっている、ということなんです。これが、谷井田以外の地域の下水道計画を消化していくための計画でございます、実施しておるわけでございます。

この事業がまだ終わっていないわけですよ。本管は18年度いっぱいになると大体つながるのかな。その間の、ご案内のとおり遠いあれはコミプラでやっておりますから、あの容量とか、谷井田の計画に入れている容量の部分をできるだけ認可をとってやっておると、こういうことで進めてきておるわけでございます。

今お話の小張地区とか、いろいろございますが、そういうのは基本計画に入っておりませんから、これから一応の一段階が終わったら認可をとって進めていくと、こういう手法なんですよ。

したがって、ご理解いただきたいのは、当初から一本じゃございませんから、2回に分けて、谷井田地区は谷井田地区だけ、後から旧勘兵衛新田の地域を含めて始まったということですから、暇もかかるし、はっきり申し上げますと、素人でもわかると思いますよ。300のところを600入れていけば、パイプの単価というのはそう違わないんですよ。要は、あの細い県道を掘削して入れる工事費が大変なんです。

ですから、最初から一緒にやれば経済的にもよかったなと思っている。これは今になってはおそい話でございますが、したがって、私は、そういうむだのないように進めてきておるわけでございますが、見直しの時期はちょっと私も今記憶にありませんが、見直しの時期がありますから、その見直しの時期に、今、基本計画にある認可をとっていないところを認可をとってやっていくと、こういう手法なんです。どうかご理解をいただきたい。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） お答えを申し上げます。

今後予定しております農業集落排水事業の区域でございますが、中平柳・下平柳の一部地区と福原・上島・中島・戸崎・戸茂・根柄・塙・久保地区の2カ所が、今後の農集排整備事業の計画地区となっております。

次に、公共下水道の認可変更の時期でございますが、認可変更につきましては、現在認可を受けております整備率が80%に至らないと、次期の認可変更ができないということになってございまして、現時点の整備率58.6%という整備率でございますので、次期については、明確にいつということはちょっと申し上げられないという状況でございます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 海老原 弘君。

18番（海老原 弘君） 今、市長と部長からありましたけれども、部長、私、58.6というのはさっき聞いたからわかるんですよ。18年度中に谷井田、新戸、板橋とかを含めてやると、何%になるかという質問をしているわけです。もしわからなかったら、これは今議会の中でお答えをいただければ幸いです。

最後に、私の質問の中に、見直しは必要ないのかということを出してありますが、前か

ら私は言うております。小張地区は当初の計画どおり取手下水道に入れなければならないのか。どう考えても、私は、谷和原の小絹にあります処理場の方へ流した方が、近いし、お金もかからないのではないかと思うんですが、取手下水道の方で計画したものを変更はできないのか。そういう問題がございます。

それから、先ほど私いろいろな地域を述べましたけれども、谷和原さんと比べて、非常に伊奈地区が未整備の地域が多いということですから、見直しというのは、ここでつくばみらい市になって大きく見直すべきだという論点で、この質問を出したわけです。

同じように税金を地域の方は払っているのに、なぜうちの方はないのか、これは市民の素朴な疑問があると思います。なぜ予定もないのか。市長はいろいろ理由を言いましたけれども、それは議会なり我々だけの判断で、住民の皆さんがなぜ自分の方が工事にかかっていただけないのか、明確に市の広報とかそういうもので説明されてないと思うんです。ただ、整備される地域は広報されましたけれども、整備されない地域を今後どうするかというのを私は今必要なのではないかとということで、この質問を出したわけです。

今まで何度も同じような質問をして、町長から同じような答えをいただき、それでは私は満足できません。市民の皆さんもそうだと思います。なぜ、川一本で、そちらの側が供用されているのにこちらがされないのか。それを、先ほどどなたかのあれにもありましたが、地区の集会とかそういうのでも説明する必要があるし、文書だけでは無理だと思います。

ですから、早急に、今回の議案の中にも下水の審議会というのが二つあったと記憶しています。そういう審議会を有効に活用していただいて、下水道の早急なる整備、整備計画を出すべきだと考えます。

一応、これで質問は終わります。

答えは同じですから、これで終了します。

議長（豊島 葵君） ここで10分間暫時休憩します。

午後2時17分休憩

午後2時31分開議

議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

次に、9番岡田伊生君。

〔9番 岡田伊生君 登壇〕

9番（岡田伊生君） 9番の岡田でございます。よろしくお願ひいたします。

通告の1問目といたしまして、つくばみらい市発注の随意契約についてお尋ねいたします。

市長は、去る5月14日の市長選挙で、七つの公約を住民の皆さんに約束されて、当選をいたしました。この点につきましては、午前中の議員の方からもお祝いの言葉があったように、私も、この公約については大いに期待をし、また実現に向けて、議会人としての立場で、一生懸命汗を流していきたいという感じを持っておるところでございます。

そこで、公約の五つ目に当たります、活力ある産業を育てるまちづくりを進めますということで、産業の振興ということがあります。私は、経済常任委員、あるいは商工会員の立場から、また、特に今後の市の財源確保のためにも、この地域産業の振興を図ることが最重要ではないかと考えております。

合併は、自治体のスリム化と自立、つまりみずからの政策立案を迫られているわけで、今後10年、最小限内で結果を出されなければなりません。行財政改革についても、るる質問がございましたが、もちろんこの改革によってむだな歳出を削減するということは、当然行わなければならないと私も思っております。しかし、歳出ばかりを詰めているわけにはいきませんので、歳入、つまり自主財源の確保という観点から見る必要があるのではないかと思っております。

そこで、身近で期待できる施策としましては、冒頭で申し上げました、市長の公約でもあります活力のある産業を育てることです。しかし、現在の農業も含めた商工業、それぞれ市の助成制度はあるわけですが、営業活動を行うという点で見ますと、市内商工業者の環境は、近年、非常に厳しい状況がございます。

地元の業者といたしましては、当然、近隣の自治体にも営業に行くわけでございますが、それぞれの自治体が、やはり地元商工の振興に目を向けつつあります。そんな中で、他市町業者が参入するには、価格割れ限界の厳しい営業をしなければならないと聞き及んでおります。

そこで、1回目といたしまして、競争入札においては、特定を除く限り、地域の育成を意識した施策が反映しているようではありますが、指名競争入札以外の工事、納入等の随意契約の業者選定はどのような考え方で行われているのか、お伺いいたします。

また、現在、合併間もないわけですが、市としてのデータが限られておりますので、一昨年1年間の旧伊奈、旧谷和原の随意契約の内容、件数、あるいは町村外の比率等がわかればお願いしたい。また、通告してあったんですが、計算的に間に合わないようでしたら、本年度といたしますか、新市になられてからの数字でも結構でございますので、お伺いをいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 市発注の随意契約というご質問でございますが、基本的には、議員がおっしゃっているような方針でこれまでもやってきたわけですが、新市においてもそういう方向でやってまいりたいと。基本方針は変わりございません。

ただ、今現在でどの程度契約とか、これまでの状況がどうかということについては、私も把握しておりませんので、部長の方から説明させます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 市で発注しております工事等につきましてはの随意契約の状況でございますが、これは一定の制限がございまして、自治法の施行令 167条の2によりまして随意契約のできる範囲と。細かいことは、市の財務規則によりまして、この規則等にのっとって施行しております。

随意契約の契約件数でございますが、随意契約につきましては、当然、市内の業者の振興という意味から優先的に行っておるところであります。

18年度つくばみらい市になりましてからのこの契約件数でございますが、工事請負契約につきましては、市内14件、市外の業者が8件、それから賃貸借契約、いわゆるリース契約であります。こちらにつきましては、市内業者が5件、市外が71件と。物品の購入等の契

約であります。市内が5件、市外が1件と。それから、業務の委託契約につきましては、市内が99件、市外が173件。合わせまして、377件、金額にしまして2億6,553万5,502円であります。

この内容であります。特に大きな金額等につきましては、業務の委託契約等でございます。公共施設の維持管理業務とか、これはシルバー人材とか福祉協議会とか、そのほかいろいろな管理業務について委託をしている。それから、税とか住民基本台帳とか給与とか、そういう電算処理等についての委託契約、市外の業者が主であります。市内にはそれに対応できるような業者がございませんので、そのような形になっております。

それから、もちろん会計事務とか幼稚園のバスとか、年間を通しての形での契約もありますので、このような額で現在推移しております。これは平成18年6月12日現在であります。

以上です。

議長（豊島 葵君） 岡田伊生君。

9番（岡田伊生君） ありがとうございます。

比率からいきますと、半分以上が市外に行っているということになるかと思うんですね。それで、部長の方から、電算の委託が多いんだということですが、377件、総額で2億6,000万円と。約2カ月の間ですよ。かなりの額があると。

随契にもいろいろございまして、先ほど部長からも言われましたが、地方自治法の234条で位置づけられているわけです。この随契は、一連の外務省不祥事件の国際会議選び等で業者との癒着犯罪が明るみに出まして、余り好ましくないんだという見方をされておりますが、私は、長期にわたる景気低迷が尾を引いた地方の中では、やはり経済環境の整備がまだ成熟しておりませんので、そういう自治体にとっては、随契は、地域内の全産業者の個人、法人を問わず、やる気のある者の育成には必要ではないかと思っております。

そんな中で、先ほども答弁がございましたけれども、電算業務の中で、これは特殊なものであるという話があります。しかし、これは旧伊奈の時代もそうなんですが、随契にならざるを得ないということでございますけれども、委託料の額がかなり多いんじゃないかという指摘は大分されてきたわけでございます。

難しいところもあるということでございますけれども、パソコン、コンピューターがこれほど浸透し、またOA機器も浸透し、また使いこなしている職員さんがほとんどでございます。そういう中では、ただ業者さんに任せちゃうんだということではなくて、冒頭申し上げましたように、地場産業の育成ということからも、もう一度研究することはできないだろうかと思うのであります。それによって、地域の業者が体力をつけると。それが、つくばみらい市の活気と税収アップに寄与していくということになるかと思っております。

ちなみに、私、これ概略計算なんです。市内の業者との取引を発生する行政支出に対しての税金として還元される額を単純計算してみました。

まず、想定といたしまして、経常利益率を全業種平均で、これは最低だと思っております。約5%としてみました。そして、法人、個人、利益の額に応じて変化する市民税を約10%といたします。結果、契約額の0.5%程度が市民税として還元されるという計算になります。

市内の業者が約1,000万円の工事及び物品の納入を行うと、最低5万円の税収が上がる

という計算になります。1億円で50万円、10億円で500万円、20億円で1,000万円でございます。単純ではございますけれども、税収が入ってくると。

加えて、市内の業者に働く従業員及び経営者の給料からの市民税も考えられます。また、6月5日の茨城新聞に、市町村別税源移譲見込み額というのが発表されました。来年からこれは実施されるということで、国から地方への税源移譲があるわけでございますが、つくばみらい市は5億3,139万円ということで、住民税増収率が31.6%ということでございます。これも、つまり国税、所得税からの移譲ですので、やはりかかわってくるのではないかと考えております。

ですから、もう一度お聞きしたいのは、見積もりが高い、安いということ、あるいは今までやってきたんだと、そういうことはないでしょうが、新しくつくばみらい市になったことでございますので、電算処理の委託業務、あるいは改善できる点はないかどうか、研究をする必要があるのではないかと。

確かに、市内の業者にはいないと言ってしまうとそれまでなんですが、働くパートの形にしてもいいでしょうし、電算という持ち出しができない部分とかいろいろあるわけでしょうから、何かそういう違った考え方、研究をする必要があるんじゃないかと考えておりますので、もう一度その辺をお聞きしたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） ご指摘のとおり、今後、研究していきたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 岡田伊生君。

9番（岡田伊生君） 今、部長の方から努力していくということでございますが、原稿を用意しましたので、商工会の現状をちょっとだけお話しさせていただきます。

これは市内ということで谷和原と伊奈が当てはまるわけなんですが、約10年前と比較しますと、谷和原商工会については、448事業所ということで、7事業ほどふえています。伊奈の商工会につきましては、13%、約509事業所のうち77事業所が廃業もしくは転出されているわけでございます。いかに状況が厳しいかということがおわかりいただけるかと思っておりますので、何としてでも努力をいただきたい。

これは、市長の方からの公約でも、産業の振興ということで伺っておりますので、あえてまた申すつもりはございませんが、ただ、一つ、これも大変恐縮な質問になるんですが、牛久市の市長さんが、2年前に就任されて、やはり飯島市長が言われるように、産業の振興ということで、各職員に、なるべく地域でお金を回すようにということで、市長そのものも商人ということもございましたでしょうけれども、各職員に、家族の方にも、なるべく市内で消費してくださいと。これは命令はできませんので、お願いをしたという経緯がございますが、その辺についてどのようにお考えか。

私は、決して市内の業者を甘やかせると言っているわけではございません。ともかく相撲を取る土俵がないんですよ、今、この現状で。確かに、みらい平駅が今度期待されておりますが、しかし、旧の伊奈、谷和原の商工会の実態というのはそれほど変わってきていないのが現状でございますので、ぜひともその辺も含めてお願いということで、最後に、市長のご意見をいただければありがたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 各種法に抵触しない範囲の中で、そういう趣旨に沿ってやってまいりたいと、このように考えております。

議長（豊島 葵君） 岡田伊生君。

9番（岡田伊生君） 世間では、随契はだめなんだというような風潮がございますが、私は、重ねて、そういうことはないんじゃないかと思っております。

続きまして、2問目といたしまして、これは質問というよりはご提案ということになるうかと思っておりますが、私も観光協会の方にも籍を置いております。

その中で、小貝川沿いの土手の福岡堰から岡堰までの約17.6キロメートルの間を観光事業で持っていけないかということで、質問というよりご提案をさせていただいております。これは、将来は市の産業育成にもかかってくるのではないかと思っております。産業の実態については、先ほど申しましたので、商工会、あるいはそういった環境については割愛をさせていただきます。

昨年の8月24日開業のつくばエクスプレスの決算が発表されました。営業収益が140億円、予想を50億円ほど上回ったということで、要因としましては、1日当たりの輸送人員が15万人の予想以上の利用があったとしています。また、多くの人に関心を持ってもらい、出足は比較的好調だったとあります。

都心より50キロ圏内に位置する筑波山は、TX開業から観光客がふえているということをご承知のとおりであります。これも新聞に出ておりましたが、つくば市観光協会は、受け皿として、登山だけではちょっと行き詰まりを感じているということで、つくば市観光協会では、ボランティアによって、より多くの観光客に歩いてもらうために、使われていなかった旧県道であった登山道の草刈りをし、新たな観光ルートを整備したということでございます。

秋葉原から40キロメートルのつくばみらい市にも、筑波山のよさにも負けない自然豊かな田園風景を残した小貝川が東西に流れております。みらい平からアクセス可能な福岡堰には、谷和原商工会が毎年4月桜祭りを開催し多くの観光客を呼んでおられるわけでございますけれども、また下流では、岡堰の方で、対岸の取手市の観光協会がこいのぼりフェスタということで、ことし4月から5月の連休にかけて試行的に開催をしました。

つくばみらい市のこいのぼりフェスタ共催については、この後染谷さんの方からもありますので、この辺は省略をさせていただきますが、この共催期間を、できれば共催をしてほしいということなんです。開催日を桜祭りに繰り上げて、二つのイベントを1カ月かけて開催してはと考えています。

そして、堤防沿いに生家のある、郷土の偉人間宮林蔵が樺太探検に使った山丹船というんだそうですが、それに似せた小型エンジン船を観光船として運航し、また休耕田を小貝川沿いに寄せていただきまして、これは農業の休耕対策ということでございますが、菜の花、あるいはレンゲ等の花々を咲かせる。多分、これも日本一の休耕田対策、フラワーイン、フラワーロードとなるんじゃないかと思っております。

環境が整えば、17.6キロメートルの間宮林蔵の生家を絡めた観光散策ルートができ上がります。これはお客さんの体力、あるいは要求によって、いかようにも変化できるということになるうかと思っております。

また、イベントの内容については、近隣の大学を絡めたマラソン大会やボート、あるいは

はカーン大会を組み入れまして、そして無料で採取できるセリやクレソンなどを観光サービス田としてフラワーラインに併設し、将来の観光農園の模索になるようなことはできないだろうかと考えているわけですが、観光客の皆さんに、ゆったり流れる小貝川を眺めながら、のどかな田園風景に身を包み、のんびりと観光散策を楽しんでいただき、ふるさとみらい市を都市部のお客さんにアピールをして、市の活力源にしてはいかがかと考えておりますが、この観光事業の調査、研究をこれからしていくというお考えは、突然ですので、お考えがありますかというのちょっと質問の仕方がおかしいんですが、市長として、その辺の見解をお聞きしたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 小貝川沿いの堤防ですね。これを利用した観光事業についてというご質問でございますが、非常につくばみらい市は自然環境に恵まれている土地でございます。おっしゃるとおり福岡堰から岡堰まで、立派な、今、国交省では、サイクリング道路ですか、つくってあるわけなんです。間宮林蔵の生家もありますし、また田んぼアート等もやっておりますので、こういうものを大いに啓発してまいりたいと考えております。

ところで、実は28日に、JRの本社の方へ、沿線の首長、これは千葉までしか入っておりませんが、特に守谷市、つくばみらい市、つくば市3人で、先ほども電話で連絡し合ったんですが、要望すると。

既に、つくばみらい市では、朝のラッシュのときにはいすに座れないと、通勤者の皆さんが。こういうことでございますから、まず一つは、増発の要望、それから東京駅への乗り入れ、常磐線も決まったということでございますから、もともとこのつくばエクスプレスについては東京乗り入れが当初の計画でございますから、この乗り入れと増発、もう一つは、自転車を持ち込めるような要望をしたい。東京の皆さんが自転車を持ち込んできて、こちらで自転車で遊んでいただけるような、この3点を鉄道会社へ28日には要望に参りたい。私は行けませんので、代理で部長にでも行っていただこうかなと。こういうことで、3市長で協議をしておるところでございます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 岡田伊生君。

9番（岡田伊生君） その辺の情報があるというのは知りませんが、大いに期待したいと思っております。

本の話で、大変恐縮なんです。技術書院が発行しております「住民参加でつくる地域の計画・まちづくりの本」というのがあります。

そこによりますと、まちの個性は、自然の豊かさや歴史や風土を生かしたものでなくてはならず、そうしてこそすばらしい郷土が生まれるのである。人々は、そうしたものを求めて来訪するのであって、観光地というのは、観光タワーやテーマパークや、リゾート施設をつくることによって栄えるものではない。そこには、自然の豊かさと歴史の重みがあって、風土を生かし、郷土愛に満ちた人々の生活がある。まちづくりとは、住民と地方行政とが力を合わせて行う地域経営を言い、今日の場に立ちながらも、未来にかける行為を言う。望ましいと思う未来を描くものであって、ロマンがある。地道な仕事であり、現実には簡単なものではなく、地道に息長く継続的に行わなければ実現しない。現在は、一人

一人がまちづくりの主役であることを忘れてはならない、と書いてあります。

私も、地道にやる気を持ってやっていかなければならないと痛切に感じております。ご理解をいただいた答弁に感謝をいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（豊島 葵君） 次に、3番染谷礼子君。

〔3番 染谷礼子君 登壇〕

3番（染谷礼子君） 3番の染谷です。最後ですので、よろしく願いいたします。

今回、四つの質問を通告しております。順次、質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、県道の歩道整備ということでお伺いいたします。

1997年の地球温暖化京都会議以来、CO₂削減論議と相まって、国土交通省道路局も自転車に注目し、今ほどお話もありましたが、エコサイクルシティの形成を進めています。これからは、車中心から人中心のまちづくり、また歩いていけるまちづくりの考え方が大事であり、安全で住みよい道路行政が必要であると考えます。

今回、県道取手つくば線の山王新田から谷井田の間で伺いたいと思います。

谷井田の中心を通る県道取手つくば線は、現在、大型店の出店に伴い交通量も大変ふえております。また、歩いて買い物に行く歩行者の方も大変多い状況であります。

山王新田から谷井田の間での歩道整備は、ほとんどが済んでいる状況であります。一部途中で歩道のなくなっているところがあります。大変危険な状況にあります。

その1カ所目は、谷井田地区の中にあるビッグドラッグというお店の反対側から谷井田停留所までの10数メートルで、ここにはバス停もあり、T×開通後路線バスのコースが変わり、守谷駅に行くバスがふえたため、利用者も大変ふえております。この場所には、横断歩道はありますが、朝夕の通勤時間帯などは、交通量が多いため、歩道のある反対側になかなか渡ることができない状況であります。

また、信号機のあるシャトレーゼ店まで行くためには、無理をしてもこの歩道のない道を通らなければならない状況であります。以前より近隣住民の方から多くの声があり、歩道の整備をすべきではないかと思うのであります。

また、2カ所目は、山王新田十字路から谷井田方面への数十メートルで、この場所についてはどちら側にも歩道がなく、歩行者や自転車などは逃げ場がなく、大変危険な状況にあります。

この通りは、取手市にある藤代高校や松陽高校に自転車通学をする子供たちに多く利用されています。なぜならば、二三成橋を渡り取手市に入る方法が一番最短コースなため、無理をしても通学に使っている状況です。子供たちは、毎日、登下校時に危険なこの道を通して通っているのです。父兄の方にとっても、どれほどか不安を感じているのであります。

事故があってからでは遅いのです。子供たちの通学路安全確保をするため、この2カ所の歩道整備を早急にすべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 県道の歩道整備についてというご質問で、特に山王新田の四つ角から谷井田までというご質問でございます。

私も、これは何回も要望しているんですが、今度強く要望して、強く要望していくということは、これまで、筑波郡ということで谷和原と伊奈は協議をしながら、毎年、県議員の土木委員会の皆さんが土浦土木まで出張して要望を取りまとめするわけですね。そのときには、1自治体3点だけを出してくださいということでございまして、先ほども議論されておりました、いわゆるつくば取手間のバイパス、谷井田から板橋に向かって。それから、先ほど出ておりました駅からメディアの方に向かっていく道路と、これに重点を置いておりましたので、今、染谷議員がおっしゃる谷井田地内の歩道につきましては、強い要望はしてこなかったんです、ただ要望してきただけで。

今後は、これからももちろんやりますが、秋には、今申しあげましたような各自治体3点の重点事業として絞って出ささいということでございますので、その中へこれを入れて、十分県に要望してまいりたいと、このように考えております。

ただ、問題は、どこでもこれは住宅がかかるわけでございますから、それだけに住民の方々のご理解、ご協力もいただかなきゃならないわけございまして、これについても、市として、県と一緒に地域の関係者の皆さんのご理解を得ながら進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

3番（染谷礼子君） 現在、水海道取手線バイパスの整備も進められる予定でありますので、今後ますます交通量もふえることが予測されます。今回の質問で、またほかの場所での歩道の質問が取り上げられております。できることなら県道全体に歩道がついてほしいことが希望であります。とにか、今、TXのお話もありましたが、本当に環境的に大変いいつくばみらい市です。自転車や歩行者の方が安心して通れる道路整備をしていただきたいと思っております。

これは、今回、市長が市長選の中で、新市の骨格形成ということで県道の整備を促進するとされておりますが、ぜひとも私から道路と同時に歩道の整備も重ねて整備をしていただきたいことを希望いたしまして、1点目の質問を終わりにいたしたいと思っております。

二つ目の質問で、伊奈庁舎周辺の整備ということでお伺いいたします。

つくばみらい市となり、現在、伊奈庁舎が、本庁舎として3部14課の体制で業務を進めていただいております。合併前に比べ、利用者の方もふえ、また初めて伊奈庁舎に来られる方も多い状況にあるのではないかと思います。

このような中、伊奈庁舎の入り口は、大変わかりにくいとの声が多くあります。現在、庁舎入り口に看板は設置されておりますが、特に谷井田方面から来ると、大変見にくい状況なのであります。このため、入り口を通り過ぎてしまったり、また手前で曲がってしまう、このような状況なのであります。行き過ぎてしまった場合は、福田信号で左折して図書館前から入り、手前で曲がってしまった場合は商工会館横から入ったりと、大変苦労しながら庁舎に来ている状況なのであります。

その原因の一つとして、庁舎入り口の道路が大変狭いという問題点があると思うのであります。県道からの入り口については、出入りの車は1台ずつ通らなければならず、どちらかが待たなければならない状況であります。また、道幅がないので見逃しやすいのではないのでしょうか。入り口の道路拡幅をして、スムーズな出入りができるようにする必要があります。と考へます。

また、通りすぎて福田十字路の信号から入る場合も、図書館前の裏口に矢印板などの案

内を設置してはどうかと思うのでありますが、初めに、この点につきましてお伺いいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 伊奈庁舎周辺の整備についてということで、入り口の道路の問題でございますが、あそこに立っておる看板等については、多少移動はできると思うんですが、これの拡幅につきましては、ちょっと難しい問題がございます。

過去に、あれだけに拡幅するのに2回拡幅しているんです。両サイドにお墓がございますので、地権者の皆さんのご協力がいただければ拡幅も可能と思うんですが、私の経験からすると、これまでの2回も、ようやく拡幅にご協力いただいたということでございますから、これから地権者の皆さんにお願いはしますけれども、どうしてもだめなときには、もう一つ手前の田んぼから商工会の方へ入っていく道路、あれを拡幅した方がいいのかなと。

これにしても、ただ道路だけじゃなくて、田んぼのわきに用水のU字溝も入っておる関係もございますので、これももちろん地権者のご協力を得なきゃ拡幅できないわけでございますけれども、いずれかの方法が考えられるわけでございますが、とりあえず、今、議員のおっしゃるような、今入っていただいている方が拡幅できるかどうか、地権者の考えも伺って、それから決めていきたいなと、こう思っております。

議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

3番（染谷礼子君） 今、状況をお伺いしましたが、きょうも旧伊奈町からたくさんの傍聴者の方が来ていただいております。入り口の違いを、谷和原庁舎に入って来られまして、大変感じられた方も多いのではないかと思います。新市として、シンボルでもある庁舎ですので、何とか入りやすい方向で検討をしていただきたいと思います。

もう1点、要旨の方で書かれております敷地内の照明ということでお伺いいたします。

敷地内には、保健センターや公民館があります。特に公民館では、文化協会を初め、多種多様に公民館を利用されております。利用時間も、午前、午後、そして夜の部と多くの方が利用できるようになっております。しかし、駐車場に車を止め、公民館に入るまでが大変暗い状況であります。

現在、敷地内の照明は、庁舎正面駐車場の中心部に1カ所、保健センター横の駐車場に1カ所、照明が設置されております。全体的に暗いという印象があります。部活動の中には、夜の部で参加をしている小さな子供たちもおりますので、防犯的面におきましても、また転倒などの危険性も考えられますので、庁舎正面の敷地にもう少し照明を整備し、夜でも公民館を安心して使えるようにすべきではないかと思いますが、この点についてもお聞かせください。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 庁舎敷地内の照明についてであります。ご指摘のとおり、現在、表玄関に面する駐車場を含めた一帯を照らす照明機器は1基であります。

ただいま全体的な照明についてのお話がありましたので、これから現場をよく調査しまして、その照明環境を検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

3番（染谷礼子君） ぜひとも早急をお願いいたします。

では、3点目の質問で、蛍光管の回収についてお伺いをいたします。

蛍光管に入っている無機水銀は、有機水銀よりも毒性は弱いものの、焼却や埋め立てで、大気や土壌あるいは水を汚染する心配があります。有機化して水俣病を起こしたメチル水銀などになり、魚を通して人間の体内に入るおそれがあるとも言われております。

そこで、本市では、蛍光管の回収は不燃ごみとして出されておりますが、最終処理はどのようにしているかを、初めに伺いたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市民部長羽生恵洋君。

〔市民部長 羽生恵洋君 登壇〕

市民部長（羽生恵洋君） お答えいたします。

蛍光管の回収についてというご質問かと思いますが、蛍光管については、現在、不燃ごみとして収集しておるところでございます。不燃ごみとして収集された蛍光管は、常総環境センターの破碎施設で破碎しまして、最終的には埋め立て処分をしているということでございます。

今後は、常総環境センターのごみ処理施設の更新時期が近々やってきますので、それに合わせて、分別収集の見直しを行い、有害ごみとして収集する予定であります。

また、回収ボックスの設置については、常総広域管内の市と今後協議して検討を進めていくという考えでおるところでございます。

以上です。

議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

3番（染谷礼子君） 今、ちょっと回収ボックスの方にも触れていただきましたが、私の方にも原稿がございますので、ちょっと紹介をさせていただきたいと思います。

財団法人全国都市清掃会議によりますと、平成16年3月末で、広域回収処理連絡会登録団体数 776団体、延べ 1,452市区町村で、昭和51年からの処理実績累計で、使用済み蛍光管が1万 2,247トンの回収となっております。

ちなみに、年間廃棄処理される蛍光管は約3億 6,000万本にもなるそうです。

このような中、家庭ごみとしてではなく、回収ボックスによる資源回収を行い、再資源化を図っている自治体があります。

札幌市では、蛍光管を売っているスーパーや電器店に協力を求め、市内 107店に蛍光管用の回収ボックスを設け、蛍光管の買いかえの際、古い蛍光管を持参しまして回収ボックスに捨てる方法であります。効率的にも大変よいと喜ばれているそうです。また、捨てられた蛍光管は、時期を見て集められ、処理施設で、水銀は新しい蛍光管に、ガラスは断熱材などとして再利用されております。

千葉県佐倉市でも、2003年12月から公共施設や電器店に専用ボックスを置き、回収を推進しております。また、我孫子市でも、有害物として昭和61年4月より実施をしています。

中でも、大阪豊中市内の電器店では、使用済み蛍光管を買いかえる際に、1本20円を渡し、蛍光管を捨てないよう誘導する取り組みをしているそうです。

現在、本市では、不燃ごみとして回収をしているわけですが、今後、市民部長の方からお話がありました分別の見直しがあるとしても、その前に、循環型社会環境に配慮する上からも、乾電池同様、回収ボックスを早急に設けてはいかかと思いますが、この点につきましてご所見をお聞かせください。

議長（豊島 葵君） 市民部長羽生恵洋君。

〔市民部長 羽生恵洋君 登壇〕

市民部長（羽生恵洋君） 今後、近々の話につきましては、常総環境センターのごみ処理処分の問題も当然かかわってくる問題でございますので、本市つくばみらい市のみで回収ボックス云々というのは、現在のところ考えておりません。

議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

3番（染谷礼子君） 蛍光管は、同じ明るさの電球に比べて消費電力が4分の1で済み、地球温暖化防止の観点からは、電球より望まれていると言われております。最近では、パソコンやテレビなどの液晶ディスプレイ用の蛍光管需要も大変ふえております。全国でも、現在、ごみ問題が大変な課題であります。ごみゼロ宣言を目指し、いろいろな取り組みをされているところもあります。

ましてや有害のある蛍光管でございますので、一刻も早く資源回収の方向で進めていただくことを希望いたしまして、最後の質問とさせていただきます。

最後の質問で、岡堰にこいのぼりを使ったまちおこしイベントということでお伺いいたします。

全国各地の市町村で、創意工夫によるまちづくりが、毎日のように新聞紙上やテレビで紹介されております。私は、いつも記事を見たりニュースを見ながら、地域活性化への動きをひしひしと感じております。

特に、近隣市町村でも、ユニークな取り組みで全国的に話題となっている自治体もふえております。

先ほど岡田議員が質問の中で触れておられましたが、お隣の取手市で、こいのぼりを使ったアートなイベントを開催いたしました。このようなチラシが配られたわけですが、堤防から水神社までの約30メートルに5メートル間隔で30匹のこいのぼりを水面に泳がせました。このこいのぼりは、広く市民に呼びかけ、不用になったもので、中には、つくばみらい市の方も寄附をしてくださったと伺っております。

そしてまた、この中の2匹は、近くのふたば文化幼稚園の子供たちが、ごみ袋を使い、みんなで手づくりのこいのぼりが飾られておりました。私も見学に行きましたが、子供たちも喜んでお手伝いをしておりました。

また、河川敷には、風の精になった人々をテーマに、農業用ビニールハウスの骨組みを利用して、長さ10メートルのこいのぼりのトンネルを設置、子供たちが歓声を上げながら通り抜けをしておりました。

実行委員の方に伺いましたところ、開催4月30日から5月6日の7日間で、約3,000人の見学者があったと伺いました。本市の方も相当数の方がごらんになったのではないのでしょうか。

岡堰は、茨城100景としても大変有名であります。本市にとっても同じ環境にあるわけですので、大いにこの宝を生かしてはどうかと思うのであります。子供たちの情操教育のためにも、取手市と連携したイベントを開催してはいかがでしょうか。この点につきまして、お考えをお聞かせください。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 岡堰にこいのぼりを使ったまちおこしイベントについてというご

質問でございます。

旧伊奈町でも、たこ揚げ大会をやってまいりまして、取手の方の皆さんも大分参加をしていただいております。ことしはあそこが工事に入っております、いわゆる河川の中の河道を変えるために、今まであの中にあつたグラウンドが狭くなっちゃうということで、ちょうど工事に入っておりますものですから、運動公園でやったということですが、今、染谷議員のおっしゃる岡堰でということですが、これは非常に難しい問題でございます。

というのは、仲間入りさせていただくわけですが、まるっきり行政区ではございません。岡堰は取手市なんです。あの堤防までつくばみらい市でありまして、堤防から向こうは全部取手市でございますから、取手市の方にそっくり仲間入りをさせていただきますと、こういうことで仲間入りをさせていただく以外には、やる方法がないわけですね。こっちが主体になって、あそこを使ってやるというわけにはいきませんので、そこらの問題をどうクリアするかと。

取手市のどこが主催でやっているんだか、観光協会等でよくこういう事業をしておりますが、主催者にも伺って、相撲大会とかそういうときには子供さんたちが参加をさせていただいておるわけですが、なかなかこういう問題は難しいところがございます。

したがいまして、今申し上げましたように、主催者の了解を得て、どの範囲に仲間入りができるかと、こういうことも取り決めしてやっていかないと、なかなかうまくいかないわけですから、取手市の主催者の意向を聞いてから、こちらで仲間入りさせていただけるようなときには、声をかけて皆さんに楽しんでいただくと、こういうことになるかと思えます。そういう方針で、取手市の方と申し入れをしたいなど、こう考えておるわけです。

以上です。

議長（豊島 葵君） 染谷礼子君。

3番（染谷礼子君） 市長の方から、取手市に申し入れをという答弁をいただきました。

ちなみに、平成15年7月に出されました観光立国行動計画書の中に、観光立国は一朝一夕に達成できるものではない。そこには、効果的かつ息の長い施策の積み重ねが必要であるとありました。

そこで、日本最後の清流とされた高知県・四万十川でのこいのぼりの催しのきっかけについて新聞に書かれておりましたので、少々ご紹介をしたいと思います。

33年前に、村の子供たちがつぶやいた一言だった。大きくなったら、家でこいのぼりを揚げてくれなくなった。これを聞いた同村の体育会メンバーが、よし持ってこい、まとめて揚げてやると言って、翌春から約200メートルの川の上に50匹を渡し、以来毎年続け、今では500匹が泳ぐ四万十として大変有名になりました。全国からこいのぼりが送られてくるそうです。

特に、まちおこしは、すぐにうまくいくわけではなく……。

議長（豊島 葵君） ちょっと待って。

議場内で携帯電話やめてください。電源は切ってください。

はい、どうぞ。

3番（染谷礼子君） すぐにうまくいくわけではなく、いろいろな課題を乗り越えながらつくり上げていき、完成されていくものではないのでしょうか。考えているだけでなく

て、まず行動を起こしていただきたいと思います。

先ほど岡田議員からもありましたが、たくさん本市にはアイデアを持った方もいらっしゃいますし、その苦勞は惜しまない方もたくさんいると思います。お隣の取手市に申し入れということではありますが、どうかこういったイベントをして、まちおこしに大いに利用していただければと要望いたしまして、すべての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（豊島 葵君） ご苦勞さまでした。

散会の宣告

議長（豊島 葵君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、6月16日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

午後3時25分散会

第 3 号

[6 月 16 日]

平成18年第1回
つくばみらい市議会定例会会議録 第3号

平成18年6月16日 午前10時04分開議

1. 出席議員

| | | | |
|-------|-------------|-------|-----------|
| 1 番 | 高 木 寛 房 君 | 1 7 番 | 大 好 光 君 |
| 2 番 | 鴻 巢 早 苗 君 | 1 8 番 | 海老原 弘 君 |
| 3 番 | 染 谷 礼 子 君 | 1 9 番 | 富 山 和 夫 君 |
| 4 番 | 中 山 栄 一 君 | 2 0 番 | 山 崎 貞 美 君 |
| 5 番 | 倉 持 悦 典 君 | 2 1 番 | 廣 瀬 満 君 |
| 7 番 | 堤 實 君 | 2 2 番 | 今 川 英 明 君 |
| 8 番 | 福 嶋 克 良 君 | 2 3 番 | 豊 島 葵 君 |
| 9 番 | 岡 田 伊 生 君 | 2 4 番 | 細 田 忠 夫 君 |
| 1 0 番 | 古 館 千 恵 子 君 | 2 5 番 | 倉 持 眞 孜 君 |
| 1 1 番 | 直 井 誠 巳 君 | 2 6 番 | 川 上 文 子 君 |
| 1 2 番 | 横 張 光 男 君 | 2 7 番 | 中 山 平 君 |
| 1 3 番 | 安 藤 幸 子 君 | 2 8 番 | 豊 島 安 一 君 |
| 1 4 番 | 松 本 和 男 君 | 2 9 番 | 神 立 精 之 君 |
| 1 5 番 | 古 川 よし枝 君 | 3 0 番 | 市 川 忠 夫 君 |
| 1 6 番 | 飯 野 喬 一 君 | 3 2 番 | 野 田 正 男 君 |

1. 欠席議員

6 番 飯 泉 静 男 君

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

| | |
|-------------------|-------------|
| 市 長 | 飯 島 善 君 |
| 収 入 役 職 務 代 理 者 | 豊 島 久 君 |
| 教 育 長 | 豊 嶋 隆 一 君 |
| 総 務 部 長 | 海老原 茂 君 |
| 市 民 部 長 | 羽 生 惠 洋 君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 渡 辺 勝 美 君 |
| 産 業 振 興 部 長 | 鈴 木 清 君 |
| 都 市 建 設 部 長 | 青 木 秀 君 |
| 教 育 次 長 | 倉 持 政 永 君 |
| 秘 書 広 聴 課 長 | 森 勝 巳 君 |
| 参 事 兼 企 画 政 策 課 長 | 中 川 修 君 |
| 総 務 課 長 | 神 戸 一 夫 君 |
| 財 政 課 長 | 秋 田 信 博 君 |
| 水 道 課 長 | 間 根 山 知 己 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 猪 瀬 重 夫 君 |

1. 職務のため出席した者の氏名

| | |
|-----------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 古 谷 安 史 君 |
| 議 会 事 務 局 副 参 事 | 井 波 進 君 |
| 書 | 亀 田 和 義 君 |

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成18年6月16日(金曜日)

午前10時04分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時04分開議

開議の宣告

議長(豊島 葵君) おはようございます。

始まる前に、議員並びに執行部、それから、傍聴人をお願いしておきます。

議会開催中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしておくよう、お願いします。

また、この中では携帯電話の通話はしないようにお願いします。

ただいまの出席議員は29名です。欠席議員は6番飯泉静男君、17番大好 光君です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局副参事、事務局主事、議案説明のため、市長、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

議長(豊島 葵君) 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

24番細田忠夫君。

〔24番 細田忠夫君 登壇〕

24番(細田忠夫君) おはようございます。24番の細田でございます。通告に基づきまして、2点ほどお伺いをしたいと思っております。

第1点目は、新市建設の基本方針ということで通告をさせていただいております。

昨日の新市の初の定例会ということで、各議員より、新市に望む姿勢についていろいろと質問もありましたが、このことにつきましては、つくばみらい市のこれからの方向性がある程度決まっていくというようなことで、大変重要なことであろうと感じておりますので、私としても、できるだけ重複することは避けていきたいと思っておりますけれども、私の立

場で若干質問させていただきたいと思っております。

紆余曲折を経ながら希望に満ちたつくばみらい市が誕生し、その初代市長に就任された飯島市長に、まずお祝いを申し上げます。さまざまな障害を乗り越えて誕生したつくばみらい市には、住民の期待も大なるものがあるかと思えます。要は、合併してよかったと、市民の皆さんから評価されるようにして努めていくことが、私ども行政にかかわる者の責務ではないかとも感じているわけでございます。よって、執行部を初め、職員、議会が一体となって、住みよい新市建設に邁進していかねばならないとも思う次第でございます。このことは、私自身に言い聞かせるつもりで申し上げさせていただきました。

そこでまず、基本的なことをお伺いするわけですが、冒頭、市長が施政方針でいろいろと発表されました。その内容につきましては、多岐にわたってのお考えが述べられていたところでございますが、その中で当面、特に重点政策として考えられていること、また、行財政改革についてどのようなお考えをお持ちなのか、通告をさせていただいておりますので、まず、市長の思いをお聞かせいただければと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

なお、施政方針の中で1点だけ確認をさせていただきたいのですけれども、人事考課制度を取り入れていきたいということが表明されているわけですが、具体的にはどのようなことをお考えになっているのか、できればお聞かせいただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 新市建設の基本的な方針ということでのお尋ねでございますが、ご答弁を申し上げます。

きのうも申し上げましたが、私は七つのお約束をいたしております。ご案内のとおり、非常に財政厳しい折でございますから、緊急性のあるもの、あるいはこれまで住民のアンケート等をとってまいりまして、その順位を大体位置づけしてきたわけでございますが、それに基づいて進めてまいりたいと。問題は、特例債にしても全部裏負担がございますから、こういうものの負担の能力もよく精査をして進めてまいりたいと考えております。

それから、人事考課の問題でございますが、これからの社会は実力主義であると思っております。したがって、この人事考課制を導入して、職員の、もちろん研修等を重ねて勉強もしていただかなければなりません、能率アップができるように図ってまいりたいと、これが私の考えでございます。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 人事考課制度でございますが、この制度につきましては、平成13年の12月25日に公務員制度改革大綱の中に盛り込まれております。当然、この人事考課につきましては、トータル的には人材の育成を目的にしております。その中で、能力成果主義の徹底、それから、組織マネジメント体質の強化、それから、チャレンジ精神の高揚、この三つが大きなテーマといたしますが、柱になっております。当然、頑張った者は報われるというような、組織運営の基本原則を徹底するというところでございます。

もう一つの大きなねらいは、職員の資質の向上の底上げを図るということでもあります。

その点、今後はこの人事考課制度等が、一つの公務員制度改革の中の大きな柱になってきております。

議長（豊島 葵君） 細田忠夫君。

24番（細田忠夫君） 重点施策については、昨日も各議員からいろいろと質問もありましたし、また、お答えもある程度理解しているところでございますので、これは省略をさせていただきます。私はこの際、行財政改革、特に財政問題について、少し具体的にお伺いをしたいと思っております。

まず、財政力をアップさせていく、財政状況を好転させていくということを考えたときに、必要なことは二つあるのではないかと。一つは、歳出の削減です。できるだけむだを省いてコストを削減していくことが一つだろうと思います。もう一つは、財源の確保だと思うのです。この両面をやっていく以外に、財政力をアップすることはできないと思うわけです。したがって、この両面を少しお聞きしたいわけですね。

コストの削減ということで、先般、牛久市の挑戦内容が新聞紙上に紹介されておりました。牛久市の行財政改革中間報告ということで発表されていたわけでありましてけれども、その内容は、2003年の10月から約2年半で、合計17億6,280万円のコストの削減ができたということが紹介されておりました。その上に、本年は新たに12億9,600万円の削減を見込んでいくということが報道されていたわけでありまして。

その削減の内容の主なものですが、一つは、電子計算システムのチェック体制の強化によって、その節約を図ったと。それから、事務事業の効率化を図ったと。それから、職員間で勤務振りかえや時間差出勤等で時間外手当を半減したと。清掃業務、また印刷等の委託について、できるだけ庁舎内で自前で印刷に切りかえた。交通費の見直し、それから、特殊勤務手当が14あったものを三つに削減した、このようなものが主なものだそうでございます。

また、本年は、渡り制度の廃止と勤勉手当の査定等を、思い切って見直しを予定しているということでございます。このことは、数字だけでなく、職員の意識の向上が何よりも成果につながっているということも、紹介されているところでございます。

私は、これを見習えということをお願いするつもりは毛頭ない。しかし、これらの考え方に対してどのような考え方をされているのか、お伺いしたいと思っております。

また、一方、新たな財源の確保ということで、少しユニークな考え方ですが、予算が足りなければみずから稼ぎ出そうということで、最近、広告ビジネスを自治体の新たな財源にしようという動きが出ております。自治体のホームページをあけると、画面に企業の広告、自治体から送られてくる納税証明書などの封筒にも広告が掲載されている。深刻な財政難に直面する各自治体が、従来の歳出削減一辺倒から一歩踏み込んだ、みずから稼ぐ広告ビジネスに力を入れ始めようということでございます。

一例を紹介いたしますと、横浜市でございますが、2年前から財政局に広告事業推進担当を設置して、広告ビジネスの本格的な取り組みを開始し、今年は約2億円を稼ぎ出そうという見込みだそうでございます。広告ビジネスは、市が所有する公共施設や車両、市が発行する印刷物、公共施設で開催されるイベントなど、有形無形のさまざまな資産を活用して展開しようとするものであります。まさに予算が足りなければ、みずから稼ぎ出そうということでございます。

これからは、自治体も発想の転換が求められていくと思われましても、これらの2

点、いわゆるコスト削減と新たな財源確保ということでご所見を賜りたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

ただいま牛久市の例が出されましたが、まことにいい話でございますが、職員手当の問題等につきましては、合併前に伊奈町としての見直しをしております。これが額にして幾ら効果があるかというものは、まだ出しておりませんが、これも後で出したいと思っておりますが、今後も見直しをする必要は多分にあると思っておりますので、見直しをしたいと思いますと考えております。

それから、財源の確保ということでは、きのうも申し上げましたが、いわゆる税の納税率のアップというものも図ってまいりたいと考えております。

ただいま議員の方から参考に、コマーシャルというか、いろいろ方法はあるかと思いますが、これも一つの方法だと思っております。今後、さらに勉強させていただきたいと思いますが、問題はスポンサー、どの範囲から探すかということでございます。余り遠方の、あるいは都市圏の方からスポンサーを持ってきて、地元の商工業者に影響があるようなPR活動、宣伝は余りよくないと思っておりますので、そこらもよく精査をして、市内に影響のないような方法で、自治体がPR活動に広告等を利用して財源の確保ができればいいなと思っておりますが、これにつきましては、もう少し勉強させていただきたいと思っております。確かにいい方法であると思っております。

それから、私はずっと前からやってきておりますが、今回人事課の方をお願いしておりますのは、職員の、私はこの仕事なら自信を持てるということで、職務の希望をとりなさいと。第1、第2、第3、三つぐらいの希望をとって、その希望によって人事の配置がえをする。そして、行政能率をアップしていくと、これも方法だろうと思っております。

それで、1人の人が1カ所に、幾らベテランだからといって長く置くわけにはいきませんが、その効率を図りながら他の職務についても勉強していただいて、人事異動等を効率のある移動を図っていききたいということで、人事課に今お願いをしております。こういうことを図ってまいりたいと考えております。

議長（豊島 葵君） 細田忠夫君。

24番（細田忠夫君） 財源確保ということで、横浜市の状況にもうちょっと触れてみたいと思うのですが、そもそも横浜市では、広報紙、いわゆる「広報よこはま」に企業広告を、ずっと以前からある程度やっていたようです。これをもっと拡大しようというところから、具体的に計画が出て、それで、2003年に広報紙の拡大ということからスタートしまして、2004年に、市に広告ビジネスの総合窓口となる広告事業推進担当を財政局に設置して、本格的なスタートがされたということでもあります。

この推進担当は、各部局から広告ビジネスに関するアイデアを募るとともに、各部局に対しても、こうしたら広告企画も可能ではないかということも提案し、同時に担当者が、市内だけでなく、都内の企業にも訪問してセールスをしているということでございます。

いわゆる広告の内容でございますけれども、インターネット広告が大きな収入源になっているようですが、二つ目は、庁舎の壁画とか各公示板に宣伝、それから、役所からの、先ほども触れましたけれども、すべての封筒の裏に企業広告、それから、玄関マットに広告。それから、図書館の図書貸し出し券にも広告、市バスやごみ収集車などにも広告、ま

た、タイヤのホイールカバーにも広告。市バスのバス停はもちろん、細かいものには給料明細にまで広告。こういうことをやっているそうでございます。

それによって初年度は、2004年は合計 9,300万円を稼ぎ出したと。本年は約倍の 1億 8,300万円を見込んでいるということでございます。市全体の予算から見れば、まだまだ小さい金額であることは間違いのないと思いますけれども、年々厳しくなっていく財政状況の中であって、いわゆる増税するとか、あるいは受益者負担をふやしていくということではなく、みずから自治体が稼ぎ出して、そのお金で住民サービスを展開していこうという、そこに私は大きな意義があるのではないかと受けとめているわけでございます。

したがいまして、本市におきまして、広報紙あたりからスタートするのも一つの方法ではないかと思っているのですけれども、その点、再度お聞きいたしたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 結論から申しますと、少し勉強させていただきたい。

というのは、横浜市と違いまして、ここは広告を出して、その広告のPR範囲、効果範囲等も非常に狭い範囲でございますし、人口も少ないわけでございますから、スポンサーがどの程度ついてくれるかということが問題であろうかと思っております。こういう点につきまして、もちろん横浜の現在やっておられることも勉強させていただきますが、もう少し時間をいただいて勉強させていただきたいということで、ご答弁申し上げます。

議長（豊島 葵君） 細田忠夫君。

24番（細田忠夫君） 要は、これから自治体は企業感覚を持ち合わせていくことが大事だろうと、こういうことを私は申し上げたいのです。のんびり構えていたら、格差はますます生じてしまうということ、感じるわけでございまして、そういう意味において、ひとつ積極的な対応を期待したいと思う次第でございます。

それでは、次の質問に移ります。食育の普及ということで通告をさせていただいております。

食育基本法が今年の7月に施行されまして、食育の関心が一段と高まる中、同法の理念を具体化するために、先般、3月下旬でございますが、政府の食育推進基本計画がスタートしたところでございます。この計画は、2010年までに達成を目指す数値目標が示されているわけですが、そのために各地方自治体におきましても推進計画の策定が求められているところであります。食育基本法は、子供から大人まで食に関する知識と選ぶ力を身につけ、国民が健全な食生活を送ることを目指し、同時に、健全な食生活を実践できる人間を育てることが定義づけられているわけでございます。その背景としては、国民の食生活の乱れと肥満など健康問題の増加があらうかと思われるわけです。

問題点として、いわゆる朝食の欠食、それから、肥満、生活習慣病、メタボリックシンドローム、いわゆる内臓脂肪症候群等が問題として上げられているわけですが、これらのことを、正しい食生活を身につけることによってある程度予防しようというものであります。むろん食生活だけですべて解決するわけではありませんけれども、複合的な対応が必要であると思っておりますが、その一つとして正しい食生活が求められているところであらうと思っております。

そこで、食育の推進運動が今後重要になってくるわけですが、基本法では、毎年

6月を食育月間として、既に本年は初の食育月間が今月スタートしているところでございます。

また、医療制度改革でも、治療重視から予防重視が強調されているところでありますけれども、その面からも食育の普及ということは大変重要な分野ではないかとも感じております。

さらに、最近では、生活習慣病の低年齢化も問題となっているわけでございます。したがって、子供のころから正しい食生活を身につけることが必要だろうと思っております。学校での食育指導についてはどのような考えをお持ちなのか、むろん食育や行政だけでなく、地域、家庭、学校、企業など、社会全体が取り組み、食育を大衆運動、国民運動にしていくことが今後の課題だろうと思っております。その先導役として、まず行政がどのような取り組みをするかということが大事であろうと思っておりますが、食育の推進計画、並びに今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 食育問題についてのご質問でございますが、これは一番肝心な問題だと思っております。

よく私は言うのですが、最近のお子さん方は、体格はいいのですが、体力が非常に落ちていると。これは食べ物の関係だと思っております。今一番問題なのは、これもございますが、食に対する考えの欠如というか、こういうものが一番大事。あとは、今、70%から輸入に頼っているという状況の中で、こういう問題も非常に問題があるのだろうと思っております。これまでも食改の皆さんとかいろいろな団体をお願いをしてやってまいりましたけれども、これは一番問題でございまして、これからの少子化の問題も後で出てくるようございまして、丈夫な子供さんを育てるということについては一番問題でございまして、行政としてもできるだけ施策を講じてまいりたいと、これはいろいろな問題があるかと思っておりますが、まず、できることからやってまいりたいと考えております。

議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） それでは、ただいまの細田議員の質問にお答えしたいと思います。

今、全般的なことについては市長が申されましたけれども、学校教育の中においては、児童生徒が生涯にわたって健康であるための自己管理能力の育成を目標に、健康教育の一環として実施をしております。具体的には、日々の学校給食を教材として、正しい食事のあり方を学んでいただいたり、それから、食の内容について勉強する、こういうことです。

学校給食センターでは、年間指導計画を作成して、その中で食育に取り組んでおります。児童生徒に対して学校栄養職員が出向いて、給食時間中の訪問指導、あるいは授業を通してのゲストティーチャーとしての役割を果たしたり、あるいはティーム・ティーチングとして、担任教員の補助とかしながら食育推進を進めております。

あるいは地場農産物の給食への導入などを積極的に図るなどをして、生産者への感謝の心などがはぐくまれるよう、食の教育にも取り組んでおります。

それから、保護者や地域住民の方々には、試食会あるいは親子料理教室などを通して、食の重要性や食の安全、そして地産地消の取り組みなどについても、啓発に努めていると

ころです。

先ほど議員がおっしゃられたように、6月は食育月間になっております。6月19日は食育の日です。この機会をとらえて、学校あるいは家庭、地域に食育についていろいろな印刷物等を配付しながら、啓発活動を進めているところです。

学校給食センターが進めている訪問等食育については、先ほどもお話ししました、一つは給食時における直接指導ということで、大体1校当たり年7回から8回出向しているということ、それから、授業時間中の直接指導は学級当たり二、三回、それから、啓発活動として給食ニュース、給食カレンダー、給食だより、献立などを配付して、いろいろな食育についての啓発をしております。

それから、体験学習として、伊奈地区では先日、6年生が全校参加をして田植えをしましたがけれども、あるいは谷和原地区では各学校ごとにそういう体験活動をしておりますが、そういう農業体験を通して、農業の苦労、あるいは収穫の喜びなどを味わっております。

それから、先ほど話をしました給食の試食会も申し込みをしていただいて、実施をしております。

それから、地産地消の推進ですけれども、これは生産者を給食の場に招いて、一緒に試食をしていただいたり、あるいは子供たちと一緒に給食をしていただきながら、いろいろな話をさせていただくという機会もつくっております。

議長（豊島 葵君） 細田忠夫君。

24番（細田忠夫君） 今、教育長からいろいろとご報告もいただきましたけれども、私はこの件は健康増進のことも含まれることでありまして、そちらの方の考え方も大変重要だろうと思っておりますが、後でお聞きしたいと思います。

食生活と密接に関係する生活習慣病は、現在、国民医療費の3割を占めるといわれております。また、死因の6割を占めているということでございますけれども、しかも生活習慣病は今、有病者とその予備軍が年々ふえ続けていると、したがって、その対策が急務であるということで、この食育基本法が成立してきた原因ではないかと思えます。

例えば糖尿病は、予備軍を含めて1,620万人に達しているというデータもあるわけです。最近5年間だけでも1.2倍にふえていると。その要因は、一つは肥満ということが大きな要因になるわけですけれども、現在、30代から60代の男性の3割は肥満だと判明されております。

先ごろ学会が発表した、内臓脂肪型肥満であるかどうかという一つの基準、目安として、ウエストが男性の場合は85センチメートル以上、女性の場合は90センチメートル以上は要注意だということが発表されたわけでありまして。

一方、生活習慣病の予防は医療費の適正策の柱の一つとして位置づけられているわけでありまして、したがって、この生活習慣病の予防が成功し、患者予備軍が減少するかどうかということが、メタボリックシンドロームの考え方が国民に広く定着するかどうかにかかっている。そういう意味におきまして、この食育の普及が、今後、国民的運動として発展していかなければならないとも感じているわけでありまして。

そこで、2010年までの目標としての数値目標でありますけれども、食育に関心を持つ国民の割合を、現在の70%から90%以上にしようということですよ。それから、さっき教育長も触れておりましたことも入っておりますけれども、もう一つは朝食の欠食率の減少、いわゆる子供さんの朝食の欠食は、男女によって違いがあるわけですが、平均して

4%だと比較的低いと思いますけれども、これをまず零%に持っていきこうと。この朝食の欠食は、結局、ほかの食事の量がふえるということで、肥満に通じるということがいわれているわけです。

20歳代の男性の朝食欠食率は今30%、それを15%以下にしよう。それから、30代の男性は今23%欠食しているのを、15%以下にしよう、先ほど教育長が触れておりましたけれども、学校給食の地場産物の使用割合を、現在平均全国21%を30%以上に持っていきこうと、それから、メタボリックシンドロームの認知率、いわゆる知識ですね、この認知率を80%以上に持っていきこうと、また、食育の推進に携わるボランティア数を、現状の20%以上を目指そうと、こういうのが10年までの目標値として掲げられた。それを市長自体も推進してほしいということでもあります。

ほかに、食事の望ましい組み合わせとか、あるいはおよその量とか、モデル事業、児童生徒を対象とした体験学習、あるいはシンポジウムやイベントの開催等が盛り込まれているところでもありますけれども、これらのことに対して、今後市としてどういう計画で推進していくことを考えているかどうか、その辺について、いわゆるまち全体の問題として、健康増進課もあることですからひとつお聞きしておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） この食育の問題は大変な問題だと思います。

ただいま細田議員がおっしゃったように、今、4%というお話をされましたが、実はこの国の資料を見ますと、小学校5年生を対象にした調査ですが、平成7年には2.7%ぐらい、ところが5年後の12年には4.1%、朝食の欠食の子供たちが今さらにもっとふえていると思います。これは大変な問題だと思います。これは行政、学校だけの問題ではなくて、いわゆる家庭教育の問題が一番大事だと思います。

それともう一つは、相対的な問題から一番大事な問題としては、食の安全の問題もあるかと思えます。こういう問題も、先ほどちょっと私、食糧が輸入に依存しているということをお知らせしましたが、これは今後の問題として有機栽培等を大いに奨励して、消費者に買ってもらえるようなことをPRして、そこから大いに運動を展開していくことが必要だと思っております。

今、議員がおっしゃられましたように、行政でどのように進めていくのかということですが、先ほど申し上げましたように、食改の皆さんの力をかりるのももちろんでございますが、あらゆる機会をとおして、今度専門課もできたわけですから、市民ぐるみの運動を展開してまいりたいと考えております。これは子供を育てる上において一番大事な問題でございます。そういうことを今考えております。

議長（豊島 葵君） 細田忠夫君。

24番（細田忠夫君） 健康で充実した生活を送るという意味、また、今後また課題となってくるであろう医療費の問題の高騰を防いでいく意味においても、今後、食育の運動を広げていく必要があるとも感じておりますので、どうぞひとつ積極的な対応をご期待申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（豊島 葵君） 次に、2番鴻巣早苗君。

〔 2 番 鴻巣早苗君 登壇 〕

2 番（鴻巣早苗君） 2 番議員鴻巣です。いろいろとお世話になりありがとうございます。今後ともよろしくお願いします。

私は、生活の身近な問題を取り上げたいと思っております。世の中を震撼させるような子供の事件が多く、我が身も凍りつくような思いであります。そのような中で交通事故も大変な悲劇をもたらします。事故から子供を守るという点から、また、人命の尊さを考えるならば、歩道の整備がどうしても必要であります。歩道の整備状況についてお伺いをします。

板橋地区もだんだんと道路が整備されてまいりました。それに従って、交通量も多くなってまいりました。従来の往来とは異なり、つくば市方面、牛久市方面と、交通量も変わってまいりました。そのような中で、東部地区の野堀、大和田地区の皆さんの長年の懸案であります東板橋から野堀までの歩道整備が望まれています。また、野堀地区の子供たちは、自転車通学です。冬の雪の降った後などは、松林なので雪が溶けません。そこに子供たちがいて、車がちょっとでもスリップしただけでも事故になるような、2車線のない道であります。

また、近くには工場、倉庫などがあり、大型トラックも入ってきます。前にも質問したことがあります。その後、どのように進展をしたのかお伺いをしたいと思います。また、いつごろにその歩道が整備されるのかも、お伺いしたいと思います。

歩道の整備は、小学校、中学校の教育施設の一部でもあるものと思います。また、つくばみらい市の小学校、中学校の歩道、通学路、歩道というよりは通学路の状況と、今年度の歩道の整備をどこをするのか、あるかないのか、あるならばどこなのか、お伺いしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔 市長 飯島 善君 登壇 〕

市長（飯島 善君） 東板橋から野堀地区への歩道の整備ということについてのご質問でございますが、現在、野田牛久線の歩道整備につきましては、野堀地区から河辺鉄工までの間の 500メートルにつきましては、事業化されております。順次整備がされていくわけですが、17年度の事業内容は、用地買収、並びに荃崎村外 5 カ町村土地改良区の管理する水路の関係がございますので、これの取りつけ工事等に今、協議を行っているところでございます。

今年度は用地買収、それから、今申し上げました荃崎外 5 カ町村の土地改良区管理下の水路の取りつけ協議、これを具体的に進めていくということでございます。

それから、西に向かってはご案内のとおり、取手ゴルフ場が両サイドにございまして、この中を通ってくるわけですね。ですから、前にもゴルフ場の関係者の皆さんに私の方からもお願いしてございまして、協議しますよと、協力もしましよというお話にはなっております。基本的には協力していただくことには変わりはないと思いますが、ただ問題は、拡幅をどのようにしていくか。どっちもコースでございますから、片方は練習場になっておるのですが、コースには違いございませんので、そこらの詰めもこれから肝心だと思います。

それから、ゴルフ場を通り過ぎると、その先まではできておりますので、この関係が今後の課題だと思います。現在のところ、以上でございます。

議長（豊島 葵君） 鴻巣早苗君。

2番（鴻巣早苗君） 県道にもいろいろな県道があると思いますが、私が今問題にしている県道は、野堀、大和田への県道、国道並みの交通量の多い主要県道ではありませんが、朝の時間帯には交通量が多くなるような、普通の県道であります。

ただお願いすると言っている、なかなか問題は解決しないものであります。さほどの交通量の少ない県道は、県からの改修順位も低いものと思っております。そういう道ですけれども、しかしながら、地区によっては大変重要な問題でありまして、県とは全然違うような意識があります。そこで、市としては、やはり協議をしながらしていくんだということではありますけれども、一部のお金の負担をしてもやむを得ないのではないかと思うので、もう少し協力的にやっていただきたいと思う次第であります。県道だから県にお願いするというのが普通なのでしょうけれども、もう少し市の積極的な県等への対応は考えられないのか、もう一度お伺いします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 今、協議中とかいろいろ申し上げましたが、これは具体的な工事の協議でございますから、ご理解をいただきたいと思っております。

議員ご案内のとおり、荃崎外5カ町村の道路を横断している水路もございます。ただ、その下流を、今、歩道ができております。鈴木加工の下の方へ雨水を流すようなことにもなっておりますので、あの下は5カ町村の管理でございますから、そういう関係の協議が必要だということを申し上げたわけございまして、具体的な作業に入っておるわけですから、こういう点で支障があれば、市が中に入って、土地改良区との協議も進めてまいるという姿勢でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 鴻巣早苗君。

2番（鴻巣早苗君） 子供は国の宝といいます、その宝を行政が守るのは当然の話であります。これから産もうとしているお母さんたちに不安を与えないためにも、少子化の一因にもなりかねないのであります。できるものから改善をお願いしたいと思っております。私の質問はこれで終わります。

議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩します。10分間休憩します。

午前10時54分休憩

午前11時08分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、22番今川英明君。

〔22番 今川英明君 登壇〕

22番（今川英明君） 5点ほど通告しておりますので、順次行っていきたく思います。よろしく申し上げます。

その前に、せんだって行われました市長選挙におかれましては、飯島市長におきましては見事当選されまして、まことにめでとうございます。改めてお祝い申し上げます。

まず最初の質問でありますけれども、合併特例債事業の進め方ということで質問させていただきます。

これにつきましては、合併をする際に、市がこんな事業をやってもいいよということで

国に認められた事業を行うわけでありまして、つくばみらい市におきましては、10本ほど予定をされております。その優先順位をお聞きするわけでありまして、その前に、どんな事業があるか述べてみたいと思います。

最初に、伊奈庁舎の耐震補強ということで9,200万円、これは地方債が8,730万円、それから、一般財源が470万円。二つ目が勸兵衛新田、これは伊奈東小張線ということで、8億円の事業費の中で地方債が7億6,000万円、一般財源が4,000万円。それから、都市幹線2号ということで野堀南太田線が5億4,000万円、同じく地方債が5億1,250万円の一般財源が2,750万円。4本目が町道3号線ということで山王新田から神住新田ということで、6億円の予算で、地方債が5億6,920万円、それから、一般財源が3,080万円。5本目が町道2号から3号線ですね、足高神生、それが2億5,730万円、地方債におきましては2億4,350万円、一般財源が1,350万円。6本目が青木古川の河川敷の工事ということで、この前全協で説明がありましたけれども、これにつきましては4億3,000万円、地方債が4億260万円、一般財源が2,740万円。それから、防災無線、これは伊奈地区だろうと思いますけれども、2億5,000万円の事業費で、地方債が2億3,750万円、それから、一般財源が1,250万円ということです。それから、コミュニティセンター、これは板橋地区ということで、今年度からやるような計画であろうと思いますけれども、これが2億5,030万円の事業費で、国庫支出金、これは国からの援助ということで6,250万円、それから、地方債が1億7,800万円、一般財源が980万円。9本目の事業は総合運動公園、ほとんど伊奈地区でありますけれども、これが5,800万円ですね。そして、地方債が5,510万円、それから、一般財源が290万円です。それから、取手水海道のバイパス、これは谷和原から行きますと伊奈の変則交差点の改修ということでバイパス事業でありますけれども、これが7億円の予算で、地方債が6億6,500万円、一般財源が3,500万円。それから、谷和原のメイン事業であります東楢戸・台線が38億6,500万円の事業費で、地方債におきましては36億7,050万円、一般財源が1億9,450万円。その次のインター周辺の事業ということでありますけれども、これはいろいろな事情がありまして、今、検討中ということですので、最後に幼保一体整備ということで、谷和原地区の幼稚園と保育所を整備しようということで、事業費が6億5,931万7,000円、国庫支出金が1億330万円、それから地方債が4億3,840万円、一般財源が1億1,761万7,000円ということで、いろいろな事業が展開される予定でありますけれども、果たして、国からそれなりに起債を認めてもらったりすれば、この年次どおりに行くと思うのですが、今のうわさでは、非常に国も財政が破綻に近い状態にあるということで、いわゆる合併はしたけれども、当初だけで、三、四年たつと非常に進捗が難しいのではないかとといううわさがされておるのが現状だろうと思います。そういったときに、確実にできるようにこれから努力していく必要があると思うので、その辺のところの所信をお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 合併特例債事業の進め方ということで、ただいまいろいろございましたが、財政問題で厳しいときに、将来の見通しはどうかということと進め方ということのご質問だと思います。

非常に議員おっしゃるとおり、財政事情は難しい、国はご案内のとおり、破綻したと同

じょうな状態でございますから、今回の合併のような問題になってきたと理解しておるわけでございますが、この中で国県との約束事でございますから、これに対する約束は守っていただかなくてはならないわけございまして、これにつきましては、いろいろな組織を通じて、強い働きかけはもちろん、今後もしてまいりたいと考えております。

この中で、進め方としては、緊急性のあるものを先にやっていかなければならないということで、今回予算に計上し、ご審議をお願いしております。

まず1番目には、豊の横町と下宿の変則交差点ですね、前に水海道藤代線と言ったのですが、これの丁字路の改修、地元の説明会も終わっております。

それに東櫛戸・台線、それから、青木古川、これも非常に危険な状況になっておりますので、これも今回予算でお願いをしております。

さらに、防災行政無線も整備していかなければならないわけございまして、これもお願いしていると。

それから、幼稚園と保育所の一体化の整備事業、これは調査費ということで、今回予算をお願いしております。

それから、板橋のコミセンの用地確保ということで、この六つについて今回の18年度の予算の中で、いわゆる合併特例債事業としてお願いしておるわけでございますので、よろしくご審議のほどお願いしまして、今後の合併特例債にかかわる事業の進め方の一端とさせていただきます。

議長（豊島 葵君） 今川英明君。

22番（今川英明君） 今の市長の答弁ですと、重要なものは即やりたいという話でありますけれども、その中で完成年次が19年に完成する予定の事業もありますよね。例えば防災無線とか、あとは、20年になりますと幼保一体の整備事業も20年には完成と、竣工できる見通しといった一応年次計画書があるわけですが、そういった短いものは間違いなくやらないと、長く、例えば10年かかるような予定のものもありますけれども、それも手をつけても二、三年でできるものもできないのでは、その先は全然あてにならないといった状況があると思います。ですから、この二、三年でやれるもの、コミュニティセンター板橋、あと幼保一体と防災無線、そういったものは間違いなくやっていただくよう、これはもちろん市長の任期中に完成をする、竣工できる予定であるということでありましょうから、ぜひお願いしまして、その決意をもう一回答弁をお願いしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 前に皆さんにもお配りしております年次計画、これに基づいて、今、議員からおっしゃられた三つの仕事、これは何としても約束の期限内に完成できるように頑張りたいと考えております。その決意でございます。

議長（豊島 葵君） 今川英明君。

22番（今川英明君） 強い決意をお聞かせ願って、私もできる限りの応援はさせていただきますと思いますので、頑張ってくださいと思います。

質問事項が多いわけで、続きまして、2点目の質問に入りたいと思います。

2点目は、企業誘致ということで、先ほど来、いろいろな皆さんが財政厳しいと、税金を得るのには、企業とかいろいろな方策をとりながらやっていかないと将来が難しいといったことが質問として出ているわけです。私も、旧谷和原に住んでいますけれども、企業

数は、あるにはあるのですけれども、全体を賄うようなビッグな企業がないと。例えば守谷市はアサヒビール、取手市は麒麟ビールとかキャノンとか、世界でも何番という企業があるわけです。そうすれば、かなり税収がすごいわけですから、かなり事業を展開するにもスムーズな展開もできるわけです。つくばみらい市も、つくばの未来を行くと、すばらしい名前を持っているわけですから、そういった意味で、今後どんな方法で企業を誘致するのか、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 企業誘致についてどんな方法でやっていくか。近隣の市にはアサヒビール、麒麟ビール等々大手が来ておるわけですが、これからどういう方法でやっていくかというご質問でございますが、産業立地課を設けさせていただきました。この皆さんに頑張ってもらって、私ももちろん頑張りますが、茨城県東京事務所の人たちの手を借り、さらにつくば市の市原市長も非常に協力的で、つくば市でも秋葉原の駅の近くに事務所を持っておるので、デスクを入れるならどうぞと好意的に協力をいただいておりますので、こういう関係機関にフルに協力していただいて、優秀な企業誘致に努力してまいりたいと考えております。

議長（豊島 葵君） 今川英明君。

22番（今川英明君） 今の答弁ですと一般的な活動といいますが、そういったことをやりたいというお話でありますけれども、先ほどの細田議員ではありませんが、いろいろな方法、つくばみらい市の手法があるわけです。例えば、つくばみらい市の市民の方でそういったコネクションを持っている方も、いないとは限らないわけですね、おるかもしれません。そういったことで、市を挙げて企業を誘致したいんだと、皆さんも協力をお願いしますといったPRですね、市民一人一人にそういった感覚を持ていただければ、かなりいい方向に向くのではないかと考えておりますけれども、そういったPRの方法ですね。例えばあらゆるときにPRしながら誘致するのと、だれかに頼んで、それだけで終わってしまうのでは、全然中身が違うわけです。そういったことで、どんなことでもいいですから、あらゆる手法で今後やりたいということがあれば、簡単な答弁で結構ですから、お願いをしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 市内の有識者というか、いろいろな方々に集まっていたいて、いわゆる（仮称）企業誘致推進委員会とか、そういう組織化をして、先ほど申し上げましたように担当課もできたことですから、皆さんの知恵をかりて、あるいは大手企業に関係のある人がおられれば、こういう方の力をかりて、誘致運動を展開してまいりたいと考えております。

議長（豊島 葵君） 今川英明君。

22番（今川英明君） そういったことでよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は、行政サービスについてということで質問してございます。

これは、今非常に行政は、財政の厳しい中で、いろいろなサービスを求められていると、特につくばみらい市は、合併したのに何がよかったのかということが問われているわけで

すね。そういったことで、循環バスとか、窓口業務も水曜日は夜7時までやりますよといったサービスも、今やられておるわけですがけれども、もうちょっとほかの市に負けないようなサービスもやっていかないと、先ほど来言っていますけれども、「つくばみらい」ですから、未来にあうように、とにかくあそこはすごいんだと、住んでみたいなといった市づくりをするには、そういった行政サービスも、お金ばかり、ばらまきばかりではありませんけれども、例えば窓口業務ですね、日曜日でもそういった各証明類はとれますよといったぐらいのサービスは、やってもいいのではないかと思うわけではありますが、そういったこと、何か考えがあれば答弁をお願いしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 行政サービスについてということでございますが、バスの件については、公共交通検討委員会ということで、これまで合併前にもやってまいりましたが、これも立ち上げて、19年度あたりからは、これを実現させたいと思っておるわけです。来月には、この検討委員会を立ち上げまして、皆さんにいろいろご協議をいただいて、やってまいりたいと考えております。

それから、窓口のサービスですが、私は何と言いましても、先日も具体的に名前を申し上げて申しわけありませんが、つくば市にある茨城南部共済組合ですか、ここの職員たちは外に出ている立派なあいさつができるわけです。いらっしゃいませ、こんにちとは、いつも私は庁議で申し上げているのですが、おはようございます、こんにちのはあいさつができないのは要らないよと、こういうことで職員の皆さんにお願いをしているわけですが、その心の問題からがサービスだと思っております。ですから、これからも職員教育は大いにしてまいりますが、窓口サービスについては、これまでもずっと伊奈でやってきたのですが、毎週水曜日に夜7時までやってきております。

隣接の市あたりでは、土曜日曜にもやっておるということでございますが、窓口を開きますと、職員の人事の問題があるわけでございますが、大きい市でございますと交代にやっても六、七人で対応できるということですが、今までやっておるところの実績、さらに、当市でも今は夜7時までやっておるわけですが、これらの実績を踏まえまして、考えてまいりたいと考えております。

それで、さっきから出ておるわけでございますが、行政の簡素化、さらには経費の問題等も考えなければなりませんので、そこらの問題もどうクリアしたらいいかということ、今後考えてまいりたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 今川英明君。

22番（今川英明君） なかなか経費がかかるということで難しい話であろうと思えますけれども、行政は物売りとか、企業であれば利益を得るために何かそういったものがあるわけですがけれども、行政は何も売っているわけではないですね。サービスとか、住民に期待される、住みやすい地域づくりをするため、目に見えない部分のサービスをしながら、皆さんやっているわけですから、それを徹底しないと、せっかく市役所、谷和原庁舎に来て、何だこれはという感じでは、非常に困るわけです。売っているものはないのですから、例えば会社であれば何か製品をつくって、これはほかの製品よりもいいですよと、車であれば、うちの車は最高ですよということで商売しているわけですね。行政の場合はそうではないですね。例えば道路が悪ければ、それを直して皆さんに、目に見えないかもし

れないですけれども、住みやすい地域にしようといったのがサービスですから、そういったことを徹しないと、市民の税金で生活が賄われているわけですので、そういったことは常に頭に置いてやっていただかないと、我々も、余り言いたくはないのですけれども、指摘をせざるを得ないということになりますので、常にそういうことを思っていたきながら、これからの住民サービスに努めていただきたいと思います。

続きまして、4点目の少子化対策についてということで質問を出してございます。

これは市長の所信表明の中にもありましたけれども、今、本当に考えられないようなペースで少子化が進んでいるわけです。我々の時代は戦後の団塊の世代でありますので、復員した人がそれなりに頑張っていて、爆発的な人口がつけられたわけでありましてけれども、今の適齢期の方々は、自分の生活を主に考えておりますので、なかなか結婚もしないし、かつ結婚をしても子供さんは少ないと。その環境も、例えば出産をするため費用も非常に大きい金額がかかると。例えば30万円とか40万円とか、場所によっては50万円を超えるという病院もあるようです。保険から出る金額は、その半分とか6割ぐらいとかということで、費用の面でも、出産だけとっても非常に大変だと。それならば子供をつくらなくて、自分の思ったことをやった方がいいという考えが多いようでございます。

でも、いろいろな問題が、経済問題ももちろんでありますけれども、少子化であればあるほど、最終的には支える人がいないわけですから、いろいろな弊害というか、行き詰まりが起きてくるわけです。当市でも、何回も申し上げますけれども、つくばみらい市はすばらしい市にするとといったことで、少子化率は市長のお話にありましたように13.3%ですが、そういった流れでありますけれども、全国市町村と比べても倍以上の子供はいますといった環境づくりをするには、どうすればいいんだろうかという考えのもとに、少子化対策に取り組まなければ、なかなか難しいのではないかと思います。

そういったことで、現在のところ何か方策があれば、ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 少子化対策についてというご質問で、何か考えがあればということでございますが、これは非常に難しい問題だと思います。今、各界で問題化されておりますが、必ずしもいろいろ金を出せばかりが能ではないと、要は、これはよく橋本知事もおっしゃっているのですが、未婚者が多いと、こういうことが原因であると。生まれた子供を丈夫に育てるのは当たり前でございますが、今度、猪口担当大臣ですか、補助とかいろいろ支援関係が与党内での話はまとまったということで、議会で議論されていて、そのうち具体化してくると思いますけれども、こういうように中央でも考えられておるわけでございますが、今、県では、いばらき出会いサポートセンターがオープンしたわけです。知事がこの前もおっしゃっていましたが、関係団体、企業、結婚支援活動等を行っているボランティアの方々、約120名が参加して行われたということございまして、積極的に進めていくということございまして、一番の問題はこれだと思いますね。

古い話で恐縮でございますが、過去には伊奈町では結婚相談所というものをつくって、仲人さんが、世話好きな方々が各地区にもおるわけですが、最近は高齢者になって余り活動していないようですが、こういう方々を委嘱して、大分実績を上げてきた経過もあるわけでございます。それとあわせて、新婚部屋をつくった場合には補助金を出しましょうということをやってきたのですが、これは核家族の原因になるので私はいただけない方なの

ですが、今日的な問題でございますからやむを得ないとしまして、県も今はこういうことで進めるということで具体化してきたわけでございますから、私も市内では、昔のように結婚相談所をつくるかという話をしているわけでございますが、これは笑い話ではなくて、実質的に展開していく必要があると考えておるわけでございます。ですから、これを庁議にいろいろご検討いただいて、具現化したいなと考えておるわけでございます。

議長（豊島 葵君） 今川英明君。

22番（今川英明君） 非常に難しい問題でありますけれども、この問題を解決しなければ、日本の将来はないと、大きい話であります。もちろん小さく見れば、つくばみらい市の将来もないと言っても過言ではないと思います。

ですから、やっぱり人として生まれたからには、教育はもちろんでありますけれども、子供をつくれるようなシステムにしていけないと、自分一人でいいんだと、やれるうちはやるんだと、それで蓄えがあるから、老後は面倒みてもらう人に面倒みてもらうんだといった考えでは、非常に経済も停滞というか、破滅しますし、世の中そのものもおかしくなるといったことがあるかと思います。ですから、今、市長が言われましたように、昔は結婚相談所かもしれませんが、今は県でもやっている出会いサポートということを積極的に取り組んでいただいて、私の知っている人も、結婚したいんだけど、なかなかそういったチャンスがないと、いわゆる出会いの場がないんだという話を聞きます。ですから、これは行政はもちろんですけれども、企業等にもいろいろな話し合いをして、今は男女雇用均等法がありますけれども、職場によっては男が多いとか、女の人が多いとか、バランスよくいっている企業ばかりないと思います。ですから、その辺をうまく取り持っていていただいて出会いの場をすれば、全部とはいいませんけれども、何組かはまとまって明るい兆しが見えるのではないかと思います。ですから、こういったことは、行政がある程度お願いするようなことでやっていけば、見えると思います。

そして、私、一つ提案したいのですけれども、市民一人一人が、少子化そのものに関心を持っていただくような行動も、起こさなければいけないのではないかと思います。例えば青少年育成の会とか赤い羽根とか、いろいろな募金活動がありますよね。そういったことで、例えば500円でも300円でも結構ですから、市民一人一人、世帯世帯の人に協力をいただいて、あと、お金を募金いただいて、そのお金はそういった審議会とかある程度いろいろな検討をして少子化対策に向くように、例えば少子化対策について児童手当とかいろいろな方策をとっていますよね。その方面に充当するような形で、一般会計の予算ばかりでやれといっても、なかなかこういったことは難しいと思います。ですから、一般市民の方にも関心を持っていただくためには、そういったことをお願いして行動を起こせば、ああそんなに大変なのかと、ではぜひ協力しようという環境も出てくると思います。ですから、そういったこともできれば取り組んでみてはどうかと思うわけでありまして、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 募金活動をして、いわゆる市民に啓発したらどうかというご提案でございますが、それも一つの方法だろうと考えております。

実は伊奈町では後継者育成ということで、少子化対策ではございませんが、私が就任し

てからも、男女を1日バスで横浜の中華街に連れていったり、観光地へ連れて行って、いろいろな出会いの場をつくったという経緯があります。その中で2組か3組ぐらい成立した経緯があるわけです。ですから、やればやるだけの効果はあると思います。

今、議員の提案でございます募金活動、これも少子化対策の啓発をしながらの募金活動もいいと思うのですが、募金した金をどこにどう使わせていただくかということも慎重に考えないと、皆さんからお預かりしたお金の扱い方というものに、皆さんのご意見を聞きながら決めていかないと、なかなか市長1人でこうしろああしろというわけにはまいりませんので、それは研究課題として、ひとつ研究をさせていただきたいということで、ご答弁にかえさせていただきたいと思います。

議長（豊島 葵君） 今川英明君。

2番（今川英明君） そういったことで、いろいろな考えを持って取り組むと、とにかくやってみるといったことが必要ではないかと思えます。それが全部が成功というわけにはいきませんが、足掛かりになって、それが円滑にいけば、皆さん、そういったことにも関心を持っていただけるし、かつ、だんだんそういったことの解消法にもつながるのではないかと考えておりますので、ひとつよろしくお願いします。

最後になりますけれども、財政についてということで質問してございます。

これは、先ほど来話が出ておりますように、非常に財政が厳しいといった中で、今後どうするんだろうという状況まで追い込まれていることであろうと思えます。例えば職員の話だけをしますと、退職者の方が合併時に11名プラス3名ということで、14名の方が退職されたということを聞いておりますけれども、新採用を3人ぐらいは来年採用したいという話であります。現在の職員数が324名でしたか、そういった職員数が今の120億円の予算の中で妥当かどうか、まず第1点お聞きしたいと思います。

それから、これから先、我々も団塊の世代で、その人が退職されますよね。そうすると退職金が莫大になってくるのではないかと思うのです。それが財政に及ぼす影響、これは退職手当金ということで予算にも計上されておりますけれども、その辺の見通しが2点目。

それから、3点目は、国からの交付税は従来どおり、やや当初思ったよりは若干多く来ているということもありますけれども、今後の見通しをお聞きしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） まず、財政についてということのご質問でございますが、一つは、職員の退職金の問題でございますが、今回退職された方々は14名になります。当初11名ということだったので、合併後にやめた方が3人おります。そういうことで、後からの3名の方々は勸奨退職ではございません、普通退職ですから特別負担金はないわけですが、今のところは大丈夫ですが、きのうも申し上げましたように、団塊の世代の皆さんが退職するときは、みんな今の管理職の皆さんですね。したがって退職金も相当の額になると思えますが、これは議員ご案内のとおり、茨城県市町村退職手当組合という組合がございまして、そこに負担金を納めて、そこから支払うという仕組みになっておるものですから、これは負担金を払わなければならないということがございます。

退職したときに、今申し上げましたように、勸奨退職だとすると、アップ部分だけ特別負担金ということで出すわけがございまして、いずれにいたしましても、今後も恐らく現状のままでの負担金でいけるということは、私の見通しでは、茨城県内の全部から考えた

場合にはいかないと思います。やはり負担金は増額になるのではないかと、私の感触でございすが、そう思っております。そういう状況の中で、交付税の問題でございすが、残念ながらいい見通しはないと思っております。ただ、きのうも申し上げましたが、あらゆる機会、機関を通じて、この交付税については現状維持でいていただきたいと、こういうことは今後、私ももちろんですが、組織を挙げて強い働きかけをしてまいりたいと思っております。

見通しについては、ちょっと私からこういう状況であるということは、現段階では申し上げられないような状況でございすが、

職員の数でございすが、合併前は伊奈の職員は、職員1人当たり住民が110名くらいありました。谷和原の場合は100名前後だと思いました。そういう中で、伊奈の場合は消防署も抱えておりましたから、43名の職員がおりました。そういう関係もあって、職員1人当たりの住民の数は多うございすが、消防署を抜いても、当時の伊奈と谷和原の比較で言うと、伊奈の職員の方が少なかったことは事実でございすが、

現在の職員がやっていくのに理想かどうかという点については、今後のいろいろな問題もございすが、先ほどからいろいろお話が出ておりますように、新しい仕事が入れば必要になってきますけれども、私は現状維持でいきたいと、多いか少ないかということは、やはりやってみないとわかりません。職員の能力次第でございすが、能力開発を大いにして、増員はしないで現状維持でやっていきたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 今川英明君。

22番（今川英明君） そうしますと、現在、職員数は324名ですよね。

市長（飯島 善君） 364名。

22番（今川英明君） 364名ですよね、この職員数で当分の間、例えばやめる人がいれば、それは補充するといった考えですかね。

市長（飯島 善君） 今後やめる場合は補充しなければなりません。

22番（今川英明君） ですから、今の段階では364名が適正だと、そういった考え方ですね。

市長（飯島 善君） 3名は補充します。途中でやめた3名は補充します。

22番（今川英明君） そういうことで、364名プラス3名で367名ですか、その人数で今後やっていくという話でありますけれども、自分の考えですと、今の予算規模でいくと非常に厳しい人件費になってくるのではないかと思います。なかなか職員も家庭を持っていますし、身分保障は当然あるわけですから、やめるとは言えないでしょうけれども、やはり人件費が一番かかるわけですね。効率的にやっていけばしようがないということがあるでしょうけれども、民間企業でいけば、例えば200人でもできるのではないかといい人もいます。当然収入がふえれば、税収があれば、別に問題はないわけですが、現段階では税収も望めないといった流れでは、経費の削減をやっていかないと運営ができないわけです。国もそれなりに面倒見切れない環境でありますので、その辺のところ、よく今後検討されまして、市民に迷惑のかからないような行政運営をやっていかないと非常に厳しくなると思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

自分も、議員の皆様も今30名おられますけれども、選挙がありますと20名ということで削減されるわけですが、一般の声としましては、経費の削減に議員も削減したらいいんじゃないかといった声もあろうと思っております。そういったことも謙虚にとらえて、かつ、

我々は生活給では報酬はありませんから、その辺のところの報酬も多少の検討の必要もあるのではないかと思います。そういうところで、我々もみずからいろいろな考えのもとに進んでいきますので、ひとつ行政の方も、皆さんそれなりの認識をしっかりとっていただいて、すばらしいつくばみらい市が形成できるように、最善の努力をお願いしまして、一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩です。

午前 11時50分休憩

午後 1時02分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

17番大好 光議員が出席しております。

一般質問を続けます。

次に、30番市川忠夫君。

〔30番 市川忠夫君 登壇〕

30番（市川忠夫君） 3点ほど通告をいたしました。どの件につきましても住民が日ごろの暮らしの中で直接影響を受ける問題ばかりでございます。できるだけ簡潔に質問をしますので、答弁の方もそのような方向でひとつ、住民が期待できるような方向でお願いしたいと思います。

それでは、1点目でございますが、保育園のバス送迎の存続についてということでございます。

送迎につきましては、保護者の意向を調査をすることということでございます。合併協議会第6回におきまして、その当時、谷和原村での保育園のバス送迎については、変更後の調整方針では、合併後2年を目途に廃止の方向で検討をするということだったのです。私はそれを受けた時点で、17年の12月谷和原村の定例会におきまして、議会においてこの件について、前の鈴木村長に質問をいたしました。それはどういうことかということ、とりあえず合併協議会であっても、一方的に廃止をするということではなくて、とにかく保護者の意向を十分調査をして、その上で判断をすべきだと申し上げたわけです。そのときに、鈴木村長は、アンケートをとるとか、保護者のとりあえず意向を十分に聞いて、そして進めていきたいということでした。それで、最終的な決定については、もちろん新市長の意見と新市長の立場でこの件を検討していくということになるでしょう、という答弁でした。それで第8回の合併協議会で、合併後2年を目途に送迎事業のあり方については検討するものと決まったのです。

ですから、私はその確認の意味で、我が村の鈴木村長が我が議会で約束をしたように、アンケート調査とか、そのほか調査の仕方はいろいろあると思いますが、とにかく一方的な決め方はしないということだったのです。それを新市長はそういう方向で進めていただきたいということで、新市長の見解をお聞きしたいと思います。よろしく願います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 保育所のバスの送迎についてということで、これまでの経過から

私の考えはどうかということでございますが、やはり保育所の現在のあり方というものは、私は正しいあり方ではないと思っております。というのは、利用するお子さんもいるが、利用しないお子さんもいるわけです。これは無料で送迎しているということでございますから、こういう点も公平を欠くという点からすると問題があるかと思えます。

ただ問題は、旧谷和原村で長い間やってきたわけでございますから、今、市川議員が言うように、やみくもに、はいやめようということは、私は考えておりません。

鈴木さんがお約束したのであれば、保護者あるいは皆さんのご意見を聞いて方向づけをしたいと。基本的に、私が今申し上げたように、これは不公平であるなという考えが私の頭の中にはございます。したがって、皆さんのご意見を聞いて、はっきりした方向づけをしたいと。それも2年間というお約束があるようでございますから、その間には、はっきり決めたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

30番（市川忠夫君） 伊奈においては、送迎をしていないということなのですね。谷和原は、保育所が始まってからずっとこれまでやっていたのです。谷和原の場合は、伊奈とも多少違う面もあったかと思うのですが、保育所を始めて30数年になるのです。その当時は、谷和原も今のように住宅開発が進んでいなかったわけです。つまり、農村の子供たちが圧倒的に多かったのではないかと思うのです。そういう中で、地域も広く集めなければならぬということもあったと思うのです。

それと、谷和原は公立でやる前に、光明院さんという私立があったのです。その私立のあとを引き継いで村がやったわけです。その私立が村内をバスで送迎をやっていたという、歴史的なこともあるわけです。だから、今までずっと続けてきたということです。

最近が開発や何かが進んで、保育所も2カ所になったり、いろいろ、また父兄の皆さんの考え方もかあるとは思いますが、いずれにしても、そういう長い歴史の中でやってきたことを、一方的な方法で決めるということはどうかなと思うのです。だから、今、市長が言われたように、ひとつ父兄の皆さん、そういう人たちの意向を十分聞いた上で判断をしてほしいと。私は今の時点でどちらをやれとか、そういうことは申しません。とにかく意向調査をやってください。それだけをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

谷和原も歴史はあったかもしれませんが、伊奈の場合も、昭和62年代までは送迎をしていたわけです。これを全面的に廃止をしたというのは、今申し上げましたように、利用する子と利用できない子、というのは、これからはゼロ歳児保育もやっていかなければならない時代に入っているわけでございますので、そういう場合には1歳、2歳児までバスで送迎するというのは非常に危険があるわけです。したがって、私は2歳児も乗せているということを聞いて、これは大変なことが起きると、心配をしているわけです。これからは利用者の、同じ保育所で保育していても、バスを利用するお子さんと利用しないお子さんがいるということですから、これだけだって問題があるわけです。したがって、これからは保護者の皆さんのご理解を得て、今、議員がおっしゃるように、保護者の考えも聞いた上で方向づけをしてまいりたいと考えております。

議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

30番(市川忠夫君)　そういうことで、ひとつ十分その辺を、保護者の意向を聞いてほしいということだけ申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

2点目でございますが、これは住宅リフォーム助成制度の実施についてということでございます。

中小建設業者の仕事と雇用を確保するという立場でございます。

小泉内閣が進めております構造改革の中で、不況が長引いております。景気が回復しているとはいわれていますけれども、地方においては、その兆しが見えておりません。この状況が大変深刻化しております。このような中で、建設業界、特に中小の建設業者の仕事が大変減っているということであります。中小の零細建設業者に仕事と雇用を確保するために、住宅改修に助成制度との声が広がっております。実施をしているところの状況を少し申し上げてみたいと思います。

全国では、京都府あるいは埼玉県、東京都はもちろん兵庫県などでこれまで実施をされております。この茨城県でも県西地域で実施されております。このことについては、行政に携わっている皆さんは十分わかりのことだと思えます。

それで、合併前の町村名で申しわけありませんけれども、県西地域では古河市を初め、五霞町、あるいは八郷町、猿島町、それに隣の水海道市、合併して常総市になりましたが、これを始めたときには合併する前の、平成16年度から実施されているということです。17年で2年目、18年で3年目に入ったわけです。この件につきまして、担当課に伺ってみました。

16年度の件数は、初年度ですから48件だそうです。工事費は全体で5,600万円、それで助成金ですが、1件につき10万円で369万1,000円だったそうです。17年度は73件、ふえたわけです。それで工事費が1億2,900万円、助成金額は644万円ということです。いろいろ説明を聞きましたけれども、どういう効果があったのかということなのですが、実施をすることによって地域経済の活性化ともつながり、中小零細業者育成にも大変役に立っているということでした。また、経済の波及効果も大きいと。それで、仕事おこしにもなっているということを説明していただきました。

市が投資した税金が回り回って、また市の税金に回収されるということですね。つまり、生きた税金の使われることになるということです。したがって、建設関係の人たちはもちろん、住民からも大変喜ばれているという状況を話をしてくれました。したがって、このつくばみらい市におきましても、伊奈では中小の商工会に加入している建設業者が200件くらいあると聞いております。谷和原では144件ですか、こういう業者の人たちのためにも、ぜひこの辺が実施する時期ではないかと思うわけです。ぜひその件について市長の答弁をお願いしたいと思います。

議長(豊島 葵君)　市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長(飯島 善君)　住宅リフォームに対する助成の制度をつくったらどうかというご質問でございますが、これは合併前に古川議員からもご質問をいただいておりますが、合併当初も、今議員からございましたように、今の常総市、水海道市は始まったばかりだということで、協議会の中で話し合いをした経緯がございます。ございますが、残念ながら水海道市は離脱して今日に至ったわけでございますが、この問題は考えないわけではございません。ただ、問題は、私は今回の予算編成の中でも考えておったのですが、非常に財

源の確保が厳しいということでございまして、もう少し時を置いて研究する必要があるかなと考えまして、今回、予算を計上しておりませんが、近い将来はこれを実施していく必要があると考えております。ただ、ここでいつからやるかという約束はできませんが、財源の問題を考えながら、実施の方向に向かって、研究をしまいたいと考えております。

今、議員がおっしゃったように、10万円が限度と、大体工事費の1割というのが、聞いてみると補助の枠だということでございます。そういうことで、近い将来実施できるように、研究をしまいたいと考えております。

議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

30番（市川忠夫君） ただいまの答弁のとおり、将来的には実施の方向で考えていきたいという答弁もいただいているわけですが、大体市長がただいま答弁したような内容のものが、これまでの間にも、先ほど古川議員の一般質問の中でのこととか、あるいは県内ではこういう中小企業の皆さん、その他いろいろな団体で地域を再生しようと、そういうグループがあるのですね。そこに加入している人たちは、さまざまな団体の方たちなのですけれども、各地のNPOの皆さん、あるいはその他のボランティアの団体、商工団体はもちろんのこと、農業団体、いわゆる農民組合とかもあります。そういう人たちで組織をして、茨城県の協働運動を起して地域再生をしようということで、県庁を初め茨城県内の市町村にいろいろな要望、申し入れをしているわけです。

そういう中で、伊奈のその当時の町長、それから、谷和原と、そういうところへ全部申し入れをしたのですが、その回答も寄せられているわけです。そういうところを見ますと、ただいま市長が言われましたように、その当時は3市町村で合併をするという方向だったもので、その当時に、16年ですから水海道は実施していたのですね。そのときの答弁だと、合併したら水海道にあわせるよということだったのですね。谷和原の長も、とにかく合併後の問題だと、いろいろ財政を見ながら考えていきたいという内容の答弁だったのです。ですから、私に言わせれば、将来的には少し明りが見えるなと思っているわけです。ぜひとも地域の中小企業の皆さんのためにも、リフォーム制度を、今後の課題として検討して欲しいと。

この件につきましては、私が今さら言うまでもありませんけれども、県の方でも、各自治体にぜひやるようにという指導をしているということも聞いているのですが、担当課のところには、そういうことで来ているのではないかと思うのですが、この件についてはどうですか。

議長（豊島 葵君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

担当課は商工観光課になるかと思いますが、私のところに直接は、今のところ情報は入ってございません。承知しておりません。

議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

30番（市川忠夫君） 私も直接県の方から聞いたわけではなくて、回り回って入ってきたことなので、はっきりしたところではない部分もありますけれども、とりあえず、これは国会でも取り上げられているのですよ。地方でこういう事業を進めやすくするために、国の方で補助制度をやりなさいと。これはこんなことを言うては失礼ですが、我が方の国会議員が国会で質問して、そういう方向をぜひやるような方向でということで、そういう

のが回り回って県の方にも来ているし、そういう点もあるのではないかと思うわけですが、とりあえず先ほど申し上げましたように、水海道市でも2年目で70数件ですよ。予算額にしてもそんなに大きくないわけですよ。600万円ですから。この市の予算の中で、例えばここでやるということになれば、大体500万円かその辺を見れば、この事業ができるのではないかと思うのです。

それと、始まったときからずっと将来的というのではなくて、水海道市は3年間、ですから16、17、18年で一応区切りをつけて、そこでまた検討してみるということなのです。だから、この市でもそういう方向でやる気になれば、私はできないことはない。予算的にも大変なことはわかります。しかし、住民の皆さんは、合併すれば少しはよくなるのではないかということで、期待をしながら合併に賛成した人がたくさんいるわけですよ。ということで、当事者というのはどんなことでも、自分たちのためにこういう政策をやってくれたんだという思いを、例えば10万円であっても、そういうことでやればやっただけの効果はあるのです。経済効果もよくなるし、私はできるだけ、先ほど言ったように、検討してほしいということで、なるべく近い将来にいい方向が出せるように、ひとつ、再度その件でお願いして、もう一度答弁をお願いします。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） ただいま申し上げたとおり、近い将来に実現できるように、何と言っても500万円だから簡単だというような解釈にはなりませんので、100万円の金でも大変なときでございますから、そこら辺もご理解をいただきたい。とにかく努力はしてまいります。

議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

30番（市川忠夫君） そういうことで、ひとつぜひ努力をしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

次に、3点目でございます。品目横断的経営安定対策についてということでございます。

これを進めることによって、つくばみらい市の農業にどのような影響を及ぼして、また、個々の農家の発展を見ることができるとかということでお願いをしたいと思っております。

この伊奈地域、それに谷和原地域で、水田農業ビジョン案というものが先般作成されました。また、市長も施政方針演説で、品目横断的経営安定対策を推進すると述べられていました。この計画は、国が計画をして進めているものであります。小泉内閣が戦後農政の大転換と位置づけをして進めているわけです。

品目横断的経営安定対策は、今まで農家を対象に行ってきた麦や大豆、あるいはでん粉の原料のバレイショなどの品目ごとの価格補償政策を廃止をして、一部の大規模な担い手だけに交付金を出すという内容のものであります。これらの作物が、2006年まで3年間の生産の実績を中心にしまして支払われるものであります。したがって、生産の実績がない農家は助成金がないということになりますので、担い手が引き受ける農地はないでしょうというのが、これまで地方からのさまざまの声が出ているということなのです。

また、例えば農家が頑張っても、過去の実績払いがほとんどで、収入がふえないと、がんじがらめで夢がないということになります。

また、これまで進めてきた水田の転作として、3年から4年に一度米づくりをやめて、小麦や大豆を、例えばブロックローテーションの形でつくってきた農家は、麦や大豆をつ

くっても生産費用を大きく下回るために、米をつくった方がよいというようなことになります。したがって、多くの担い手以外の農家がブロックローテーションから離れば、地域の営農にも打撃を与えることになります。

品目横断的経営安定対策の内容でございますけれども、2009年度から大豆交付金、それに小麦経営安定対策、産地づくり交付金などを全面廃止をするわけです。一握りの担い手だけを対象にして品目横断的に移行をするということで、担い手の要件としては、ご承知かとは思いますが、認定農業者が4ヘクタール以上、北海道が11ヘクタール、集落営農では特定法人、農業法人及びそれに準ずる組織が20ヘクタール以上ということです。そして、5年後には、地域の農地の3分の2の集積が必要とされております。規約や経理一元化をする主たる従事者の所得目標、法人計画をつくるのが条件だということです。

転作受託組織は、集積の2分の1ということになっています。

いずれもこのことについては市町村の認定が必要であり、生産調整への参加が条件であります。さらにまた、減反調整にも協力をしなければならないということです。この面積基準は、スタート時ではさらに引き上げられることが必至であるといわれております。農業経営の展望という中で目指されていることは、水田は個別経営は15ヘクタールから25ヘクタール、集落営農では34ヘクタールから46ヘクタールと、こういうことになっているのであります。対象になったら経営は守れるのかということですが、輸入農産物の関税がどんどん引き下げられる。そして撤廃が前提にあるわけです。つまり、価格の保証がないということです。これでは大変な問題に今後なっていくということは、目に見えていると思うのです。

それで、認定農家と対象から外れる農家、これをどうするのか、これも非常に大きな問題だと思うのです。圧倒的に多い兼業農家の人たち、これまでもさまざまな問題で協力をしてきたわけです。減反政策などにも、それぞれ協力をしてきた農家の人たち、小麦、あるいは大豆など生産をしてきた、しかし価格の保証などがなくなってしまうということで、非常に内容を知れば知るほど大変な問題だなど、これではつくばみらい市の農業が大変な方向に行くのではないかと思うわけです。

そこで、ただいま申し上げたことにつきまして、市長の答弁をお願いしたい。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 品目横断的経営安定対策についてということで、市川議員の考え方、あるいは今後どうなるんだということですが、これは今、ご案内のとおり、生産コストは同じであります。米の単価が非常に安くなったということで、農家の皆さん大変な思いをしておられるわけですが、一番ここで難しいということは、議員ご案内のとおり、転作の問題、これは旧伊奈町では100%消化してきたのですが、こちらは農家に対する対応の仕方も、ちょっと違うような対応の仕方をしてきたわけですが、今度は一緒。ただ、18年度に限っては今までどおり、伊奈地区は伊奈地区、谷和原地区は谷和原地区ということで、生産量のノルマは分けるということになっておられるわけですが、19年度からどういう方針を打ち出してくるかまだわかりませんが、今おっしゃられたような問題は、基本的には議員おっしゃったように、何と言いましても、私はやはり国の施策は受け入れなければならないと思っております。

というのは、ご案内のとおり、あめむちというか、これまでもよく農水大臣は、テレビ

等ではペナルティーは科さないよと言いながら、我々が補助金の要望とかそういう問題で農地の改良事業等で要望に参りますと、まず第1番に出てくることは、転作は消化しているのかどうかから出てくるわけですから、何のことはない、実際はペナルティーを科しているということですから、今後もこの交付税依存団体と言っても過言ではないと思うのですが、我々は補助制度を導入していかないと、農地改良とかそういうものはやっていけないわけですから、国の基本的な問題は私は受け入れていくと、これに変わりはありません。

これからの問題として、今後この政策を打ち出すことによってどう変わっていくかということは、私もまだ見通しがついておりません。これからさらに勉強を進めて、この対応を考えてまいりたいと思っておるわけですから、非常に厳しいことは百も承知でございます。

議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

30番（市川忠夫君） 本格的にはまた来年、そういう方向になるかと思うのですが、実はけさの「農業新聞」に、この件について載っておりました。

ちょっとこれを紹介したいと思うのですが、今国会で担い手経営安定新法が14日に成立したと。農政は大転換をすると。戦後からの全農家一律的な助成政策に終止符を打ち、担い手に対象を絞り込んだ政策に切りかわる。小泉政権の改革のうねりが小農民切り捨て、これを批判を抑えて、政府与党は担い手育成のラストチャンスとすると。農政改革の意味と今後の課題を検証すると。庁舎の隅の方にも「農業新聞」はありますから、それを一読していただければ、このことがすぐわかると思います。

つまり、先ほども申し上げましたように、一握りの農業者、中心は認定農業者、あるいは集落営農で集落的にやる、そういうことにしても、その中の認定者、担い手者を認定して、そういう人たちが中心になるということなのですね。つまり、今ここで紹介した新聞の中に載っていましたが、小さい農家をここで整理するということなのですね。大体この数は全国的に農家の9割だと。このつくばみらい市の認定農業者、伊奈と谷和原を合わせてもそんなに多いわけではないですよ。私も担当課からそれなりの戸数とかいただいておりますが、あとは全部お払い箱なのです。果たしてこういうことを、これは国が進めるのだからしょうがないと言え、そのとおりですけれども、この市で、それをそのとおり実施したということになったら、どうしますか。

江戸時代から「谷和原三万石、お米の出どころ」ということで歌にまで歌われた、こういう美田がどうなるのか。そして、そこに暮らす農民、そういう人たちの経営はどうなんだという観点に立ってこれを考えた場合、これは大変な問題だと思うのです。

この後、市長がずっとここで4年間担当するわけですが、恐らくまじめにそのことをどうするのかということと考えたら、夜も眠れないのではないかと思います。大変な問題だと、今まで永々として農家の方がこれまで長い間、この美田をつくるために努力してきたものが、ここで崩壊をすと言っても過言ではないと思うのです。

とにかく働いて米をつくっても、採算が合わないのですから。一部の人にはなりますよ、あとはならないということなのです。ならない人はどうなるのかというと、言わなくてもわかっているわな、やればやるほど赤字が出るんだから、やらないよということになるわけですよ。これは大変な問題が出るということなのですね。

これまでの農業の歴史を見てみると、大体どういう方向でどうなっているのかなという

のは、どなたさんもおわかりだと思いますが、私、もう少しその辺を申し上げてみたいと思うのです。

農業基本法が制定されまして45年になります。異常に食糧自給率が、その後ずっと低下をしてきているということなのですね。1960年カロリーベースで79%だったのです、穀物自給率は82%。それが2003年にはご承知のように、カロリーベースで40%に落ちたと、それから穀物自給率は28%ですよ。これが、つまり国の米政策によって価格がどんどん暴落してきたということです。

ちょっと例を挙げて申し上げたいと思うのですが、例えば、米の価格で申し上げたいと思うのですが、500ミリリットルの水1本150円だそうです。私は余り買ったことがないからよくわからないのですが、そういうこと。500ミリリットルの米が幾らかということと比較すると、何と91円だと。水よりも安いのです。生産者米価を見てみると、30年前は1万6,441円、2005年度は1万4,664円なのですね。肥料代は30年前の約1.5倍しているそうです。機械とか肥料代などを加えると米価は1万8,000円になるということですね。それよりもはるかに安いわけですよ。結局、赤字を覚悟の上で農家の人はつくっているわけですね。原因は、政府は暴落を促進してきたと、経過を見るとそういうことなのです。食管法をまず廃止したと。これは市場価格を野菜と全く同じにしたと。せりで決めるということですね。

このことについては、私もかなり自分なりの意見があるのですが、減反政策を進めるに当たって、農家の人に政府は何と言ったかです。これは、役場で働いていた担当の皆さんも覚えていると思うのですが、食管法を外されないようにするために減反だけは守ってくださいよということで、お願いしたのです。私はそれがまだ耳に残っています。それで、谷和原も伊奈も100%以上の減反をやったわけ。個人ばかりでなくて、集落的にやりましょうということで、みんなで幾晩も幾晩も協議して、それで達成しようということで。

ところが、この食管法が外されたわけだ。そうしたら農家の人は何と言ったか、政府にだまされたということをやったんだね。とにかく政府では自由化を進めるために、米の値段が余り高くはまじいから、そういう方向で進めてきたと、これは意図的に進めてきたわけだよ。それで、中曽根内閣の時代かな、あの人が米の輸入は絶対しめせんと、そういうことを言っていたんだよね。あの人がその後アメリカに行って、何かそのときにアメリカのお偉い方と約束したそう、自由化の方向で進めるよと。そういうことが後でわかった話なのです。ところが細川さんのときに自由化にしてしまったわけだよ。そういうことで、流れがずっとあるわけ。

結局、そういう中で米の輸入もどんどんやってきたわけだ。年間に77万トンも輸入しているということをしてきて、毎年多い米を輸入してきて、在庫は現在170万トンあるそうです。それで、政府がそれを備蓄していると。この古米をたびたび放出すると。そういうことをしますから、米の値段はどんどん下がるわけだよ。そういうことをずっとやってきたわけだ。

それで、米の自由化米ですが、1995年までは生産費を考えて、それ以下にならないようにということで価格の下支えを行ってきたわけ。つまり、食管法で何%以下には決して米価は下げませんということでやってきて、政府はもちろん食管法の中で備蓄米もきちっと確保して、国民の皆さんの食糧を責任を持って扱ってきたわけ。

しかし、自由化後は、食糧管理制度が廃止になり、外米は決められた量が毎年ミニマム

アクセスという名目で輸入されているということなのですね。それで、輸入米の在庫費用は170万トンで170億円となっているそうです。大変な数字になって、農家には減反させながらこういう状況で進めているということなのですね。しかも、不作のときは、これまでのご承知のように、米のパニックが繰り返されてきたわけですね。まさに、政府はとんでもない米政策を続けてきたということが言えると思うのです。

しかも、これまで政府が決めていた生産者価格も、入札の制度によって決められて、大手卸の手の内に価格というのが入ってしまったわけですね。1俵1万円の米価も目前であろうといわれております。国際価格にするということなのですね。今、中国あたりから輸入されている米、1万円しないのです。結局、そういう方向で将来的に進めるといって方向なのです。そういうことであっても、それに耐えられる農家を育てようというのが、今度の品目横断的担い手農業者を育てて、それにだけ補助をやって、それで、その人たちに耐える農業をやってほしいということなのですね。

では、例えばそういう農家になったとしたら、米の価格はやはり下がるわけですから、やっていけないわけですね。結局、まじめに一生懸命政府や町の言うことを聞いて、それではやりましょうとやって一生懸命やって、それでうちの明かないと。こういうことになったらまたこれも大変だから、その辺で市長にも十分そこの国が進めている品目横断政策を十分検討して、庁内挙げて勉強会でもして進めていただきたいということですね。

品目横断的対策の対象となることを最優先にするのではなくて、地域の生産を守ることを最優先にして、地域ぐるみの地域農業を守る取り組みを進め、生産と地域を守るために地域の条件を踏まえた集落の助け合い組織を組織して、安全で安心できる生産の拡大、加工とか、あるいは販路の確保など、生活と生産、経済の基盤である集落を守るという取り組みを進めてほしいと、私はそのことを市長にお願いをするわけですね。そういうことで、一言答弁お願いしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 米の問題は非常に難しいです。私もしばらくの間、少しですが、田んぼをつくりながら毎年農協へ10俵ぐらい売っていたのですが、要は、表現は悪いけれども、5反百姓ではやっていけないと。トラクター1台買うのだって何百万円もですから、現在でも農機具を償却できるような農家の経営規模といたら、10町以上でないといけないでしょう。そういう中で、茨城県は行政が転作等農政に取り組んでまいりましたが、千葉県とかよそでは、生産者団体、いわゆる農協が主力になってやってきたということでございまして、議員もご承知と思いますが、成田周辺の農民組合ももちろん入っておりますが、即消費者との契約を結んでやっている、米もしかりです。

そういう中で茨城県の経済連、農業団体は非常に商売が下手だと思いますよ。魚沼の米があんなに生産量があるわけではないですから。なくても価格は落ちないと。茨城県の米はどうかいったら、市場へ行ったら安く買われていると。こういうことでございまして、先般、新聞に出ておりましたが、県が隣の守谷市の消費者の統計をとったところが、30%はまだよその米を食っているということですよ。この谷和原の議員がおっしゃるように、おいしい米がここでとれて、農協管内でとれているにもかかわらず、守谷市が30%ですから、取手市ではもっと消費者がよその米を食っていると思いますよ。ですから、こういう消費者に喜ばれる米をつくって、生産ルートも販売ルートもしっかりとしたルートをつく

って、消費者の信用をいただけるような、これがまず大事だと思います。

今、申し上げましたように、昔はせいぜい五、六俵でしょう。私も8俵ぐらいとっておりましたが、五、六俵で、1人の消費量が3俵ぐらい消費したでしょうが、今日では消費しないというか、そんなに食べない、1俵も食べないでしょう。そういう消費量が減っていると、それで生産量が上がっているということですから、非常に問題があるわけですが、これは飢饉や何か事変でもちょっと起きたら、米の蓄えがあるわけではありませんから、今の農政のあり方というものは、私も全面的に批判していますよ。農政といいながら、イエス・ノーのノー政ですよ、全然ないの、私に言わせれば。だけど、行政をあずかる者の責任者としては、そうばかりは言うておられませんから、これはしっかりとして国の施策を受け入れながら、農民の理解をいただきながら進めていかなければならないと、非常に私が苦しいのは当然ですが、農家の皆さんも大変な苦しみの中で選択をしていただいて、協力をいただいてこれまでも進めてきたということでございますから、これからもそういう方針で進めてまいりたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 市川忠夫君。

30番（市川忠夫君） ありがとうございます。

ただいま市長も言われましたけれども、これまで伊奈時代にこの地域でとれた米は地域で消費してもらおう。まず第1番目に学校給食だということで、一生懸命取り組んでそういう方向になりましたよね。野菜ももちろんそうですが、そういう方向で地元のものをと、これが一番安全なのですね。

消費者のこれまでの国の機関が調査した中では、国産のものがほしいというのが90数%あるわけだよ。ですから、何と言っても安全、安心ということになれば国産物なのだよ。いろいろな食べ物が、あらゆる外国から入っていますけれども、そういうことで進めなければならないと私も考えております。先ほど食育の話も出ましたけれども、食育あるいは食能という形で、これから先、大いに進めていただきたいと思うわけです。

先ほど申し上げましたような、これまでそういう米の政策をやってきたという考え方でこの品目横断を考えれば、やたらに、たやすく、それを受け入れてやってしまおうという方向には、なかなかいかないのが普通かなと思うのです。補助金の問題やらいろいろ、国と県の関係があってお断りするわけにいかない部分があるのは、私も知っていますが、そういう問題があったにしても、市でやれることは必ずあると思うのです。そういうことで農家の皆さんと十分協議をしながら、農家のさまざまな経営の問題を考えながら、ひとつこの問題には取りかかっていたきたいと思えます。

以上で、時間ですから終わります。ありがとうございました。

議長（豊島 葵君） 5分間の暫時休憩をします。

午後1時55分休憩

午後2時04分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

次に、26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

26番（川上文子君） 川上です。よろしく願いをいたします。

議会の開会のときに市長が、施政方針の最後に「つくばみらい市の初代市長として、私

は、新市の新たな時代を創造すべく全身全霊をかけ公平・公正で開かれた市政の推進に取り組んでいく決意であります」と述べられました。

5月14日の投票で市長が受けた得票は8,689票、全有権者の26%です。私はこの数字を謙虚に受けとめていただきたい。その上で、市民の暮らしに寄り添いながら、市民の願いや要望にしっかりとこたえていけるように、公平、公正な市政運営を望みたいと思います。それで、3点の質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、就学援助制度について伺います。

就学援助制度は、憲法26条の義務教育は無償に基づき、学校教育法などの関連の法律で定められた、小学生や中学生を持つ家庭に学用品や入学準備品などを補助する制度です。この制度は生活保護を受けている家庭の児童、これを要保護といいますが、と生活保護に準じる家庭の児童の準要保護を対象にしています。市区町村がこの制度を実施したときに、その費用の半分を国が補助する仕組みになっていましたが、政府は今年の4月、準要保護の国庫負担の廃止をいたしました。支出を特定しない一般財源化を行ったわけですが、同時に、今まで民生委員が就学援助の認定に際して意見を出すなど、関与することができるようになっていた政令の規定を削除いたしました。このことで、自治体が一般財源化がされたことによりまして、交付されている予算を使わずに適用基準を悪くするようなことがあってはならないと思います。

この点については、今年の3月16日の国会質疑でも、当時の中山文部科学大臣が、学校教育法に基づいて生活困窮の家庭のお子さんに手を差し伸べるのは当然で、一般財源化されてもしっかり実情を見守り、そうでなければ指導していきたいと答弁しています。制度を悪くさせないためにも、また、民生委員の関与の政令の削除に対応して、経済的理由により就学困難な者という法の定めに基づいて、収入による適用基準に基づいて支給することを、まず求めたいと思いますが、教育長、どうでしょうか。

議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） 川上議員の質問にお答えしたいと思います。

就学援助について、基準を設けて、基準のとおりにはどうかという質問ですけれども、現在もある程度の判断基準を設けてやっております。その基準に従って実施をしております。

それから、民生委員の関与がなくなったということですが、これは教育委員会だけでは判断をしかねる部分がありますので、民生委員の方の意見を聞きながら進めている状況です。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

26番（川上文子君） 生活保護家庭もそうなのですけれども、準要保護の家庭も全国的に大変格差社会が広がって、失業や倒産が急増して、受給者が急増しています。この3年間の伊奈と谷和原の数を見ましても、ふえています。伊奈で言いますと、ずっとここ数年間ふえ続けているというのが実態です。

それで、今週の月曜日ですが、参議院の行政監査委員会で、これは生活保護なんです、北九州市で56歳の男性が生活保護を申請していたのに断られて餓死をしたという事件がありまして、この方は生活保護の申請を数回にわたってしていたのだけれども、家族が面倒をみるという市の対応によって、餓死をするという事件がありました。この問題が国会の

中で取り上げられまして、生活保護の申請権の侵害が常態化していないかという追求がされました。生活保護法の第7条では、申請保護の原則がうたっておりまして、保護は要保護者の申請に基づいて開始するとなっております。私は、準要保護も同様に、申請権を守ることが重要だと思っております。

教育長が答弁されましたように、確かに谷和原でも伊奈でも認定の基準を設けています。しかし同時に、さっき言いましたように、民生委員の関与という部分を残しています。就学援助制度についてという教育委員会の通知の中に、文書の中を読みますと、「準要保護児童で利用できるのは下記の認定基準のいずれかに該当する方で、世帯状況や所得状況など一定の審査のほか、学校長や福祉事務所、民生委員などの意見を参考にして認定をする」となっています。

それから、ことしの4月に就学援助制度について、つくばみらい市の広報で広報をしたわけですが、その中の文言も、対象というところについて、「生活保護世帯またはこれに準ずる世帯と世帯員の収入の状況、地区民生委員、学校長の意見などを参考にして教育委員会が必要と認定した世帯」という記述だけです。基準の内容はここには明記されておりませんで、今読み上げた内容が書かれておりまして、最後に「援助を受けたい方は事前に学校、地区民生委員、教育委員会などにご相談ください」と記述をされています。

私は、これは一つのハードルなんだと思っております。申請をしたい人にとってみれば、自分が対象になり得るかどうかというのが、まず広報の時点でも明らかにされませんし、それから、相談をするときに民生委員の方に相談に行かなければならないとか、人の手を通じながらその方たちの判断が一定そこに関与されるというのは、一つのハードルなのだろうと思っております。そこは、今度の政令の削除に基づいて、なくしていくことが必要だと思っております。

「認定基準に該当すると認定した世帯」という形に改めること。これは全国各地に例があります。取手市もそうですが、認定基準を生活保護世帯の1.3倍という形で明確に規定をしまして、民生委員は関与していません。こういう形で、つくばみらい市は新しい政令の変更後に基づきながら改めていくことを要保護したいと思っております。

それから、もう一つは、制度の広報をもっと丁寧にやっていただけないだろうか。広報だけということですが、入学時に全父兄に説明をするなり、説明のための資料を配付をするということも含めて、制度の広報を丁寧にやっていただきたい。

以上、2点について再度ご答弁をお願いします。

議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの川上議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目、基準を設けて基準どおりにやるのはどうかということですが、先ほど申し上げましたが、基準をつくるというのは、減免の世帯だとかある程度の基準がありますけれども、そうすると、これは税金を納めていないというのは、前年か前々年の基準に従ってやるということになると、ことしになって苦しいから援助を受けたいという方は、該当にならないという場合も出てくるということがあります。前の年のしか減免世帯や何かは基準になりませんので、そういう場合もあるということが一つあります。

それから、もう一つは、基準に従ってやったときに、非常に怠けていながらということもあります。そういう方をつくらないということも、民生委員とかの意見を聞くということ中に

入ってきているということです。

それから、入学のときに説明をしたらどうかということ、これについてはある程度の説明はしています。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

26番（川上文子君） 今、教育長は三つの点についてお話をされたのですが、1点目の、今年度所得が急に激減をした世帯という話がありましたけれども、それはそこも含めて基準の定め方なのだろうと思うのです。私が言っているのは、基準に基づいて支給をするようにと言っているわけで、基準は、例えばほかの制度でもありますけれども、昨年の所得ないしはことしの中で、急に失業するだとか倒産をするということで、収入が激減した家庭についても対象とすると定めているものはたくさんあるわけで、それはそういう形で基準を定めて、対象になる家庭はフォローしていくという形で、基準をよく検討しながら定めることが必要なのだと思います。

それから、事前にもお話をして、教育長が2点目に言った怠けているというお話があったのですが、その判断を、一定のエリアを1人の民生委員が把握をするという形になっているわけで、民生委員の手を通ることが本当に正確な判断なのかと、その点は制度で判断する以上に私は不正確な判断を持つのではないかと思います。

これは就学援助制度ではないのですが、一昨日の新聞報道でこういうものがありまして、これは授業料の減免制度なのですが、父親が職をなくしてうつ状態になって働けなくなって、母親のパートの収入だけで一家の生活が支えられていたと。何ともならなくなって、授業料の減免制度の申請をするのですね。そのときに、町の町内会長か民生委員に相談をするということを指示されまして、町会長がそのときに、父親が働ける年齢なのに働かないということで、町会長は証明を拒否をするのですね。結果としては、そのお父さんは亡くなってしまおうのですが、働けないという理由を働かない意思に求めたり、個人の属性に見る傾向が根強くあると。明らかに厳しい経済状態にある子供たちが制度の隙間で悲しい思いをするのは、制度、経済などの法に問題があるのではないかと報じています。

私は、全国的にも民生委員の関与の中で、プライバシーの問題だとか人権侵害などの事例がたくさん起こってきています。ですから、政令の中でその部分を削除したと、この機に見直しをして、基準をどう定めるのかという点については、大いに検討されたいと思うのですよ。そういう生活保護に準じる、困窮の家庭にあまねく対象になる形で基準の定め方を大いに検討していただいて、しかし、その基準に基づいて支給はすると。ですから、受ける側にとっても、自分はこの制度の受ける対象になるんだということが客観的にも非常にわかりやすい形で周知できると。そういう体制をつくるべきだと思います。再度ご答弁をお願いします。

議長（豊島 葵君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの川上議員の質問にお答えします。

民生委員がかかわることが、何か申請者に対して、申請を取り下げるための民生委員の意見なのかというふうに聞くのですけれども、今まで私はそういう感じで聞いたことはありません。民生委員からの意見として、これは基準に合っているけれどもだめだというのは、さっき話したように、遊んでいて、怠けていて、パチンコなんかやっている人だ、そういう人にやっていいんですかという意見は聞きますけれども、本当に困っている場合に

は、学校長も、子供の服装あるいは納入金、そういうのを判断しながら、民生委員だけの意見ではありませんので、学校長も毎日の子供の学校での様子を見ていますから、そういうのももちろん重要な判断基準になりますので、それらを勘案しながら教育委員会として判定をしているということです。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

26番（川上文子君） 再々質問までですから、2点目の質問に移りますが、教育長、義務教育は無償なのです。その原則に基づいてこの就学援助制度が設けられているということを、ぜひ認識していただいて、そして、行政にある施策というのは基準や条例に基づいて行うのが本来ですから。

それから、政令によって民生委員の関与については削除をされているので、引き続き関与をするということになりますと、別立ての備え方を独自にすることが必要になると思うので、ぜひご検討ください。よろしくお願いします。

2点目の質問に移ります。障害者自立支援法について伺います。

昨年10月に、多くの障害者の応益負担導入反対、慎重な審議をとという声を無視しまして、障害者自立支援法が強行採決されました。負担が現実のものになるにつれて、障害者の家族の間に不安と怒りの声が広がっています。自立支援法の施行には、一つは、所得保証のない中での応益負担を課すということ。二つ目に、地域の働く場や住まい、人の支えなどの基本的なサービス基盤がない中での支給決定にならざるを得ないということ。三つ目として、市町村の体制がない中での法の施行になるという、三つのない中で強引に進められています。したがって、市の職員も大変ご苦労されていることと思いますが、しかし、これからは障害者サービスについて、すべて市町村が窓口になります。市町村は市町村障害者福祉計画にのってサービス整備の数値目標を出し、基盤整備のおくれや自治体格差などの問題を解消、必要なサービスを選択できる状況をつくらなければならない。責任は大変大きいわけです。

そこで、質問の要旨に書きましたが、一つとしては、障害福祉サービスの利用料は定率一律1割負担となるわけですが、つくばみらい市の中で影響を受ける人数、影響額はどのぐらいになるのか。

二つ目として、生活保護や低所得者の負担軽減制度の周知はどう進めてきたのか。

三つ目として、市独自の負担軽減策がぜひ必要だと思うのですが、この点ではどうか。

四つ目、福祉作業所の法に基づく移行には、負担を増大させないよう積極的な対応を求めたいと思いますが、どうでしょうか。

5点目として、障害福祉計画の策定に当たっては、積極的な数値目標を要望したいと思いますがどうでしょうか、ご答弁をお願いします。

担当部長でいいです。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） お答えします。

川上議員からの5点の質問がございしますが、障害者自立支援法につきまして、1点目の障害福祉サービスの利用料は定率1割負担となると。影響を受ける人数と影響額はということですが、現在、サービスの受給者は施設が47名、居宅サービスを受けている方が69名という状況でございます。

影響額につきましては、サービスを利用する対象者によって異なりますので、特に施設入所の場合、実費額として食費、それから、光熱水費というのがかかります。ただし、所得によって、個別減免等の減免措置により負担が軽減となっているところとあります。

それから、2点目の生活保護や低所得の負担軽減制度の周知はどう進めているのかということにつきましては、申請がされた段階で、受け付け時に実際の所得、預金、不動産等を把握しております。負担軽減制度の周知を図っているところとあります。

それから、市独自の負担軽減策ということでございますが、これにつきましては、応益負担から利用者負担につきましては、応能負担からサービス料と所得に着目した負担の仕組みに見直されております。この制度の中で、既に低所得者の方に対する配慮した軽減策というものが講じられております。そのため、市独自の負担軽減というものは考えておりません。

それから、四つ目の福祉作業所の法に基づく移行でございますが、これにつきましては、現在、近隣自治体でも検討しているという状況でございます。今年度につきましては、現在の事業形態のまま実施する予定で考えております。

五つ目の障害福祉計画の策定に当たっては、積極的な数値目標をとということでございますが、数値目標の設定につきましては、国の指針で目標値が定められているものと、あるいは定めていないけれども、定めるべき項目というのがございまして、そういう必要な項目については、できる限り数値目標を設定するよう考えていきたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

26番（川上文子君） 5点についてご答弁をいただいたのですが、3点目の市の独自の負担軽減策を求めると、これは市長も事前の公開質問状でも、その考えはないと答弁をされていたので、答弁がそう返って来るだろうなと思っていたのですが、公的にも減免制度はあるのですが、しかし大変負担は多いのです。基本的に定率1割負担ですし、それから、施設だとかグループホームなどの利用者は、食費と居住費が全額負担になります。それから、例えば障害年金だけの人についても、障害年金の2割ぐらいの負担が強いられるだろうということで、軽減策をいろいろ使っても大変な負担増になることには変わりがないのです。

そういうことで、全国の自治体で、既にさまざまな負担軽減策が広がっています。4月14日に共作連という共同作業所連絡会が、自治体の独自施策についての調査をしました。この中で、849自治体の調査結果が出たのですが、医療費利用料に独自減免をしているところが128自治体、それから、サービス利用料に減免をしているのが62自治体、自立支援医療に減免をしているところが86自治体ということで、減免の仕方はいろいろあります。京都のように、総額で月に一定の額までしか負担をしなくてもいい形で定めるとか、いろいろな軽減策があるのですが、いずれにしても、政府が現在つくった軽減策では、障害者にとってみますとほとんどの方は障害年金だけという方たちが大半ですから、その中で1割の負担というのは大変大きなものになっています。ぜひ独自の軽減策を自治体がよりこまごまの施行の中で明らかになってくると思うので、検討していただきたい。これは要望しておきます。

それから、2点目の負担軽減制度、これは政府がつくっている制度ですけれども、その周知の問題ですが、市民税非課税の世帯が軽減措置を受けるためには、減免申請が必要です。その減免の申請に基づいて、どの区分に該当するか市が認定をするという形になって

います。少なくとも、その減免制度があることを知らなかったということがないように、障害者や家族の立場に立って、支援費の利用状況だとか負担、世帯分離や税金などについて個別の相談支援が必要だと思うのです。

福祉サービス算定の世帯というのは、住民票が同一かどうかで判断をされます。それから、自立支援医療の上限額を算定する場合には、住民票上の世帯にかかわらず、同じ医療保険に加入しているかどうかによって範囲が決まるということになっています。

それから、個別減免だと、社会福祉法人減免を受けるときには、本人名義の預貯金が 350 万円以内でなければならないという形になっています。これも、障害者の団体がこの間、何力所か集会にも参加をしたのですが、預貯金 350万円を親は障害年金を、自分が死んだ後、この子が生きていかなければならないからと必死の思いで貯金をしたと。当然、兄弟との関係もあるから、本人の名義にして貯金通帳をつくってきたと。それが 350万円以上あるからといって、減免の対象にならないのかという悲痛な声も出されていましたが、現状は預貯金 350万円以内の人だったら、個別減免や社会福祉減免が受けられるという制度になっています。

私はこの大変少ない中での減免制度の周知徹底と、障害者の立場に立った減免制度を受けられる形での対応が必要だと思うのです。それで、福祉サービス算定の世帯は住民票が同一かどうかです。苦肉の策としてというか、本当に障害年金と、さらに親の方はわずかな年金で子供を支えている実態が数多くあるわけで、減免を受けるために住民票を分けようということ、それは私は正しいというか、当然の選択だろうと思うのですが、そのときに重い知的障害があることを理由に住民票の分離を認めないということは、してはならないわけで、もちろんそういうことは当然しないと思うのですが、そういうことをしないよということをおきます。

それから、申請に当たって同意書というのをとることになっています。それで、つくばみらい市の方では、申請書類の下に同意書がくっついたものをつくっています。守谷市に問い合わせをしたら、守谷市がこの方式なのだそうですね。そういうことでとっているわけですが、これは本人の預貯金だとか不動産を、本人にかわって調査できますよということに同意するというものなのですが、同意書をとるときには、同意書をとる理由だとか、調査をする期間とか、調査をする対象を明確にしなければならないということになっています。そういう点でも、非常にありきたりにただ署名をしてもらうという関係ではなくて、本人の理解を促した上でやらなければならない、その点はぜひ注意していただきたいということで、負担軽減についてのご答弁をお願いしたいと思います。

もう一つは、福祉作業所の問題です。

つくばみらい市の中にはひまわり園とさくら園と、精神障害の方の作業所があります。これについてどうするかということで、厚生労働省は昨年12月に、地域生活支援事業の中の地域活動支援センターを、小規模作業所の過渡的な受け皿として位置づけるということを明らかにしました。政府は最終的には個別給付事業に移行するというので、個別給付事業へのステップとして、この地域活動支援センターを提案しているわけですが、現在、つくばみらい市の中で作業所に通所している障害者の方たちは、障害者年金だけ、もしくは若干の本当にわずかな作業所の工賃が加わるぐらいしか収入がない場合がほとんどです。例えば、自立支援法のサービス負担を求める形で事業を移行させますと、住民税非課税世帯で年収80万円以下という低所得1の場合でも、月額1万5,000円ぐらいの負担になるわ

けです。今までは、谷和原で言えば 3,500円、伊奈で言えば、ひまわり園で 4,000円という負担ですから、これが年額18万円に引き上がるということで、これは大変な額です。

例えば地域活動支援センターでスタートせざるを得ないとしても、どれだけの負担を求めかというのは市町村の判断で決められるという、地域生活支援事業の枠内ですから、これは、市町村で必ずしも1割の負担を求めなくてもいい事業の枠に入るわけです。ですから、例えば、ことし1年間の中で検討して、地域活動支援センターに移行するとしても、少なくとも現行の市の水準を守って、実際の負担が今の負担を上回るということがないように手だてをとっていくことが必要だと思うのですが、2点目と4点目について、再度ご答弁をお願いします。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） 先ほどの低所得者の負担軽減制度の周知、軽減するために同意書をいただいているということにつきましては、やはりこれは、負担を軽減するためにはそれなりの調査は必要となりますので、そのために、今、個人情報保護条例もごさいますし、当然その方からの同意を得なければならないというのが一つございます。

それから、福祉作業所の件につきましては、先ほども言いましたように、近隣の自治体でもいろいろと考えています。川上議員の言うように、とにかく今年度中につきましては今の形態でやりますけれども、いろいろと今後検討していきたいと考えております。

また、計画づくり、福祉計画をつくるためにも、いろいろとサービス見込み料の推計のワークシート等を作成するためにも、アンケート調査も近々進めなければならないと。そういう福祉計画の計画づくりの中で、作業所の問題等も検討していけたらと考えております。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

26番（川上文子君） 同意書のことについては、同意書をとる理由、期間、それから、調査する対象という形で、相手の理解を促した形の中でするということで、注意して当たっていただきたいと思います。

再度、障害福祉計画の最後の問題について質問したいのですが。

市町村障害福祉計画という計画をつくるのが、自立支援法の第88条で定められていて、3年間の推計を出すわけですね。これまでの計画と違うのは、入所施設あるいは精神病院から地域に移行する人が、どのくらい出るかというか、どのくらいつくっていくかという推計も入れるという点では、我が国で初めての脱施設に関連した法律という計画になるわけです。この計画の内容にどういうものを定めるかということで、昨年12月の障害保健福祉関係主管課長会議、これは国が開いたものですが、そこでは一つとして、全国どこでも必要なホームヘルプサービスを保障すること。二つ目として、希望する障害者に日中活動のサービスの保障をすること。三つ目として、グループホーム等の充実を図り、施設入所、入院から地域生活への移行を推進すること。四つ目として、福祉施設から一般就労への移行推進ということで、4点を計画の整備の中にも含めるよということで指示をしています。

しかし、実際には現在、地域で利用できるサービスは圧倒的に不足しているのが実態です。これを放置したままでサービスの利用につながらないというのは当然のことなので、かなりつらい計画が課せられるわけです。しかも、見込み期間も二、三カ月しかない。今

年度じゅうにつくるしかありませんから、調査期間を含めると、大変わずかな調査の期間で決定をしていかなければならないと。今、言われましたように、ガイドラインの押しつけになりかねないと、そういう点では、少なくとも全障害者の全サービスに対する利用移行調査をして、そのもとで見込み量を策定してほしい。手帳の交付者だけに限らないで、しかもすべての障害者ですから、今まで置き去りにされてきた精神障害や発達障害児なども対象に入れた形で策定を要求したいと思います。

それから、計画策定委員会の中に障害当事者を入れていく、これも留意すべき事項の中で明記されていることなので、ぜひそうしていただきたい。

それから、もう一つ、この障害福祉計画で出された数値の集約が県の計画になります。県は自立支援法の施設の認定をする責任があるわけで、県自身は全市町村から集まった数値の集約として県の計画数値が出るわけですが、この計画数値を上回るものについては、施設の建設について認定しなくてもいいと、自立支援法の第38条で定められています。ですから、各市町村が数値目標をどう上げるかということが、将来のサービス供給の土台をつくるわけで大変重要なのですが、特にここの地域で言いますと、常総広域で今建設計画が進められています施設、これも県が非常に難色を示しています。この数値をきちっと入れていかないと県の認可という流れに乗らないわけで、目標数値に必ず入れていって、整備の道を開いていくことが必要なので、そこは十分注意をしていただきたいと思うのですが、計画の策定について、再度ご答弁をお願いします。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） 計画につきましては、先ほどもお話ししましたように、できる限り目標値を設定できるものは考えていきたい。

アンケートの対象者、それから、策定委員の件、それらについては要望として聞いておきたいと思います。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

26番（川上文子君） 要望として聞いて、答えながら実行していただきたいと、再度要望しておきます。

3点目に移ります。水道事業について伺います。

私たちが昨年、新市に向けた予算要求アンケートをとりました。谷和原村で79%、伊奈町で73%の方が、水道料金が高いと答えています。新市に望むものの1位が、伊奈町でも谷和原村でも水道料金の引き下げでした。ことし県企業局から、県南、県西用水事業の統合をにらんで、10年後の市町村の県水使用料を出すように、需要水量調査が出されています。伊奈にとっても谷和原にとっても、県西水道事業の料金負担が水道会計を圧迫してきました。これが水道料金の引き上げになる大きな要因になっていました。伊奈町でも県西用水取水量が平成15年10月から6,600トンになって、受水費用が嵩みまして24.6%の水道料金の引き上げが行われました。この平成16年のときの1日平均県からの給水量は、伊奈で3,522トン、実施協定の契約水量は6,600トンですから、契約水量の53.4%しか取水しないと、この大きな開きが大変大きな問題でした。ですから、伊奈町長であった市長もこの件について、平成15年の8月、県企業局長あてに要望書を出しています。平成9年をピークに人口及び使用水量の伸びは見られず、伊奈・谷和原丘陵部の開発はあるものの、この数年間、余剰水量が生じると予想されるとして、昭和54年協定の年度別1日最大給水量

のように、段階的に契約できるように要望すると、かつての飯島町長は要望書を出しています。しかし、15年の8月に県企業局長の福田氏が回答を出していますが、市町村からの申し込みに応じて広域整備計画を策定し、この計画に基づき水源の確保や施設整備を行っているので、受給契約水量を減ずることは困難だというもので、昭和54年の霞ヶ浦用水事業に伴う県西広域水道用水供給事業の実施に関する協定書、この変更は頑として認めてこなかったのですね。

そういう中で今回の新たな水の需要水量調査があるわけで、これにどう答えるかというのは大変私は重要だと思うのです。過大な契約水量に苦しめられてきました伊奈町の誤りを再びやってはならないと思います。そういう点では、新市では地下水の利用を図って、県水取水量の増量を極力抑えて、水道料金の引き下げの努力が必要だと思いますが、どうでしょうか。

それから、もう一つ、水道料金の問題です。

伊奈町は月でいいますと5トンまでが基本料金、谷和原村では月当たり10トンまでが基本料金です。この料金統一も検討することになっています。これについては、ぜひ新しい料金体系の中では1トンからの従量料金制度を基本にするように、この点で要望したいと思いますが、どうでしょうか。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 水道事業についてのご質問でございまして、1点目は、いわゆる需要水量の関係でございまして、これにつきましては、議員おっしゃるとおり、見直しするということございまして、新市においては、新市総合計画策定関係課等とよく協議して、この計画がもとでございまして、協議して水道事業総合基本計画を策定しながら必要量を算出して、水道運営協議会の議会の答申により、この水量の計画をしてまいりたいと考えております。

県が策定する需要水量整備計画は、今ございましたように、市の議会の同意を必要とするわけでございますから、計画を立てて、議会の皆さんにご審議を願いたいと考えております。

続いて、料金の問題でございまして、議員ご案内のように、水道事業は今、伊奈と谷和原に分かれておるわけでございますから、この統合時に調整して図ってまいりたいと考えております。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

26番（川上文子君） 今回出されています予算にも、総合計画の予算が出されておまして、その中で新市の人口予測が出されていくだろうと思うのです。それに基づいてということになるのかなと、水道課長もそのように説明をしていましたから、そういうことになるのだろうと思うのですが、ちなみに、つくばみらい市まちづくり計画の人口予測、それから、常総広域が昨年つくりました第3次のごみ処理計画の中のつくばみらい市の人口予測、それに基づいて試算をしてみました。

平成27年度の人口は、つくばみらい市のまちづくり計画に出ておまして、この人口で換算をしまして、現在の普及率よりも2%引き上げて、普及率がもっと高くなるだろうという見込みで、1%引き上げて試算をしてみました。その結果は、1日平均水量は1,738トン、今の施設能力規模で余裕があるのですね。まだ余るという状態です。最大水量で換算

をしましても、必要量は 583トンでしかありません。

それから、平成32年のごみ計画、つくばみらい市まちづくり計画には人口予測はなかったもので、ごみ計画の人口予測で換算をしまして、これは普及率は、現在よりも3%上げて計算をしてみました。それでも1日平均水量は570トンの余裕です。最大数量で換算しても必要量は1,937トンということで、非常にわずかの増量をして、私はほとんど県水を増量しなくてもやっていかれるのではないかと思うのですが、増量してもほんとにわずかではないか。もし、ほんとにわずかしか増量しないでこの事業をやれば、水道料金の引き下げも可能だと思うのです。

県の本当に過大な計画、人口予測に基づいて霞ヶ浦導水事業というものは、大変規模を膨らませながら水源開発をしてきました。この高い水道料金が本当に市町村を苦しめてきたわけで、そういう意味ではこの悪循環を断ち切るためにも、今回の計画に市町村が主体性を発揮して水量を出していくことが必要だと思います。

5月24日、共産党の県南の議員団で、県企業局とヒアリングをいたしました。このときに、水需要の予測水量については、市町村の必要水量を尊重しますと。それに基づきますということで、県も答えています。そういう点では、ぜひ水量の算定には十分慎重に、そして増量を抑えられるものなら最大抑えていくという努力を要求したいと思います。

それから、料金問題ですが、基本料金まで払っている世帯はどのくらいあるかということで、水道課の方にお伺いをいたしました。それでお答えをいただいたのですが、例えば1トンからの従量料金にすれば、伊奈で言いますと8,358件の件数のうち、1,151件が基本料金ということなので、17%の世帯が水道料金の引き下げになるわけですね。例えば、5トンの基本料金を伊奈と同じにしたとしても、谷和原で5,079件の水道加入のうち、1,231件ですから、24%の家庭が水道料金の負担が軽くなるという関係になるわけです。

実際には、基本料金を上に上げるということは、使っていない水の量までその方たちに負担をお願いしているわけで、みらい平の開発もありまして、アパートもかなりふさがってきています。単身世帯だとか少人数の世帯が移ってくるときに、基本料金の位置が高くあるということは大変大きな負担になりますし、そういう点でも住みにくい市という印象を与えかねません。

特に、介護保険が大幅な引き上げがされました。合併していろいろな負担が上がるという中で、唯一この水道料金の問題は、市の正しい予測に基づく努力によって、また基本料金の見直しなどによって引き下げができ得る部分だと思うので、ぜひそういう点で、料金の推計と必要量について対応してほしいと思うのですが、水道課長、いいですか。

議長（豊島 葵君） 水道課長間根山知己君。

〔水道課長 間根山知己君 登壇〕

水道課長（間根山知己君） お答えいたします。

需要水量の件ですが、先ほど基本的にはただいま市長が答弁したとおりでございます。今後、新市総合計画と、それから、水道事業の総合基本計画を策定する中で、必要量を検討しまして、実情にあった需要水量の計画を立てていきたいと思っております。

それから、料金関係ですが、こちらも新市の水道事業総合基本計画を策定する中で、独立採算制をとっています水道公営企業の事業運営状況を踏まえまして、どのような形態の料金体系が一番よいのか、水道運営審議会の中での答申を踏まえまして、適正な料金を設定できるようにしていきたいと考えております。

議長（豊島 葵君） 川上文子君。

26番（川上文子君） ぜひ適正な料金設定をお願いしたいと思います。

それから、議会にかけられ、まず必要水量というものが非常に納得のできる形の水量であるように、強く要望しておきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（豊島 葵君） ご苦労さまでした。

ここで10分間暫時休憩します。

午後2時56分休憩

午後3時07分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を再開します。

次に、15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

15番（古川よし枝君） 15番の古川です。4点質問したいと思います。よろしく願います。

まず、1問は、平和の問題ですが、非核平和都市宣言について質問させていただきます。

これは、日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を市政に生かし、顕彰していくことが、地方自治体の大きな任務の一つだと考えています。核兵器をなくし、平和を求める都市宣言を行っている自治体の数は、日本全国では、この間合併がありまして若干数は少なくなっておりますけれども、4月で全国1,890自治体のうち67%の1,267自治体になります。旧伊奈町でも、市長が町長に初めて就任された1990年に宣言を行い、翌年の91年から98年まで、町で平和事業の予算をし事業を行っておりました。新市におきましても引き続き非核平和都市宣言を行い、平和事業に取り組むことを求めたいと思います。

核兵器をめぐる情勢は、アメリカが世界で初めて、さきの大戦の1945年8月6日広島に、そして、9日長崎に原子爆弾を投下しました。未曾有の惨事をもたらした原子爆弾の無差別大量破壊兵器は、その後も破棄されることなく戦後の核兵器開発競争へとつながり、アメリカ、ロシアでは臨界前核実験を繰り返すなど、核兵器に固執する姿勢を崩してはいません。1998年には、インドとパキスタンが相次いで核実験を行い、2001年の同時多発テロ以降は、アメリカは小型核兵器などに新たな核兵器の開発を目指そうとしています。2003年3月には、朝鮮民主主義人民共和国による核兵器保有発言があるなど、核兵器廃絶の道は依然として厳しいものです。

日本は、原子爆弾による被害を体験した唯一の国であり、二度と広島、長崎のような惨事を起してはならない、こういう使命を持ち、核兵器廃絶の実現のために力を尽くさなければならぬと考えます。

国内においては、今、戦争放棄という平和憲法の理念を危うくする動きも強く出されています。早い時期に新しいつくばみらい市でも非核平和都市宣言を行う、これは平和を願う多数の市民の願いであり、そして、さまざまな平和運動を励ますものです。ぜひ早期にこの非核平和都市宣言を行うよう、市長に求めたいと思いますが、いかがですか。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 平和都市宣言と非核ということでのご質問でございますが、議員

のおっしゃるとおり、世界唯一の被爆国でございますから、後世にこういう不安な戦争とか犠牲を出さないように残しておく必要がございますので、次回の9月定例会あたりまでには、議会の皆さんにもご協力をいただいて、ぜひ宣言したいと考えております。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 以前、伊奈町は平和宣言をしたわけですが、そのときには議会が平和宣言を決議した後、飯島前町長の前の町長の遠崎さんの町政のときになかなか宣言を行わなかったと。そして、飯島前町長が就任されて、翌年宣言をされたということがありますけれども、議会でもぜひ皆さん全会一致ができるように努力したいと思います。

それから、今回の市長選挙に当たり、明るい民主制をつくる会の公開質問が行ったのですが、そこで平和事業について質問があります。その中で、「考えている平和事業は」という質問に市長は、当時は候補者ですが、「平和運動を推進する」という回答がなされました。ぜひ、平和宣言に基づく市独自の平和事業同様、市民への平和運動への力強い支援をされることを求めたいと思います。

まず、庁舎へ宣言アピールの垂れ幕、そしてまた新しい新駅、みらい平駅前など市内の数カ所に、宣言アピールの看板等を立てて、できるだけ市内外にこのアピールができれば、さらに市民の平和への思いを励ますことになると思うのですが、いかがでしょうか。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 今、議員がおっしゃるように、ただ宣言しただけでは意味はございませんので、これをアピールしなければいけませんから、あらゆる手段を講じて、だからといって余りお金をかけることはできませんが、看板を立てたり、懸垂幕をつくったりして、PRをしてまいりたいと考えております。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） もうすぐ被爆記念日の8月に向けて、全国の平和行進などが行われております。このつくばみらい市にも行進をするということになっております。ぜひ励ましていただきたいと思います。

それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

昨日ときょうの質問の中で、旧伊奈町の市内の主な県道について、その整備を求める質問がされました。私も、みらい平駅に続く県道について質問をするわけですが、本当に住民の中でも道路の問題、駅ができたけれども、何とも道路がならないという声もたくさん聞かれます。議会の中でも、そのことはいつも話題になっているわけです。懸案であると思いますが、県の道路ですから、なかなか難しい問題がたくさんあると思いますが、質問させていただきたいと思います。

つくばエクスプレスが開通して、もうすぐ1年になります。駅前には以前の光景とは皆無となり、夜中もこうこうと明りが灯る地域に変わりました。みらい平駅の利用も、1日平均2,000人を超えるといっております。しかし、各地域から駅へのアクセス道路は、公共の交通機関もなく、未整備箇所が多くて、本当に危険にさらされています。

住民の暮らしも変わりました。特に伊奈東地区等の住民は、自転車でも通勤、通学に十分に駅利用ができる距離にありながら、駅は遠くなっている。近くに駅ができたのだから、できるだけ子供を自宅から通学や通勤をさせたい、こう考えておられる親御さんも大勢い

らっしゃいます。できるだけ駅を、利用しやすい安全な環境づくりに力を尽くすべきだと思います。

そこで、伊奈東からのアクセスとして、小張愛宕から板橋へ抜ける野田牛久バイパスが供用できるようになれば、伊奈東地区からとみらい平駅とが市道で連結ができるので便利になるのですが、昨日の議会の答弁では、建設に至るまではまだまだ解決しなければならない課題が大変多うございます。いつから着工し、いつ供用できるのか、見通しが見つからないのが現実だと思います。

そこで私は、つくば野田線、これはつくば市から野田市への県道ですけれども、区画整理事業区域から谷田部方面へ向かって出山住宅入り口までは、昨年度3月までに歩道が整備されましたが、その先の茨城ゴルフ倶楽部と常陽ゴルフ場の間の拡幅整備、歩道整備が進められていません。もしそこが進められれば、新しい道路を建設する以前に、もっともっと安全性が確保されるのではないかと思います。

このことについて、土浦の県土木事務所の担当課は、この場所は危険であることは承知している。ことしは予算がついていないが、引き続き調査をすると、あくまでも調査をすると言うのみでした。危険と承知しながらいつまで放置するのか、どうしたら安全な道路になるのかと問いましたら、要求の強いところが優先になる傾向のようですと、県の職員は言っていました。しかし、今年度、つくばみらい市が県へ出している五つの重点事業要望を見ても、この区間は、整備計画が後計に追いやられているのではないかと思います。

これまで毎年、つくば野田線整備促進期成同盟負担金を町、村が支出していたと思いますが、この同盟の県への働きかけはどうなっているのか。そして、私はこのつくば野田線全線を見ますと、全く手をつけられないでいるのが、茨城と常陽ゴルフ場との間の道路ではないかと思います。市長はこの間のつくば野田線の整備について、どのようにとらえて県に要望しているのか、伺います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） みらい平駅へのアクセス道路ということで、野田つくば線のお話でございますが、議員ご存じだと思いますけれども、今お話に出ましたように期成会をつくっております。常総市長の遠藤さんが会長で、合併前は谷和原、伊奈ということで入っていたのですが、今度のはつくばみらい市、さらには野田の市長、それから、坂東市の市長ということで期成会をやって、先般も遠藤さんが代表で陳情に行ったわけでございますが、やっていないわけではございません。議員ご理解をいただきたいと思います。これがそうでございます。

それで、この事業は、ぼつんぼつんやるのではなくて、今、谷原大橋からこの区画整理事業地の中までやるということで、事業を進めておるわけです。これが終わったから事業認可が先に進むということで、ゴルフ場の皆さんとはずっと前からお話を進めていて、協力をお願いして、ご理解をいただいているわけでございます。

具体的な名前を申し上げますが、茨城ゴルフクラブなどは、古くなったから管理事務所をつくりたいんだというお話がしばらく前にございましたが、ちょっと待ってくださいと、もしつくるのでしたら道路拡幅に影響のないようにお願いしますと、社長にもお話をしておるわけでございます。今、事業認可ということで進めておるのは、この事業でやっておりますから、これがだんだん向こうへ行くということでございますので、進めていないの

ではなくて、進めておる最中でございますから、ご理解をいただきたいということでございます。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） そうすると、道路ですから順番にやっていくのが順当だと思いますけれども、大変危険だと県も認めているという点については、今の答弁ではいつになるかわからないということになるのでしょうか。

市長（飯島 善君） 継続してやっていくのです。

15番（古川よし枝君） ぜひその辺の目標もきちっと責任を持って、県の事業ですから、そうはいかないにしても、このままでいけば、ここが済んだらこちらと、きちっと何年ぐらいには見通しがつくというところまでつかまえていただかないと、ずっと昔から、こっちが終わってから、こっちが終わってからということでは来ていますので、私はこの点については何度か議会でも質問をしていたり、それから、担当課との話し合いでも何度か要望したりしているのですね。

というのは、全体ではないのですけれども、特に側溝、路肩が弱いところがありますので、これは住宅地になっていまして大変事故も多い、路肩が緩んでいるので、トラックが突っ込んできてしまうという事故が何度も起きているので、警察もそれは認めていまして、県も認めているわけですけれども、そういうことがあるので、ぜひ整備をしてほしいということで何度か、ここずっと土浦土木事務所の方にも要望しているのですけれども、そういう点がありまして本当に危険だと、そこをきちっと認識していただきたいと思うのです。

伊奈東の住民からすれば、あそこがきちっと、片方だけでも自転車道ができれば、十分駅まで自転車で行ける、利用ができる距離にあると思うのです。ですから、そういう点ではぜひ、もう少し突っ込んで、いつぐらいに整備ができるのか。そして、ほかの地域の、先ほどのつくば取手線や牛久野田線バイパス等を含めて、きちっと、難しい問題ではあるけれども、住民に示していく必要があると思います。

それから、伊奈東地域におきましては、市道についても、県道がもし改修されるならば、入り口のところも非常に狭いし、現在でもゴルフ場に挟まれていて大変暗いですから、そういう市道でも、できることはぜひ改善してほしい、ゴルフ場の間ですから大変暗いですよね、その辺のところもぜひ、完全ではないのですけれども、明るくすればもう少し安全になるのかと思いますので、ぜひその辺も含めて要望をしておきます。

これで二つ目の質問を終わりにして、三つ目の質問をさせていただきたいと思います。

3項目は、小規模公共事業請負希望者登録制度についてということで、この制度をぜひ導入してほしいという主旨で質問をするわけです。

小規模公共事業請負希望者登録制度というのは、つくばみらい市で言えば、工事が130万円、委託事業で50万円、備品など購入で80万円以下の随意契約でできる範囲の小規模な公共事業の請負を希望する市内の競争入札参加資格に登録していない小規模業者に登録してもらい、簡単な審査の結果、登録された業者の名簿を一般に公開して、市は修理や修繕の小さな事業ですが、発注に当たって、この名簿の中から業者を選考して、小規模業者に仕事が行き渡るよう配慮し、営業を支援する、そういう制度です。

これは、地元の事業の経済の活性化ということで、多くの自治体で取り入れられているわけですけれども、全国で見ますと2004年には33県で262自治体が、これを導入していました。茨城県では守谷市やつくば市などが取り入れてました。そして、2006年、今の時点

ですけれども、43県で 323自治体、全国の 6 分の 1 の自治体が、この小規模公共事業請負規模者登録制度を導入しています。

それで、昨日の岡田議員の質問で、随意契約については、なるだけ市内の業者に発注をしていますということで、377件中 121件が市内の業者と契約をしたと答弁がされました。その中で私は、確かに市長は旧伊奈町時代から町内の業者の支援ということで、市内に発注をと心がけたというのがあるのですが、この小規模な工事、物品購入の発注を市内に発注した業者、この選定については偏った発注ではないのかどうか伺いたいと思うのですが、いかがですか。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） ただいまの、随意契約につきまして偏っているのではないかとありますが、こちらにつきましては、財務規則等に照らし合わせまして執行しておりますので、そのようには考えておりません。

もちろん市内の業者を優先的にその対象としておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 誤解がないように、偏った業者への発注になっていませんかと、なっているとは言っていないで、実は私この事業導入の提案について、いろいろ調べたいと思って財政課の方に伺って、平成17年度の小規模な随意契約の発注一覧表等があるかということで、ぜひ見せてほしい、閲覧させてほしいということで伺ったのですが、それを見れば偏っているか、偏っていないかがわかるわけですが、実は谷和原の方では、毎年全部の発注先の一覧表をつくっているということでありました。しかし、平成17年度については、合併等もあって混乱もあったので、6月までの半年間の記録しかないということで、すぐには閲覧できなかつた。もちろん調査をして全部を調べれば、時間をかければ出てくるものだと思いますけれども、財政課の方では把握していないということで。

それから、伊奈町については、小さな随意契約の部分については各課が持っているもので集約していないということで、これも時間をかけなければ、どこに発注されているのかはわからないということなのですね。担当課の方も、今後はきちんと集約をして、公表できるように、閲覧できるようになっていきますとおっしゃっていましたが、これまでにについてはそういう経過があったので伺ったわけです。ぜひ一覧表にして、公表ができるようにしてほしいと思います。

そういう点で、発注がたとえ小さな工事でも偏ったものになっていないかということですが、この小規模公共事業請負希望者登録制度のメリットとしては、財政課なり、産業振興という立場で産経課なりがその事業を推進する立場でチェックをして集約をしていけば、当然どこの業者にこういうものを行っているかというのは全部わかると、透明性が確保されるということなのですね。

それから、競争入札などに参加する機会がなかなか薄いと、なかなかできない零細業者あるいは個人で営業する職人さん、そういう方が手を挙げて簡単な審査で公共事業を請負う機会ができてくるのではないかと、事業者の意欲を喚起することができるのではないかと、いうことがあるわけです。それから、もう一つは、当然市内業者への公共事業の発注で、

地域の経済波及効果を図るという、そういう効果があるということで、つくば市でもやっているわけですね。

つくばの意欲ある登録者は、今は 141件ということで、地区別に業者の名簿をつくっておいて、それを各課が持っていて、各課がそこから選んで業者に発注をするという。残念なことに、これも集計をきちっとつかんでいないということだったので、実績はわからなかったのですが、そういうふうにあります。

守谷市は、金額が 130万円未満の工事、事業となっているのですが、実際は30万円以上 130万円未満の場合には、入札に参加した業者も選定の中に入れるということで、実際は小規模公共事業請負希望者登録制度に登録した方の機会が多少少なくなっているということで、平成16年度は10数件と言っていました。

そういうことで、なかなか大きな効果を一気にというわけにはいかないけれども、私は、市内の業者が自分の仕事をPRして、そして手を挙げて仕事をとるという。なかなか入札の参加機会はないけれども、とるという、そういうものをうんと喚起できるのではないかなと思って、この導入をぜひしてほしいと思うのですが、ぜひ市長に答弁をお願いしたいのですが。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 零細業者というか、職人、そういう方々も含めてというお話でございますが、もっともでございますして、これからそういうふうに進めていきなさいということで、現在、指名委員長は総務部長でございますから、そういうことでお話をしておるわけでございます。

それから、ばらばらで集約していないから発表できないんだと、これはないと思います。具体的な問題は総務部長から答弁させます。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） この登録制度でございますが、市では、枠を設けることなく参加者を募集したいと考えております。来年の19年の2月に、これらにかかります参加願を広く募集をしたいと思っております。

この募集につきましては、いわゆるご趣旨の対象の方々につきましては、商工会等を通じまして広く呼びかけていくということで考えておりますので、よろしく願いできればと思います。

それから、随意契約の整理であります。新市になりましてからの随意契約の件数は、先ほど述べました 377件、この内訳等はすべて整理されております。もし一覧ということでしたら、その提供はさせていただきたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 来年の2月に参加登録を取り組むということですが、商工会を通じてもちろんそうですが、広く広報紙も使って十分に生かせるのではないかなと思うので、ぜひその点も取り入れてほしいと思うのです。

もちろん、さっき、随意契約の発注先がわからないと言ったのではなくて、各課を回って各課の資料を取り寄せれば出てくることだけれども、閲覧させてくださいと言っても、一回では閲覧できないと。やはりきちっとわかるようにしてほしかったということで、課

長も18年度からはそのようにしているんですと伺っています。ですから、16年、17年度を見たかったです。そういうことだったので、よろしく願いをいたします。

次に、4項目めの質問をさせていただきます。

先ほども川上議員から出ましたけれども、5月の23日に、北九州市で餓死したと見られる56歳の男性の遺体が発見されました。この事件で男性は、昨年8月に失業し、収入がなく、電気、ガス、水道がとめられ、昨年2回にわたって生活保護適用の申請をしていましたが、市は窮迫した状態を知りながら、家族の扶養が先決として申請書すら渡さなかったという、この事実が明らかになったわけです。

この事件の背景には、当時の厚生労働省の指導のもと、市は生活保護の申請受け付けや開始を過去3年間の平均以下に抑える目標を立てていたことから、市は生活保護申請をコントロールしていたのではないかと、当市の市議は厳しくこれを指摘していました。私は、この北九州市の事件は餓死という最悪の事態になりましたが、このような最悪の事態に至らないまでも、厚生労働省の支給締めつけのもとで、要保護者や被保護者に憲法で保障している基本的人権をじゅうりんするような調査や、人間の尊厳が損なわれるような生活指導が各地で行われているのではないだろうかと思わずにはられません。

新市になって土浦地方福祉事務所から独立し、つくばみらい市福祉事務所が設置されました。生活保護行政はこれまでどおりに行われるわけですが、生活保護費用の扶助費の4分の1は市の負担となり、もちろん事務費もそうですが、一層、市としての任務は重みを増すと思います。生活保護行政を行うに当たって、改めて市長の所信を伺いたいと思います。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） この古川議員の質問につきましては、福祉事務所の所長を福祉部長が兼務でございますが、取り仕切っておりますので、福祉部長の方から答弁をさせます。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） これまでは、町村の場合には申請の受け付けをして、県の福祉事務所へ送付決定という流れであったわけですが、今年度からは福祉事務所が立ち上がりましたので、申請から決定まで、福祉事務所の方で進めているという状況でございます。

生活保護法の目的というのは、あくまで生活に困窮する者の困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、その自立を助長するということになっております。ですから、あくまで、その方を自立させるということが生活保護の目的でございます。

そういうことで、福祉事務所の立ち上げに当たりましては、2名の職員を土浦の福祉事務所の方で研修を積んで、現在、適切な対応を行っていると思っております。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） そうです。生活保護法は国民の生存権、国の社会保障的義務ということで、憲法25条の、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、これに基づいて生活保護法が定められているわけです。

実は市内の62歳の被保護者の方から相談というか、悩みが語られました。ケースワーカーさんに自立を勧められ、そして、医療費がかかり過ぎる、息子の扶養になれないのかと、

つまり自立です。そして保護打ち切り、これを口頭で勧められていると。その方は年金と保護費で約9万円が生活費、保護を辞退すると身体に障害があり、数カ所の医療機関での診療代、自立支援法でのサービスの負担、家賃や国保や介護などの社会的保険料、この固定費を差し引くと生活はできない。息子は別世帯だが、病気をし、結果的にはリストラに遭いながらも頑張っているが、自分の生活すら大変な中、子供に世話になるなんて言えない。仕方がないから医療回数を減らさなければならないのかなと、保護辞退をした後どうしようかと、そういうふうにして悩んでいました。

答弁で、生活保護の目的は自立をさせることが目的だと部長は言いましたけれども、私はこのような、医療回数を減らさなければならないのかなという思いにまで追い詰めるやり方、まさに厚生労働省がいう生活保護の適正化の名による医療費削減、自立支援を強制するやり方だと思いました。

政府は全市町村にこの自立支援プログラムの策定をするよう要請しています。自立を支援する取り組み自体は、とても必要なことです。しかし、自立に名をかりた人権無視の受給抑制になってしまえば、憲法25条の理念、生活保護法の目的から見ても、やってはいけないことです。昭和25年生活保護法が施行されたときに、政府は、このもとともあった救護法、この救護法での慈善的な中心思想は払拭し、憲法25条に規定されている生存権保障の精神を法文で明確にして、国民の最低生活を保障するため、保護を受ける者の法的地位を確立し、保護機関等の直接権限と要保護者への権利との法的関係を明確にして、要保護者が保護を受ける権利を主張し得る法的根拠を規定したと、基本通知を出しているわけです。幾重にも要保護者の保護を受ける権利、被保護者の人権と生存権が定められているのです。しかし、今、受給者は全国でも140万人、100万世帯を超える中、非保護者は保護を申請するまでに至った心労や苦難はさることながら、受給後も冷たい行政の締めつけにあっていないかと思わざるを得ません。

そこでお聞きしますが、保護自体の助言や扶養義務者の扶養責任の勧告や、指導はどういう方法で行われているのですか。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長 渡辺勝美君 登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） 保護の決定に当たりましては、要保護者の資産状況、健康状態、その他の事項について調査を行うわけでございます。

先ほども言いましたように、生保の目的とするところが、生活の維持向上ということですから、目的達成のための指導、指示というものは当然必要となるわけです。

特に、先ほども言いましたように、資産、能力、生活維持のため活用することというものを優先しております。それから、民法に定める扶養義務者の扶養、その他法律で定める扶助というものは、この二つのことは生活保護に優先して行われることとなっております。つまり、生保よりも、この二つのことが優先されるということになっております。

例えば、扶養義務者について言えば、当然、援助の要請は行っております。強制はしません。できる範囲の援助をお願いするということは、行っておるところでございます。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 生活保護第27条では、指導及び指示ができるということなのですね。保護の実施機関は社会福祉事務所ですけども、保護の目的達成に必要な指導または指示をすることができるということに、第2条の1項で定められていますが、2項目

では、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度にとどめなければならないとしています。そして3項では、被保護者の意思に反して指導または指示を強制し得るものと解釈してはならないということになっているのですね。

そして、私が相談を受けたのは、ケースワーカーさんによる口頭での助言があったわけですが、それでも悩んでいたわけですが、そして、保護の廃止や保護の期間変更という被保護者の不利益にかかわる問題は、生活保護法第25条、26条で実施機関から処分理由を明記した書面で行い、被保護者には弁明や不服申し立ての機会が保障されている。被保護者の意思を無視して口頭でも事態の助言や扶養責任の供与をしてはなりませんと、法に定められているのです。十分に注意をしていただきたい。おわかりのようですので、ぜひ留意をしていただきたいと思います。

この間、小泉内閣の三位一体改革の議論の中で、厚生労働省は、生活保護費の国庫負担分を、現在の4分の3を3分の2から2分の1に引き下げようとしておりました。しかし、地方からの猛反発で、現行の4分の3がことしは許されました。しかし、老齢加算は廃止になりまして、母子加算は来年度で廃止となるなど、今後も国の負担削減の方向は一層強固にやってくるのではないかと、予断を許せません。1980年代、第2次臨調行革時に、不正受給を口実にした適正化という締めつけが指示されて、受給者がぐっと減りました。しかし、締めつけが厳しくなっても、9兆円負担増が行われた橋本内閣の95年のころから、再び増加が始まりました。ことし1月には被保護人員は149万人、100万世帯を超え、保護率は11.7%まで上昇しています。これは1000分の1です。10年前の約倍になるわけです。

また、医療扶助費が扶助費の半分を占めていることから、医療扶助の適正化を図るとして、国民健康保険との比較分析などを行い、みずからの医療扶助の特色を踏まえた上で重点目標を立てて、長期入院患者の退院促進や頻回受診患者の適正受診等に取り組むことが必要だといっています。

それから、障害者自立支援法の障害者福祉計画や医療改悪法案の医療費適正化計画に関与し、計画的に事業を推進することも重要だとして、厚生労働省は固有医療扶助を削減しようとしているわけです。ですが、厚生労働省が出している国民生活基礎調査というのがありますが、このデータからも、今、所得の格差が非常に広がっていると、小泉内閣の構造改革のもとで、高齢者ばかりでなくて、国民の各年層の奥深くまですさまじく広がっていることがわかります。このデータに基づいて高齢者の40%、それから、50歳代以下の単身の若年中壮年の43.4%、家庭持ちの勤労者の10%が、生活保護基準以下の生活をしているのではないかという分析をしている研究者もいます。そして、貯蓄残高ゼロ世帯も急増です。原因が何であれ、生活が苦しくなってどうしようもないとき、生活保護は最後の命綱です。国の生存権保障の責任をしっかりと果たさせ、人権を守り、市民の平穏な暮らしを守り支援することを市長に強く求めますが、いかがですか。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 先ほど福祉部長が答弁しましたように、調査については慎重を期してやってまいりたいと。要保護者の皆さんに迷惑のかからないようにやってまいりたいと考えております。ただ、一例を挙げますと、やはり慎重に調査をし、慎重にやらないといけないというのは、私の経験からも、実はごく新しいお話ですが、車を持っていてはだめだよと、ありませんということ、余り具体的に言うとだれだということがわかんと思

うのですが、扶養者がいるということで公営住宅に入居したところが、扶養者がいなかったと。それで、車を持っていてだめだということで指導されたからということで、夜酔っぱらって私のところへ、すごい勢いで電話をかけてよこしたり、脅迫まがいの電話をいただきました。部長もよくご存じなのですが、そういう方もおりますので、非常に健康上もよくないと、よくないならお酒は飲まない方がよいわけでございますから、そういう指導も必要だと思いますよ。

ですから、今、議員がおっしゃったように、いわゆる判定にかけては慎重を期してやるように、福祉部長あるいは担当の皆さんにも申し上げておきたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 地方分権の時代です。生活保護行政についても、十分に地方分権を生かして地域の住民の暮らしを守る、命を守っていくということが使命だと思います。しっかりとやっていただきたいことをお願いしまして、質問を終わります。

議長（豊島 葵君） 次に、14番松本和男君。

〔14番 松本和男君 登壇〕

14番（松本和男君） お疲れさまでございます。短くといっても、一応言わせてもらいます。

東檜戸・台線ということで通告してあります。

ご存じのように、東檜戸・台線につきましては、特例債事業ということで大きな比重を占めている事業であります。合併前から協議会におかれましては、この案が谷和原地区からも大変出ておりました。それで、すばらしい事業を展開していただきたいと思っておりますので、恐らく、市長そして執行部もわかったという返事をしてくれると思っております。

東檜戸・台線につきましては、合併特例債事業において整備することが既に決定されており、早期完成が約束されているところでございます。丘陵部の開発区域から国道354号線までの幹線道路が整備されることにより、交通の利便性が高まり、流通業務等の促進に大きく寄与することは、皆さんご存じのとおりであります。果たして道路の整備だけで土地の有効利用、そして地域の活性化、雇用の拡大等、つくばみらい市が誕生し、希望に満ちた市民の要望に十分こたえるだけの成果が得られるかと思えば、残念ながらそうではありません。道路の整備だけでは、もちろん不十分だと言わざるを得ませんが、市長の選挙公約でもあります企業の誘致をするに当たっても、あるいは工業団地等を整備するにしても、基盤がなければ何もできないわけでありまして、

今回の道路整備に当たりましては、ぜひ上下水道、そして、できれば電気またガス等のインフラを一体的に整備されるよう強く要望するものであります。上水道、下水道、それぞれ事業計画はあるのですが、急いで前倒して、そして一体的整備がなされること。そして、大事なのは、いわゆるあそこにつながるアクセス道路ですね、こういった整備がとても大事なこととなっております。つきましては、企業担当部局だけでなく、総括的な観点から答弁をお願いしたい。よろしく申し上げます。

議長（豊島 葵君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 総括的な問題だけをご説明申し上げます。

まず、松本議員のおっしゃっております、今、調査費ということで予算計上してご審議を願っておるわけでございますが、東檜戸・台線、これは平成27年度までに完了したいと

いう目標を立てておるわけですが、これにつきましては、何と言いましても地権者の皆さん方のご協力が必要なわけございまして、これに積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、下水道、水道の問題ですが、特にこれの沿線の南、さらに田村においては、下水道は既に認可をとってあるはずでございます。ですから、私はよく言うのですが、学園都市の開発については皆さんご案内と思いますが、きれいな道路をつくったと思ったらすぐ下水道の工事で掘削する、それが終わったと思ったら今度は電話線を埋設するんだというので掘削をする、年じゅう完成した道路をまた掘削する。これは大変なむだ金でございます。きのうも海老原議員から下水道のお話が出ましたが、一遍にやれば安く効率もよく上がるものを、何回も同じことをやらなければならないということは、これは避けるべきでありまして、これもしっかりと計画を立て、計画的に下水道工事とあわせて舗装して完了してから下水道を入れるということではなくて、その道路へ埋設しなければならない施設は関係機関とよく連絡を協議して、あわせてやっていくと。これが経費的にも効率でありますし、事業の進め方としても当たり前なのですが、これがなかなか今日までできていなかったということでございますから、これはすべて市の仕事でございますから、電気だけは別でございますが、そういう方向で進めてまいりたいと考えております。

具体的な問題は担当部長の方から説明させます。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

都市計画道路の東楢戸・台線につきましては、合併特例債を活用いたしまして、本年度から事業に入っていくことになってございます。そういった中で、上水道等のインフラの整備でございますが、土地の有効利用を促進するためには、どうしても必要不可欠な整備が必要であると思っております。

そういったことございまして、当該道路の東側の地域につきましては、今後策定されますつくばみらい市の総合振興計画に基づきまして、関係部署と協議の上、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（豊島 葵君） 松本和男君。

14番（松本和男君） そういう積極的な姿勢が、当つくばみらい市にはとても大事であります。

そして、先ほど最後に申し上げました、いわゆるアクセス道路といったものもお金のかかることとすれば、財政等とよく連携をとって、これはつくばみらい市の遠い将来につながるものですから、よく財政等も協力されてお願いします。

続きまして、道路等の未登記処理についてということで質問をいたします。

近隣のある市町村におきまして、道路の未登記部分があり、登記上の所有者が第三者に売り渡し、その土地を買った方が市町村へ買い戻しを請求し裁判になり、市町村が裁判に負けて有償で買い戻したという事実を聞きました。つくばみらい市においても若干未登記の部分があるようなので、その状況をひとつ伺いたい。

ちなみに、当然つくばみらい市なのですけれども、全体像の中から結構ですけれども、いわゆるそういった道路にかかった路線数、あるいはかかる筆数、また面積等といったものを、概算で結構ですから答弁をお願いします。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

道路等の未登記ということでございますが、現在、何らかの理由によりまして市に所有権の移転がなされないままの状態、いわゆる未登記になっている市道の用地が一部ございます。筆数あるいは件数等については、確かな数字は確認しておりませんが、かなりの数に及んでいるという状況がございます。そういう状況の中で、現在進めております守谷小絹線の接続部分においても、未登記部分が確認されております。そういったことで、現在進めております整備にあわせまして、整理をしていきたいと考えております。

議長（豊島 葵君） 松本和男君。

14番（松本和男君） なかなか難しいということで、大分前からそういう事態が続いていたということでしょうけれども、いわゆる底地が未登記であると工事費が補助対象にならないと聞いたことがあるのですが、そうだとすれば、都市計画道路、今、課長が言いましたけれども、守谷小絹線の予定地にも若干あるという答弁であります。その場合、工事費は補助の対象にならず単独財源で対応しなければならないと思いますけれども、いわゆる工事の着手までに登記を完了できるのか、それとも単独財源でいくのか、担当部局あるいは財政、こういったものがお答えいただければありがたい。

なお、小絹守谷線につきましては、玄関口というかインターチェンジ、そして守谷に隣接する部分で、何回もお話しているとおりですけれども、できれば早くやってもらいたいと、守谷にも一部開通できない部分があるのですが、聞いたところによると、いわゆる18年度中に見通しがつくという話があります。したがって、今、課長にお願いした登記を完了できるのかということで答弁をお願いします。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） お答えを申し上げます。

未登記部分がある場合には、補助対象事業にはならないのではないかとということですが、仮に未登記部分があっても補助対象事業として工事を行うことができるということで、確認しております。

なお、松本議員がご指摘になっております、守谷小絹線と接続になります当該市道につきましては、茨城県が管理する県道として整備を行い、拡幅工事を行った後に、旧谷和原村に移管をされた経緯がございます。

そういったことで、今回、この箇所につきましては、拡幅箇所の未登記と思われませんが、用地の買収と同様、工事を行う前に相続等の確認をいたしまして、所有権移転等を行うのが業務と理解しておりますので、未登記解消に向けて努力してまいりたいと思っております。

議長（豊島 葵君） 松本和男君。

14番（松本和男君） ということで、全力を尽くしてやっていただきたいというのが、私ばかりでなくて、つくばみらい市、つまり、あそこの玄関口を利用する人、またはあそこに住まわれるという人がたくさん実際にいるわけです。できればあそこで土地を買って将来住みたいというのも、皆さん、執行部などは知っている、あるいは目にする現況だと思えますので、万難を排して、ほかのことも大事だけれども、優先順位を決めてつくばみ

らい市の発展のため、市長、よろしく申し上げます。
以上です。

散会の宣告

議長（豊島 葵君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
次回の本会議は、6月27日午後1時から開きます。
本日はこれで全部終了しました。

午後4時12分散会

第 4 号

[6 月 27 日]

平成18年第1回
つくばみらい市議会定例会会議録 第4号

平成18年6月27日 午後1時03分開議

1. 出席議員

| | | | |
|-------|-------------|-------|-----------|
| 1 番 | 高 木 寛 房 君 | 1 8 番 | 海老原 弘 君 |
| 2 番 | 鴻 巣 早 苗 君 | 1 9 番 | 富 山 和 夫 君 |
| 3 番 | 染 谷 礼 子 君 | 2 0 番 | 山 崎 貞 美 君 |
| 4 番 | 中 山 栄 一 君 | 2 1 番 | 廣 瀬 満 君 |
| 5 番 | 倉 持 悦 典 君 | 2 2 番 | 今 川 英 明 君 |
| 8 番 | 福 嶋 克 良 君 | 2 3 番 | 豊 島 葵 君 |
| 9 番 | 岡 田 伊 生 君 | 2 4 番 | 細 田 忠 夫 君 |
| 1 0 番 | 古 舘 千 恵 子 君 | 2 5 番 | 倉 持 眞 孜 君 |
| 1 1 番 | 直 井 誠 巳 君 | 2 6 番 | 川 上 文 子 君 |
| 1 2 番 | 横 張 光 男 君 | 2 7 番 | 中 山 平 一 君 |
| 1 3 番 | 安 藤 幸 子 君 | 2 8 番 | 豊 島 安 一 君 |
| 1 4 番 | 松 本 和 男 君 | 2 9 番 | 神 立 精 之 君 |
| 1 5 番 | 古 川 よ し 枝 君 | 3 0 番 | 市 川 忠 夫 君 |
| 1 6 番 | 飯 野 喬 一 君 | 3 2 番 | 野 田 正 男 君 |
| 1 7 番 | 大 好 光 君 | | |

1. 欠席議員

| | |
|-----|-----------|
| 6 番 | 飯 泉 静 男 君 |
| 7 番 | 堤 實 君 |

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

| | |
|-------------------|-------------|
| 市 長 | 飯 島 善 君 |
| 収 入 役 職 務 代 理 者 | 豊 島 久 君 |
| 教 育 長 | 豊 嶋 隆 一 君 |
| 総 務 部 長 | 海老原 茂 君 |
| 市 民 部 長 | 羽 生 惠 洋 君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 渡 辺 勝 美 君 |
| 産 業 振 興 部 長 | 鈴 木 清 君 |
| 都 市 建 設 部 長 | 青 木 秀 君 |
| 教 育 次 長 | 倉 持 政 永 君 |
| 秘 書 広 聴 課 長 | 森 勝 巳 君 |
| 参 事 兼 企 画 政 策 課 長 | 中 川 修 君 |
| 総 務 課 長 | 神 戸 一 夫 君 |
| 財 政 課 長 | 秋 田 信 博 君 |
| 水 道 課 長 | 間 根 山 知 己 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 猪 瀬 重 夫 君 |

1. 職務のため出席した者の氏名

| | |
|-----------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 古 谷 安 史 君 |
| 議 会 事 務 局 副 参 事 | 井 波 進 君 |
| 書 記 | 亀 田 和 義 君 |

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成18年6月27日(火曜日)

午後1時03分開議

- 日程第1
- | | |
|--------|---|
| 議案第24号 | 利根川水系県南水防事務組合規約の変更について |
| 議案第25号 | 常総衛生組合規約の変更について |
| 議案第26号 | つくばみらい市名誉市民条例 |
| 議案第27号 | つくばみらい市市民栄誉賞条例 |
| 議案第28号 | つくばみらい市表彰条例 |
| 議案第29号 | 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例 |
| 議案第30号 | つくばみらい市花・木・鳥等制定委員会条例 |
| 議案第31号 | つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例 |
| 議案第32号 | つくばみらい市総合計画審議会条例 |
| 議案第33号 | つくばみらい市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 |
| 議案第34号 | つくばみらい市国民保護協議会条例 |
| 議案第35号 | つくばみらい市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第36号 | つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 |
| 議案第37号 | つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第38号 | つくばみらい市環境保全条例 |
| 議案第39号 | つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正する条例 |
| 議案第40号 | つくばみらい市障害者給付審査会の委員の定数等を定める条例 |
| 議案第41号 | つくばみらい市下水道審議会条例 |
| 議案第42号 | つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例 |
| 議案第43号 | 市道路線の認定について |
| 議案第44号 | 平成18年度つくばみらい市一般会計予算 |
| 議案第45号 | 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第46号 | 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計予算 |
| 議案第47号 | 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計予算 |
| 議案第48号 | 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算 |

- 議案第49号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第50号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第51号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計予算
- 日程第2 選挙第7号 つくばみらい市選挙管理委員会委員の選挙について
- 選挙第8号 つくばみらい市選挙管理委員会委員補充員の選挙について
- 日程第3 推薦第1号 農業委員の推薦について
- 日程第4 政治倫理条例調査特別委員会の設置について
- 日程第5 閉会中の継続審査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第24号 利根川水系県南水防事務組合理約の変更について
- 議案第25号 常総衛生組合理約の変更について
- 議案第26号 つくばみらい市名誉市民条例
- 議案第27号 つくばみらい市市民栄誉賞条例
- 議案第28号 つくばみらい市表彰条例
- 議案第29号 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例
- 議案第30号 つくばみらい市花・木・鳥等制定委員会条例
- 議案第31号 つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例
- 議案第32号 つくばみらい市総合計画審議会条例
- 議案第33号 つくばみらい市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- 議案第34号 つくばみらい市国民保護協議会条例
- 議案第35号 つくばみらい市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- 議案第37号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第38号 つくばみらい市環境保全条例
- 議案第39号 つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 つくばみらい市障害者給付審査会の委員の定数等を定める条例
- 議案第41号 つくばみらい市下水道審議会条例
- 議案第42号 つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例
- 議案第43号 市道路線の認定について
- 議案第44号 平成18年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第45号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第46号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計予算

| | | |
|------|--------|-----------------------------|
| | 議案第47号 | 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計予算 |
| | 議案第48号 | 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算 |
| | 議案第49号 | 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算 |
| | 議案第50号 | 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算 |
| | 議案第51号 | 平成18年度つくばみらい市水道事業会計予算 |
| 日程第2 | 選挙第7号 | つくばみらい市選挙管理委員会委員の選挙について |
| | 選挙第8号 | つくばみらい市選挙管理委員会委員補充員の選挙について |
| 日程第3 | 推薦第1号 | 農業委員の推薦について |
| 日程第4 | | 政治倫理条例調査特別委員会の設置について |
| 日程第5 | | 閉会中の継続審査の件 |

午後1時03分開議

開議の宣告

議長（豊島 葵君） ただいまの出席議員は29名です。欠席議員は、6番飯泉静男君、7番堤 實君です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局副参事、事務局主事、議案説明のため、市長、教育長、収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

| | |
|--------|---|
| 議案第24号 | 利根川水系県南水防事務組合理約の変更について |
| 議案第25号 | 常総衛生組合理約の変更について |
| 議案第26号 | つくばみらい市名誉市民条例 |
| 議案第27号 | つくばみらい市市民栄誉賞条例 |
| 議案第28号 | つくばみらい市表彰条例 |
| 議案第29号 | 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例 |
| 議案第30号 | つくばみらい市花・木・鳥等制定委員会条例 |
| 議案第31号 | つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例 |
| 議案第32号 | つくばみらい市総合計画審議会条例 |
| 議案第33号 | つくばみらい市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例 |
| 議案第34号 | つくばみらい市国民保護協議会条例 |
| 議案第35号 | つくばみらい市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第36号 | つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 |
| 議案第37号 | つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第38号 | つくばみらい市環境保全条例 |
| 議案第39号 | つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正する条例 |
| 議案第40号 | つくばみらい市障害者給付審査会の委員の定数等を定める条例 |

- 議案第41号 つくばみらい市下水道審議会条例
- 議案第42号 つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例
- 議案第43号 市道路線の認定について
- 議案第44号 平成18年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第45号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第46号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第47号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第48号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第49号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第50号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第51号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計予算

議長（豊島 葵君） 日程第1、議案第24号から議案第51号までを一括して議題とします。

これより委員長報告に入ります。

去る6月14日の本会議において各委員会に付託された議案の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長松本和男君。

〔総務常任委員長 松本和男君 登壇〕

総務常任委員長（松本和男君） 総務常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る6月14日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案第24号 利根川水系県南水防事務組合規約の変更について、議案第25号 常総衛生組合規約の変更について、議案第26号 つくばみらい市名誉市民条例、議案第27号 つくばみらい市市民栄誉賞条例、議案第28号 つくばみらい市表彰条例、議案第29号 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例、議案第30号 つくばみらい市花・木・鳥等制定委員会条例、議案第31号 ふるさと創生事業推進委員会条例、議案第32号 総合計画審議会条例、議案第33号 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例、議案第34号 国民保護協議会条例、議案第35号 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第36号 つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、議案第37号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第38号 つくばみらい市環境保全条例の15件であります。

これを審査するため、6月20日午前10時から全協室において、全員出席のもと、説明のため総務部長ほか関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案第24号及び25号については、当市が加入している組合の改正であり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第26号については、旧伊奈町、旧谷和原村でそれぞれ名誉町民、村民として授与された者はそれぞれ名誉市民になったものとみなすということで、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第27号については、旧伊奈町に2名の栄誉賞を受賞している方はそれぞれ新たな条

例で表彰を受けたものとみなすということで、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第28号については、市勢の発展に寄与した功労者を表彰するもので、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第29号については、市長の兼業禁止についての規定の質問があり、これについては地方自治法で定められており、本条例には規定はしないということで、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第30号については、委員の委嘱について公募の方法も検討するべきと意見がありましたが、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第31号については、委員20人以内の人選については、各地域、男女等のあらゆる面から選出してほしいとの要望が出され、また委員の任期についての質疑が出され、市長の答申をもって終了するということであります。

谷和原のふるさと創生事業については、まちづくり21基金、北部公園関係であるということで、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第32号については、審議会の委員のうち市民の枠を多くするよう要望が出されましたが、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第33号については、組織の構成をわかりやすくした書類の提出を求め、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第34号については、委員の40人の内訳については法で役職が規定されている、計画の策定については有事の際に安全な生活、行動ができるよう検討していく、早急に取りかかるようにしてもらい、計画について議会の議決はないが報告するというので、賛成多数で原案どおりに可決すべきものと決しました。

議案第35号については、消防団員の退職報償金については、政令の公布に基づいて団員の処遇改善を図るもので、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第36号については、市の公の施設が管理について指定管理者制度を参入できるようにするため、その手続等に関する条例であり、指定管理者の指定を受けようとする者は、市長に指定の申請をして、市長はその中から選定し、議会の議決を経て指定をするものです。対象となる施設は、保育所、図書館、公民館、福祉施設、スポーツ施設等であります。賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第37号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第38号については、環境保全条例について、罰則規定や上位法との協議、整合性はそれぞれ協議済みであり、また空き地の除草等については業者のあっせんを従来どおりしていくということです。全員異議なく、可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の審査の経過と結果を申し上げ、総務常任委員長の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（豊島 葵君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長廣瀬 満君。

〔教育民生常任委員長 廣瀬 満君 登壇〕

教育民生常任委員長（廣瀬 満君） 教育民生常任委員会審議状況を報告いたします。

平成18年6月14日本会議に付託された付託案件、議案第39号 つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正する条例、議案第40号 つくばみらい市障害者給付審議会の委員の定数等を定める条例、議案第45号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算、議案第46号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計予算、議案第47号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計予算、以上の案件を、6月19日午前10時から、全員協議会室で審議をいたしました。欠席委員は、飯泉静男委員です。議案等説明者、総務部長海老原 茂、保健福祉部社会福祉課長中山和明。

議案第39号 つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正する条例、提案理由、指定管理者制度を導入するために条例の一部を改正するもの。

質疑の中で、指定管理者へ付託することの効果は具体的にどのようなことがあるのか。また、条文を見ると、社会福祉協議会の委託と限らない。民間企業へ委託した場合、公共性が保たれるのか。指定管理者は使用料と委託料で賄うことになる、使用料について高く変更することも可能か、というような質疑が出されました。

議案第36号のつくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の審議状況等を参考にし、その後再度審議をするということにいたしました。

議案第40号 つくばみらい市障害者給付審査会の委員の定数等を定める条例、提案理由、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、障害者の障害程度区分を審査判定する審査会を設置し、その審査会の定数等を定めるための条例案を提出するもの。

この中で質疑されましたことは、審議会の定数を10人としているが、どのような人たちを予定しているのか。また、知的障害、精神障害の判定は非常に難しく問題があるので慎重にお願いしたい。家族に対する研修会なども要望する、というような意見が出されました。

採決の結果は、賛成多数で可決されました。

6月23日午前10時から、全員協議会室で連合審査により審査をいたしました。欠席委員は、飯泉静男委員です。議案説明者、総務部長海老原 茂、保健福祉部長渡辺勝美、国保年金課長野本英夫、同補佐染谷 武が出席でございます。

議案第45号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算、この質疑の中で、団塊の世代と高齢者が増加し、国保加入者がふえ、負担が増大すると考えられるが、国保税がどうなるのか。また、県の国保調整交付金とは何か。あと、いろいろ電算の予算がとられておりますけれども、電算委託の全体に占める割合や委託の根拠についてしっかりと理解した上で委託をしてほしい、というような意見も出されました。あと、パソコンのノウハウを理解している職員の採用を考えるべきではないかと、こういう意見も出されました。

また、レセプト点検による修正金額は全体でどのくらいあるのかと、こういう質疑がされましたが、採決は、賛成多数で可決されております。

議案第46号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計予算、この中で質疑がございまして、老人保健の対象者は何人いるのかと。1人当たり71万円程度がかかっているのです、今後この数字を含めもっと周知すべきである、という意見が出されております。

採決の結果ですが、賛成多数で可決されております。

議案第47号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計予算、議案説明者に総務部長の海老原 茂、保健福祉部長渡辺勝美、介護保険課長沖田照雄、同主査梅本和成ですが、

この職員が議案説明しております

この質疑の中で、予算についての直接的な質問はないということでございます。それから、18年4月から介護保険制度が改正されたので、その内容の説明が主でございました。それから、地域包括支援センターについての内容を説明くださいという要望でございます。地域支援事業内容についての説明を受けました。その中で、資料が配られております。平成18年3月高齢者福祉計画、介護保険事業の資料を配付するということでございます。パンフレットとか配付されていると思います。

採決の結果ですが、賛成多数で可決されております。

6月23日午前11時50分から、全員協議室で教育民生常任委員会を開催いたしました。欠席委員は、飯泉静男委員です。議案説明に、海老原総務部長、保健福祉部長渡辺勝美、保健福祉部社会福祉課長中山和明。

これは、せんだっての議案第39号の指定管理者の件でございまして、つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正する条例ということでございます。総務の方で先ほどありました、議案第36号のつくばみらい市の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の審議が終了したので、再度委員会を開催し、審議いたしました。

質疑の中で、条例は不特定多数の民間企業にも指定できることとなっているが、社会福祉協議会に特定されていないので問題はないと。それから、指定管理者を定める場合には議会の議決が必要ということでございましたので、採決の結果は、全員賛成で可決されております。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わりにいたします。

どうもありがとうございました。

議長（豊島 葵君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

次に、経済常任委員長岡田伊生君。

〔経済常任委員長 岡田伊生君 登壇〕

経済常任委員長（岡田伊生君） 平成18年6月14日本委員会に付託されました案件審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議事日程に従いまして、本委員会に付託されました議案第41号、第42号、第43号の3案件の審査と陳情受付第1号を去る6月19日午後1時より、議案第48号、第49号、第50号、第51号の4案件の審査を6月23日に連合審査にて、市関係部課長及び同補佐の出席をいただき、慎重なる審査を行いました。

まず、議案第41号 つくばみらい市下水道審議会条例であります。本案は、つくばみらい市の下水道事業の円滑な運営を図るため審議会を置く条例案であります。

審議に当たり、条文中第2条所掌事務についての質疑が交わされ、第2条に事業加入者の促進を具体的に定め、事業加入率の向上を図るべきという指摘がされました。これに対して、精査、研究し、追加に向けた努力を行うという趣旨の答弁を受けております。

審議の結果、全員賛成で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号 つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント審議会条例であります。

本案は、つくばみらい市の農業集落排水及びコミュニティ・プラントの事業の円滑な運営を図るため、審議会を置く条例案でございます。

審議に当たり、条文中第3条組織、第2条所掌事務についての質疑が交わされ、第3条組織では、受益者代表の委員定数は公平なものであるかという趣旨の質疑がありました。これに対し、対象地区9地区各1名の公平な定数を確保しているという趣旨の答弁がされました。

第2条所掌事務については、円滑な事業運営を図るため、事業加入者の促進の具体的な定めが要望されました。

審議の結果、全員賛成で原案可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第43号 市道路線認定についてであります。本案は、合併特例債による道路整備事業であり、2路線を市道に認定するものであります。東櫛戸・台線、路線番号3000は、起点田村2067地先から終点台1000の3地先までであります。もう一つ、水海道取手線バイパス、路線番号3001は、起点豊体1351地先から終点豊体1101の2の地先まででございます。

審議の結果、全員賛成で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億5,466万円とするものであります。本事業への区域内加入率は、平成18年3月31日現在78.7%で、下水道全事業の市内普及率は、旧伊奈町が39.83%、旧谷和原村が84.47%で、平均が57.16%となっております。

審議に当たり、使用料金の統一化に向けた基本料金の引き下げの検討と、受益者負担金前納報奨金について質疑が交わされました。これに対し、審議会が立ち上がった段階で諮問していただき、検討するという趣旨の答弁がありました。

また、事業加入率数値の低い地域についての状況説明及び委託料の質疑も交わされました。加入率を上げる努力をすべきとの要望がされました。

審議の結果、全員賛成で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,584万3,000円とするものであります。本事業への区域内加入率は、平成18年3月31日現在69%であります。

審議に当たり、本事業に対する対象区域の加入率促進に関する質疑及び要望が出されました。これに対し、地元住民の理解を得ながら、推進委員会を立ち上げ、加入率の向上に努力していきたいという趣旨の答弁がありました。

また、委託料の細部にわたる質疑も交わされ、草刈り業務については、現状を踏まえた慎重な執行の要望が出されました。これに対し、平成17年度の実績だけでなく、現地調査の上発注をしていきたいという趣旨の答弁を受けております。

審議の結果、全員賛成で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算であります。

本制度は、昭和50年、旧伊奈村時代の過疎化対策事業としてスタートし、現在に至っており、現在、分譲総面積は13.7ヘクタールで、558戸の住宅が建てられております。歳入歳出予算額は、歳入歳出それぞれ5,519万3,000円とするものであります。

審議に当たり、会計の実態を見る限り、第2条一時借り入れ規定の必要があるのかとい

う趣旨の質疑が出されました。これに対し、地主に土地使用料を年2回支払うという規定になっているが、3月支払いの確保ができないことが生じる場合があるという趣旨の答弁がされました。これに対し、運営システム等の研究をするべきではないかという要望が出されました。

審議の結果、全員賛成で原案可決するものと決定いたしました。

次に、議案第51号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計予算であります。

つくばみらい市の水道事業は、合併による旧伊奈、旧谷和原の事業統合を平成20年に予定し、本予算は、統合に向けた事務事業の方針に基づいた事業等も計上されております。事務予定量としまして、給水戸数1万2,800件、年間総配水量は406万立米、1日平均配水量は1万1,120立米とするものであります。

審議に当たり、谷和原地区T×線車両基地周辺の早期通水の要望が出されました。また、水道料金の統一に向けた基本的考えという趣旨の質疑がされ、これに対し、平成20年の料金統一に向けた基本調査をし、審議会に提出できるよう現在努力しているという趣旨の答弁を受けております。

審議の結果、全員賛成で原案可決するべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

議長（豊島 葵君） 経済常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長野田正男君。

〔一般会計予算特別委員長 野田正男君 登壇〕

一般会計予算特別委員長（野田正男君） 32番の野田です。

議事日程に従いまして、6月21日及び6月22日午前9時より午後4時まで開催されました予算特別委員会の審議の結果について報告をいたします。

委員の構成は、15名でございます。その他の議員の出席、発言も認めております。

説明には、総務部長を初め、全部長、課長等が出席をしております。

審議は、総務部から福祉部と順次進めてまいりました。

つくばみらい市一般会計予算総額は129億6,904万円で、前年度の谷和原、伊奈の総予算よりは2.7%増額でございます。

市税については、約10%の伸びであります。三位一体の改革の中で、新たな成長に向けて組まれたもので、歳出を厳しく、重要課題と持続可能なものについては増額をし、財政の基礎づくりをし、硬直化させないように組まれたとの説明があります。

歳出面では、議会費、土木費、衛生費等が大きく減額になっておりますが、これは組織がえのためでございます。消防費、商工費は増額になっております。これも組織がえのためでございます。

厳しい財政事情のため、委託料、工事費、物品購入等については、厳しい意見が出ております。十分検討して、特別な配慮をして予算の執行をするよう、厳しい要望がされました。

採決の結果は、賛成多数で可とすることに決しました。

以上、報告といたします。

よろしくご審議のほどお願いします。

議長（豊島 葵君） 一般会計予算特別委員長の報告が終わりました。
ただいまの報告に対しまして、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑は終わります。
各委員長の報告及び質疑は終わりました。

討論・採決

議長（豊島 葵君） これから討論、採決に入ります。
それでは、議案第24号 利根川水系県南水防事務組合同規約の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。
これから議案第24号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 常総衛生組合同規約の変更について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。
これから議案第25号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 つくばみらい市名誉市民条例について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。
これから議案第26号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 つくばみらい市市民栄誉賞条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第27号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 つくばみらい市表彰条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第28号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 政治倫理の確立のためのつくばみらい市長の資産等の公開に関する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第29号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 つくばみらい市花・木・鳥等制定委員会条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第30号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第31号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 つくばみらい市総合計画審議会条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第32号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 つくばみらい市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例に

ついて討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

15番（古川よし枝君） 議案第33号 つくばみらい市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について、反対の討論をいたします。

国民保護対策本部条例は、有事、つまり武力攻撃事態の際に、国民保護法を実施に移すための対策本部を設け、議案第37号の国民保護協議会条例の設置とともに国民保護計画づくりを進めることを、国が地方自治体に求めるものです。

国民保護法は、国民への協力を呼びかけ、協力は国民の自発的な意思にゆだねられ、思想及び良心の自由、並びに表現の自由を侵すものであってはならないと、国民の権利を守ることとしています。しかし、制限は必要最小限のものなどとしていて、罰則規定を設けています。

国は、計画の中に、平素から自治体と自衛隊は連携し共同訓練などを盛り込むこと、また、訓練は、町内会、自治会、自主防災組織などを動員し戦時体制を整えることを求めています。武力攻撃事態法では、アメリカの先制攻撃戦略に従って、日本が武力攻撃を受ける前から、武力攻撃事態が予測できると閣議決定されれば、自衛隊や日本国民、地方自治体を動員する仕組みです。一たん有事になれば、主導権は国になり、地方自治体は、団体自治としての権限はすべて奪われます。

総務委員会の審議の中で、私は、住民を保護できる計画はできるのかとの質問をしました。担当者は、できるものと考えてつくりますと答弁しました。

国内で唯一地上戦を戦った経験を持つ沖縄の県議会では、この国民保護協議会条例の審議の中で、沖縄の経験をかんがみると、有事になれば県民を保護するのはいかに困難か、沖縄県民は歴史的経験から知っており、語り継がれていると担当者は答弁しています。

また、国民保護計画に関する近畿ブロック会議では、仮に武力攻撃が発生した場合、侵害排除のための米軍や自衛隊の軍事行動が優先されるのか、それとも住民の方が優先されるのかとの質問に、政府からは明確な説明がなかったといえます。有事になれば、軍事行動が優先されるのは、歴史的から見ても明らかです。

現に、北朝鮮の弾道ミサイルの問題が浮上しておりますが、2004年の防衛大綱では、見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略兵器の可能性は低いと判断されると明記しています。真に国民を保護できるのは、あれこれの国を仮想的に引きずられるような外交ではなく、平和を探究する大戦略を外交の根底に据えること以外にないと考えます。

大震災など自然災害は、被害を最小限に食いとめることも、人間の力では防げません。しかし、戦争は、外交、政治の力で抑えることができます。有事法制の具体化ではなく、有事を起こさない平和外交に努力することこそが、政府の責務です。

よって、私は、交戦権を持たない平和憲法を持つ国が、地方に有事法制の具現化を求める条例案制定には反対をいたします。

議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第33号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（豊島 葵君） 起立多数です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 つくばみらい市国民保護協議会条例について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

15番（古川よし枝君） 議案第34号 つくばみらい市国民保護協議会条例について、反対の討論をします。

議案第33号と同じ理由をもって、武力攻撃事態法の具体化を図る国民保護計画づくりの条例には反対をするものです。

市の国民保護計画は、40名以内の委員をもって協議会で策定されます。計画策定について、委員会質疑の中では、議会の要請には対処していくと説明がありましたが、計画は報告のみで、議決事項ではないので、市国民保護計画について、議会は賛成も反対もできません。

国民保護法は、他の自衛隊法や米軍支援法など有事関連法案と連結しており、住民の基本的な人権が守られるかどうかの重大な局面が発生するおそれがあります。にもかかわらず、議案について議会の意思を問わないことは、議会を軽視するもので、この点でも、この条例に反対をするものです。

以上、反対の討論といたします。

議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第34号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（豊島 葵君） 起立多数です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 つくばみらい市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第35号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

15番（古川よし枝君） 議案第36号 つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例について、反対の討論をいたします。

提案された議案は、2003年9月の地方自治法第244条の2の改正により、これまで地方公共団体の管理権限のもとに受託者が行っていた公の施設の管理運営を、民間企業も参入できる指定管理者が代行できるということによる手続を定める条例案です。

住民の負担する税金で建設された公共施設が、特定民間企業の営利追求の手段となります。これまでの委託契約のように部分の管理委託ではなく、管理と称して、施設全体の維持管理や使用許可、行政処分なども、営利を目的とする民間企業が担うこととなります。

指定管理者制度導入は、もともと財界からの構想で、官から民へのかけ声のもと、国、地方自治体の業務施設を民間に開放して、ビジネスチャンスをつややすという基本戦略に基づくものです。そして、片側には、地方自治体が財政危機という過剰なまでの関連のもと、経費削減の手法として、急速なテンポでこの指定管理者制度が導入されようとしています。

公の施設の利用率は、設置の趣旨からしても、低廉、あるいは無料であることが前提ですが、指定管理者制度では、設置者の自治体の承認の範囲の中で、指定管理者が利用率を決めることができ、そこには、経営努力や成功報酬という、そういう名による利潤の確保も想定されます。

職員の非常勤、パート化、低賃金化によるサービスの質や継続性や安定性、専門性の低下のおそれもあることから、公の施設の設置目的に沿った住民の福祉の増進を図るという管理運営の役割が担保できるのかどうか疑問を持ち、私は反対をするものです。

提案の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例は、包括的条例ですが、幾つか指摘をしたいと思います。

1点は、どんな場合でも指定管理者制度を導入できるわけではなく、住民の福祉を増進するという公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めただけのみ、導入することができます。ですから、その理念をこの条例の中に目的として明記をすべきです。それが欠けています。

2点は、指定基準で、その管理にかかわる経費の縮減が図られるものであることと明記されていますが、これは法に規定された本来の趣旨ではないので、削除すべきです。経費削減を優先するならば、サービスの低下や労働者の低賃金、労働条件悪化を招きかねません。

3点目は、情報公開の対象になっていないことです。

4点は、公の施設管理には、地方自治法の兼業禁止規定の適用はないが、指定といっても実質は請負契約と同じであり、請負契約と同じく扱うことを明記すべきです。

5点は、この制度を教育委員会所管の施設も対象にすることについてであります。2003年の指定管理者制度導入のための地方自治法の改正時には、これらの施設に指定管理者が適用できるかどうか問題になりました。当時、国会では、公民館、図書館、博物館など社会教育施設は、社会教育法や図書館法、博物館法など個別の法律がある、それらが優先されるので指定管理者制度をとることはできないというのが確認されていました。

ところが、文科省は、2005年1月25日の会議の文書で、社会教育施設を指定管理者に管理を行わせることができるということにしました。

その会議文書はこういうことです。一部述べます。

社会教育法は、官庁、その他の職員の任命は教育委員会が行うことと定めているが、教育委員会の任命権は公務員を対象としているもので、それらの施設をして指定管理者制度を適用する場合、指定管理者が雇うのは公務員でないことから、教育委員会の任命権の対象ではない。したがって、教育委員会による任命は必要ないという法解釈でした。

法治国家でありながら、法改正の経緯も経ず、いかようにも解釈し、運用するなどがあってはならないことです。

よしんば、指定管理者制度がこれらの施設に適用されるものとしても、果たして公民館、図書館など社会教育施設が、指定管理者制度としてなじむのでしょうか。

文科省は、指定管理者制度になっても社会教育法など個別法は適用されるとしていることから、多くの矛盾が出てくるでしょう。

例えば社会教育法では、営利事業を援助することを禁止していますが、営利を追求する民間業者とは相入れないでしょう。

また、図書館法では、入館料、その他図書資料の利用に対するいかなる対価徴収も禁止されています。したがって、民間企業が、そこで自由自在に事業を展開して利潤を追求することはできないこととなります。

脱法的な法解釈についても、既存の個別法上も多くの問題を残している中、提案の市条例に教育委員会所管の公の施設への指定管理者制度を盛り込むことには、同意できません。

以上、反対の討論といたします。

議長（豊島 葵君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第36号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（豊島 葵君） 起立多数です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第37号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 つくばみらい市環境保全条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第38号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第39号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 つくばみらい市障害者給付審査会の委員の定数等を定める条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第40号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 つくばみらい市下水道審議会条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第41号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審査会条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第42号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 市道路線の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第43号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後2時02分休憩

午後2時14分開議

議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第44号 平成18年度つくばみらい市一般会計予算について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

26番（川上文子君） 川上です。

議案第44号 平成18年度つくばみらい市一般会計予算について、私は反対をいたします。

どうしてこんなに住民税が上がったのか、これまでゼロだったのになぜ税金がかかってくるのか、住民税の納税通知書発行後、つくばみらい市税務課に問い合わせが1日約50件、10日間でおおよそ500件の問い合わせが殺到したといえます。

小泉内閣は、増税策として、2004年に公的年金控除の縮小と老年者控除の廃止を決定、05年度には高齢者の住民税の非課税限度額を廃止し、定率減税半減を盛り込みました。これらによる住民税増税が、ことし6月徴収分から一気に高齢者に襲いかかってきたのです。

この住民税の新たな負担増が大きく影響して、つくばみらい市の今年度予算では、市民税は、平成17年度伊奈、谷和原合算当初予算に比して4億6,500万円の増額です。財政課長は、予算審議の席上で、交付税の削減を主な理由に、予算編成が大変難しくなっていると予算削減の必要性を再三にわたって力説、市単独事業の見直しを説きました。しかし、本当に強迫観念にかられるような予算状況なのか、私は疑問を持ちます。

今回の予算を見ますと、普通交付税は、確かに、前年の伊奈、谷和原合算当初予算と比べ2億6,000万円の減額ですが、特別交付税は3億4,000万円の増額です。合わせれば、交付税総額は前年比7,500万円の増額です。交付税の不足を補う臨時財政対策債は、前年比6,400万円の減額ですが、市税増収の4億6,500万円、地方譲与税の増額1億7,600万円、地方特例交付金、配当交付金、株式譲渡交付金等の増額を合わせますと、前年比収入増額は6億7,900万円になります。

財政課職員の説明では、基準財政需要額の算定は、今年度の基準財政需要額の算定フォームに基づき伊奈分、谷和原分を試算し、その合算額と、新市ベースで計算したものを対比し、そして多い方をとり、合併関連をそれに加えて計算したとしています。

したがって、市町村が存続したものとして算定した合算額を下回らないよう算定した額の交付税を合併後10年間保証するとした国の考え方は、形として守られたことになります。実際の基準財政需要額も、昨年伊奈、谷和原合算予算での基準財政需要額と比較すると、減額は1,259万円です。

したがって、三位一体の改革により、平成16年、17年、全国の市町村同様、両町村とも

大幅に税収、財政収入が減額され、その痛みは確かに大きいものでしたが、しかし、昨年とことし、合併前と合併後を見る限り、昨年の一般財政規模は、財源規模は確保されたと見るべきではないでしょうか。

一方、高齢者の新たな住民税増税による個人市民税の増収、法人税、固定資産税の増額によって生まれた市税の増収、合わせて4億6,500万円のうち、25%は市の固有の財源として生かすことができるわけで、住民施策の充実にこそ生かすことが求められます。

しかし、実際の予算はどうでしょうか。

今回の増税は、65歳以上の高齢者、年金生活者を直撃したわけですが、新市では、敬老祝い金、高齢者通院交通費助成制度、愛の定期便事業の縮小が行われ、谷和原地区で実施していた高齢者の健康診断無料制度も廃止されました。扶助費は前年比43.1%増ですが、生活保護費と制度改定による医療福祉費、児童福祉費を除くと、伸び率はゼロで、高齢者率の増加などの自然増を見込むと、実質扶助費は減額です。

介護保険の増額に続く住民税の増額に腹を立てた高齢者は、また、細かなサービスの切り下げに腹を立てさせられることになります。合併でよくなるのではなかったのか、負担ばかりふやすのが合併かという声が聞こえてくるようです。

合併して1年目の予算、新しい芽の持てる予算でしょうか。

市長は、所信表明で、活力に満ちた潤いと安らぎのあるまちの実現に向けて取り組んでいくと各種事業について述べられましたが、ほとんどが前年踏襲の事業で、新しい施策はほとんどありません。そして、予算編成方針では、検討、精査、見直し、節減、縮減、減額、廃止の指示が列挙され、予算では細かい削減が数多く行われています。

一方で、大きな部分での改革方向は、何も出されていません。合併によって何がもたらされたのか。合併推進の大きな要因になった合併特例債事業は、谷和原インターチェンジ周辺整備事業を民間事業に託すという方向変換は大いに評価するものの、特例債事業計画総額の半分が県道事業に取られるという結果で、今後の国の動向から見ると、市民が合併してよかったと実感できる特例債事業は極めて少ないと言えます。

ことし1月、福島県矢祭町で開かれた第6回全国「小さくても輝く自治体フォーラム」に私は参加をいたしました。全国から24人の首長を含め1,300人が参加、自立のための行財政計画、住民参画と地域づくり、広域連携と地域づくり、三位一体改革と小規模自治体の財政展望という四つの分科会に分かれて、熱心な討論が行われました。

その中で、小さくても頑張っている自治体の首長の話は、どれも驚くような実践記録です。

一例を挙げますと、村の標準財政規模24億円の2.8倍の赤字を抱え、県から財政再建団体になることを勧められた福島県泉崎村では、自主再建の道を選び、5年間の自主再建計画を策定。まず、議員三役の報酬カットなどとともに、不明朗な特別会計は廃止し、情報公開を徹底することで、村民に村の姿勢を明らかにします。赤字の最大の原因である販売不振の工業団地や宅地の分譲販売を最重要課題として取り組み、職員からの提案で、通勤費を上限300万円助成する通勤奨励制度を導入し、東京から住民を呼び寄せ、仕事があれば泉崎村で暮らしたいという声にこたえ、東京での出前就職説明会や農業、陶芸体験事業、インターネット村民など、各種の取り組みの結果、6年間で100区画の土地を販売、11社の企業誘致を実現し、36億円の赤字を解消、今年度中に60%の自主再建計画の達成率になると報告。

さらに、この偉いところは、財政再建というと、保育料や幼稚園の授業料を一斉に値上げしたと思われるかもしれないが、決してそうではないとし、一切値上げをしなかったばかりか、さらに利用料を国負担の半分程度に抑え、ゼロ歳児保育の受け入れも行い、待機児もゼロ、幼稚園は朝7時半から夕方6時半まで預かって保育料6,000円、村自慢の奨学金制度もつくり、村長みずから企業150社を回り職業紹介をするなど、村挙げての奮闘で、04年には厚生労働大臣賞を受賞。

村長は、財政再建というと暗くなりがちだが、村はかえって元気になった、金がないが、その分知恵が出ると語っていました。教訓的だと思います。

今回の新市初めての予算審議、予算がなくて大変の連呼です。一方で、改革の形や新市の未来が見えてきません。三位一体の改革によって、自治体への交付税総額は厳しく抑制されました。しかし、財政が厳しいからといって、要求を抑え、国の政策そのままに独自事業はやれない、やれるものは民間にと。指定管理者制度導入の説明では、法を逸脱する図書館や公民館の民間委託まで言及。市長の施政方針での農業振興策で挙げているのは、大半の農家が切り捨てになると言われている品目横断的経営安定対策の普及のみです。各種団体の補助金は一律10%の削減に努力をしましたという職員の説明に、ある議員が、一律カットなどというのは最も芸のないやり方だと言いましたが、財政改革の市独自の方向性が欠落していて、今回の予算の中からは、新市の未来は見えません。

増税の一方で社会保障の充実がされるなら、住民は納得するはずですが、しかし、今、政府がやっていることは、増税とともに社会保障を切り捨てています。

一方で、高額所得者や大企業系の法人税は減税、規制緩和の中で大企業の横暴が野放しの状態です。

貧困と社会格差の広がりが、市民の生活を苦しめています。今、地方自治体が独自の是正策をとらなければ、市民の暮らしが守れないところに来ています。そのときに、国言いなりの市政では、市民の暮らしを守ることはできません。

「小さくても輝く自治体フォーラム」で、田直し事業やげた履きヘルパー事業など独自の取り組みで有名な栄村の村長は、平成15年普通会計30億円だが、平成20年には20億円にするのが目標だとして、中央政府に向き合うのにはこういう削減も必要だ、しかし絶対に削減してはいけないところがある、それは保健、医療、福祉、教育、そして我が村では豪雪対策だと言い、さらに、中央の言いなりではなく、地域としての対抗軸をしっかりと据えないと合併しても合併しなくても自立はできないと言いました。

民間活用という点では、伊奈町は、メディアパーク事業、ワープステーション江戸事業で手痛い経験をしているはずですが、自治体が自治体の仕事のあるべき姿をしっかりと押さえた正確な判断力を持たない中での民間頼りは、自治権の投げ捨てになります。過去の両町村の中にある削るべきむだや正すべきものをしっかりと見据えて取り組んでほしいと思います。

むだを削り、予算の使い道を改善すれば、財源は出てくるものです。新市1年目、住民税増税の中で、厳しい市民の目が市行政に注がれています。市民の命、健康、暮らしを守るために知恵と力を出すことを求めて、反対の討論といたします。

議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

14番松本和男君。

〔14番 松本和男君 登壇〕

14番（松本和男君） 平成18年度つくばみらい市一般会計予算について、賛成の立場から申し上げます。

歳入歳出それぞれ129億6,904万5,000円は、合併、そして新市に伴う予算にしては、市民の意向を十分取り入れた、立派なものであると思われます。また、特例債事業にも早速取り組んでおります。

と申しますのは、従来と異なって、各常任委員会はもとより、新たに特別委員会を持ち、審議され、十分検討の上、賛成多数と結論が出されました。また、行政サイドも、いち早く可決され、市民に反映したいと決意を新たにしていることと思われます。

以上をもって、賛成討論とします。よろしく申し上げます。

議長（豊島 葵君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第44号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（豊島 葵君） 起立多数です。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第45号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成18年度つくばみらい市老人保健特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第46号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計予算について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

26番（川上文子君） 議案第47号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計予算に反対の討論をいたします。

4月10日の臨時議会において、伊奈町分で言いますと44%、谷和原村分で言いますと75.4%と、大幅な介護保険料金の引き上げが行われ、その引き上げを土台として、今回の予算が計上されています。この点で、この予算について反対をいたします。

引き上げ時に、標準給付見込み額の伸び率よりも、1号被保険者の負担分の伸び率が異常に高いこと、過去3年間の高齢化率の伸び率よりも、平成18年度以降の高齢人口の伸び率が急上昇しており、正確な予測のもとに計算したのかという疑問を投げかけました。

そして、保険料段階を細分化し、所得の多い人により大きな負担を求め、それ以外の人たちの保険料を抑えていく努力や、独自減免の実施、また介護予防健康づくりの取り組みの具体化、積立金の活用と市一般会計からの繰り入れなど、保険料値上げを抑えるために十分な努力をしたとは言えないと、私は反対をいたしました。

厚生労働省の発表では、06年から08年度の保険料は、92.3%に当たる1,549市町村広域連合で引き上げられ、全国平均の月額基準額は24.2%増の4,090円ということです。

一方で、基金を取り崩したり、幾つかの自治体では一般財源を介護保険財政に繰り入れたりして、値上げ幅を抑制したところも生まれています。

税制改定による諸控除の廃止で、これまで住民税非課税だった人が課税になり、収入は変わらないのに保険料の区分が上がってしまうケースを含め、大幅な負担増が高齢者に押し寄せています。

さらに、今度の国会で医療保険制度改悪法案が可決され、窓口負担増、長期入院のホテルコストの徴収となり、生活やサービスの利用が困難になる方が、今まで以上に大量に地域の中に出てくることとなります。

そういう中で、国が進めた今回の介護保険制度の改定は、一つは、昨年10月からの介護施設のホテルコストや食費の全額徴収、二つ目は、新予防給付の導入などによる軽度者のサービス切り捨て、三つ目に、高齢者の保健福祉事業を地域支援事業として盛り込むことでの国庫負担の削減など、介護の社会化という当初の理念を投げ捨て、自立自助の考え方を徹底した制度へと介護保険を変えていく大改悪です。

しかし、年金制度や医療制度と違って、介護保険では、唯一の保険者は市町村であり、介護保険事業計画の策定や基盤整備、独自の負担軽減制度の実施など、市町村の役割が非常に多くなっています。改悪による住民の被害を抑えるために、自治体の実施運用レベルで取り組めることもあります。その努力を今後の中でぜひしていくことを求めて、反対の

討論といたします。

議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第47号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（豊島 葵君） 起立多数です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第48号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成18年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第49号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成18年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第50号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 挙手多数です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第51号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 挙手多数です。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

選挙第7号 つくばみらい市選挙管理委員会委員の選挙について

選挙第8号 つくばみらい市選挙管理委員会委員補充員の選挙について

議長（豊島 葵君） 日程第2、選挙第7号 つくばみらい市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に、篠塚 久君、間根山 清君、中島仁三君、小菅 徹君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました篠塚久君、間根山 清君、中島仁三君、小菅 徹君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

選挙第8号 つくばみらい市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員補充員に、次の方を指名します。

第1順位蛸原良雄君、第2順位塚田瑞雄君、第3順位飯泉喜一君、第4順位相島 宏君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位蛸原良雄君、第2順位塚田瑞雄君、第3順位飯泉喜一君、第4順位相島 宏君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ここで暫時休憩します。

午後2時40分休憩

午後3時35分開議

議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

推薦第1号 農業委員の推薦について

議長（豊島 葵君） 日程第3、推薦第1号 農業委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は4人とし、まず、つくばみらい市東栗山1279の2、根本道明君、つくばみらい市真木78番地、岡野忠夫君、以上2名の方を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、根本道明君、岡野忠夫君を農業委員に推薦することに決定しました。

次に、鴻巣早苗君を推薦したいと思います。

地方自治法第 117条の規定によって、鴻巣早苗君の退場を求めます。

〔 2番 鴻巣早苗君 退場 〕

議長（豊島 葵君） お諮りします。

ただいま指名しました鴻巣早苗君を農業委員に推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、鴻巣早苗君を農業委員に推薦することに決定しました。

鴻巣早苗君の入場をお願いします。

〔 2番 鴻巣早苗君 入場 〕

議長（豊島 葵君） 報告します。

鴻巣早苗君を農業委員に推薦することに決しました。

次に、高木寛房君を推薦したいと思います。

地方自治法第 117条の規定によって、高木寛房君の退場を求めます。

〔 1番 高木寛房君 退場 〕

議長（豊島 葵君） お諮りします。

ただいま指名しました高木寛房君を農業委員に推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、高木寛房君を農業委員に推薦することに決定しました。

高木寛房君の入場をお願いします。

〔 1番 高木寛房君 入場 〕

議長（豊島 葵君） 報告します。

高木寛房君を農業委員に推薦することに決しました。

政治倫理条例調査特別委員会の設置について

議長（豊島 葵君） 日程第4、政治倫理条例調査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

政治倫理条例に関する調査については、お手元に配付しました名簿のとおり、9名で構成する政治倫理条例調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、政治倫理条例に関する調査については、9名で構成する政治倫理条例調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決しました。

それでは、正副委員長互選のため、ここで暫時休憩します。

午後3時38分休憩

午後3時40分開議

議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

休憩中に正副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。

委員長に市川忠夫君、副委員長に山崎貞美君、以上のとおりご報告申し上げます。

閉会中の継続審査の件

議長（豊島 葵君） 日程第5、閉会中の継続審査の件を議題とします。

経済常任委員長から、閉会中の継続審査の申し出があります。

陳情第1号 米国産牛肉の輸入に抗議しBSEの万全な対策を求める陳情書について、委員会条例第36条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、政治倫理条例調査特別委員長から、閉会中の継続審査の申し出があります。

政治倫理条例に関する調査については、委員会条例第36条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、政治倫理条例に関する調査については、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査にすることにご決しました。

閉会の宣告

議長（豊島 葵君） 以上で、今定例会に付議された事件は全部終了しました。これで会議を閉じます。

平成18年第1回つくばみらい市議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後3時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成18年6月27日

つくばみらい市議会議長 豊 島 葵

つくばみらい市議会議員 染 谷 礼 子

つくばみらい市議会議員 中 山 栄 一

第 2 回臨時会会議録

つくばみらい市告示第144号

平成18年第2回つくばみらい市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成18年6月30日

つくばみらい市長 飯 島 善

1. 期 日 平成18年7月7日

2. 場 所 つくばみらい市議会議事堂

3. 付議事件

(1) つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(2) 公の施設の指定管理者の指定について

(3) 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第1号)

(4) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

平成18年第2回
つくばみらい市議会臨時会会議録

平成18年7月7日 午後1時32分開会

1.出席議員

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 高木寛房君 | 17番 | 大好光君 |
| 2番 | 鴻巣早苗君 | 18番 | 海老原弘君 |
| 3番 | 染谷礼子君 | 19番 | 富山和夫君 |
| 4番 | 中山栄一君 | 20番 | 山崎貞美君 |
| 5番 | 倉持悦典君 | 21番 | 廣瀬満君 |
| 7番 | 堤實君 | 22番 | 今川英明君 |
| 8番 | 福島克良君 | 23番 | 豊島葵君 |
| 9番 | 岡田伊生君 | 24番 | 細田忠夫君 |
| 10番 | 古舘千恵子君 | 25番 | 倉持眞孜君 |
| 11番 | 直井誠巳君 | 26番 | 川上文子君 |
| 12番 | 横張光男君 | 27番 | 中山平君 |
| 13番 | 安藤幸子君 | 29番 | 神立精之君 |
| 14番 | 松本和男君 | 30番 | 市川忠夫君 |
| 15番 | 古川よし枝君 | 32番 | 野田正男君 |
| 16番 | 飯野喬一君 | | |

1.欠席議員

| | |
|-----|-------|
| 6番 | 飯泉静男君 |
| 28番 | 豊島安一君 |

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

| | |
|-------------------|--------|
| 市長 | 飯島善君 |
| 収入役職務代理者 | 豊島久君 |
| 教 育 長 | 豊嶋隆一君 |
| 総 務 部 長 | 海老原茂君 |
| 市 民 部 長 | 羽生恵洋君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 渡辺勝美君 |
| 産 業 振 興 部 長 | 鈴木清君 |
| 都 市 建 設 部 長 | 青木秀君 |
| 教 育 次 長 | 倉持政永君 |
| 秘 書 広 聴 課 長 | 森 勝巳君 |
| 参事兼企画政策課長 | 中川修君 |
| 総 務 課 長 | 神戸一夫君 |
| 財 政 課 長 | 秋田信博君 |
| 水 道 課 長 | 間根山知己君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 猪瀬重夫君 |

1. 職務のため出席した者の氏名

| | |
|-----------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 古 谷 安 史 君 |
| 議 会 事 務 局 副 参 事 | 井 波 進 君 |
| 書 記 | 亀 田 和 義 君 |

1. 会議録署名議員

5 番 倉 持 悦 典 君
7 番 堤 實 君

1. 議事日程

議 事 日 程

平成18年7月7日(金曜日)

午後1時32分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第52号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第54号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第4 議案第52号～議案第54号について各委員会付託
日程第5 議案第52号～議案第54号について各委員長報告及び質疑・討論・採決
日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第52号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第54号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第4 議案第52号～議案第54号について各委員会付託
日程第5 議案第52号～議案第54号について各委員長報告及び質疑・討論・採決
日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

午後1時32分開会

開会の宣告

議長(豊島 葵君) ただいまの出席議員は29名です。欠席議員は6番飯泉静男君、28番豊島安一君です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第2回つくばみらい市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局副参事、事務局主事、議案説明のため市長、

収入役職務代理者、各部長、次長、各関係課長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（豊島 葵君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により議長において、5番倉持悦典君、7番堤 實君を指名します。

会期の決定

議長（豊島 葵君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

議案第52号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第54号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）

議長（豊島 葵君） 日程第3、議案第52号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第54号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）、以上3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 提案理由を申し上げます。

第2回つくばみらい市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用中のところご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

それでは、今臨時会に提案をいたしました議案についてご説明を申し上げます。

議案第52号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、国民健康保険財政は、少子高齢化が急速に進む中、医療技術の高度化、疾病構造の変化等により医療費は年々増加しており、毎年、一般会計から多額の繰入金等によって運営を維持しておる現状でございます。以上のことから、財源不足の緩和を図るため、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第53号 公の施設の指定管理者の指定についてでございますが、つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘の管理を効果的に達成するため、つくばみらい市公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、社会福祉法人

つくばみらい市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものでございます。

議案第54号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第1号)でございますが、今回の補正は、資本的収入及び支出の企業債にかかわる伊奈事業分の補正でございます。上水道事業の企業債につきましては、昨年度、上水道事業の高金利対策として借りがえの対象要件に該当した、昭和57年度に7.4%で借り入れた金融公庫企業債で、平成17年度にその一部の3,740万円を借りがえした残りの710万円が今年度も借りがえが認められることから補正をするもので、収入は、借りがえにより借り入れする企業債710万円を、また、支出は、繰上償還する元金710万円の予算の補正をお願いするものでございます。

710万円を補正することにより、資本的収入合計が5億3,122万4,000円、資本的支出の合計が7億1,312万8,000円となるものでございます。

以上3議案について、ご審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げまして説明いたします。

議長(豊島 葵君) 説明が終わりました。

議案第52号～議案第54号について各委員会付託

議長(豊島 葵君) 日程第4、議案第52号から議案第54号について各委員会付託を行います。

お諮りします。

この際、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(豊島 葵君) 異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

ここで、教育民生常任委員会、経済常任委員会を開催し、連合審査により議案の審議を行うため暫時休憩をします。

午後1時37分休憩

午後3時04分開議

議長(豊島 葵君) それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

議案第52号～議案第54号について各委員長報告及び質疑・討論・採決

議長(豊島 葵君) 日程第5、議案第52号から議案第54号について各委員長報告及び質疑・討論・採決を行います。

各委員会に付託された議案の審査経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、教育民生常任委員長廣瀬 満君。

〔教育民生常任委員長 廣瀬 満君 登壇〕

教育民生常任委員長(廣瀬 満君) それでは、教育民生常任委員会に付託されました議案第52号及び議案第53号についての審査経過と結果についてご報告いたします。

先ほど、休憩中に教育民生常任委員会を連合審査にて開催し、総務部長、保健福祉部長、

担当課長及び補佐の出席を求め、まず、議案第52号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について審議いたしました。

この国保税については、旧伊奈町・谷和原村において、それぞれ率や額が違っていたものを一本化し、財源不足の緩和を図るものでございます。

各委員からの質疑等がありまして、17年度の決算見込み資料の提出はないのかというような質疑がありました。それから、もう一つ、旧町村ごとに税計算していないのかについては、不均一課税を是正するもので別々に計算はされていないという答弁でございました。それから、住民税、固定資産税がそれぞれ増収になっているので、その伸び率、それぞれの自然増と引き上げ増は幾らになるのかという質問がありました。一般の税収の伸びからしますと5.38%よりもふえるのではないのかという質問がされました。それから、増税の案内、説明には資料が少ないと、いろいろな検討はなされていたのかというような質問もございました。

そういう質問がされましたが、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第53号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは、きらくやまふれあいの丘の管理を社会福祉協議会を指定管理者として指定するものです。

各委員から質疑がありましたが、使用料金について変更はないのか。現在のところ変更はしませんというような答弁でございます。それから、指定管理者制度を導入してよくなる点とか、どのように考えているのかと、行政コストを下げるとか、本来の目的に沿った運用をしていく民間委託を進めるようなことはできないのかと、そういう質問が出されました。委託料の予算、協定はどのように経費削減につながるか。締結に当たっては社会福祉協議会と今後詰めていくというような答弁でございます。

議案第53号についての採決でございすけれども、全員一致で可決されました。

以上で、教育民生委員会での審査経過と結果についての報告を終了させていただきます。

議長（豊島 葵君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

次に、経済常任委員長岡田伊生君。

〔経済常任委員長 岡田伊生君 登壇〕

経済常任委員長（岡田伊生君） それでは、経済常任委員会に付託されました議案第54号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）についての審議経過と結果についてご報告をいたします。

先ほど休憩中に、教育民生常任委員会に引き続きまして経済常任委員会を連合審査にて開催をいたし、総務部長、水道課長の出席を求め審議をいたしました。

この水道の補正につきましては、昭和57年度に借り入れされました公営企業債の借りに伴う710万円の補正であります。内容については、高金利の企業債を低金利のものとの借りをし、償還利息の減額を図るものでございます。

審議に当たりまして、今後の借りがえ処理の可能なものはあるのかという趣旨の質疑が出されました。これに対しまして、現段階ではございませんという答弁であります。また、今後の問題として、借りがえ処理のできるような関係機関に働きかけをお願いしたいというような趣旨の要望が出されました。今後の課題といたしまして努力をしていきたいとい

う趣旨の答弁を受けております。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告をいたします。

議長（豊島 葵君） 経済常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

これから討論、採決に入ります。

それでは、議案第52号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

26番（川上文子君） 川上です。議案第52号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、私は反対をします。

今回の税改定は、伊奈地区にいる固定資産を多く持っている一部の方を除いたほかは、多額の増税を課す税改定であり反対です。国民健康保険は、政管健保など他の被用者保険に加入していない労働者や農民、自営業者などを加入対象としており、高齢者のほとんどの方が加入をしています。ことし、高齢者は収入がふえないばかりか、6月支給の年金はマイナス0.3%の物価スライドで減らされ、その上に老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小、高齢者の非課税限度額の段階的廃止、定率減税の半減によって税の計算上だけ所得はふえたことにされ、税金が何倍にもふえてしまいました。この増税による被害者は、所得税、住民税だけでも全国で500万人以上、高齢者の5人に1人が増税になっています。つくばみらい市でも、住民税の納税通知書発行後、1日50人、10日間で500人の市民が、税務課に、間違いではないかと電話をしてきたということからもわかるように、与えた痛みは大きなものがあります。そこに加えて今回、国保税の増税がされるわけですから、改定は慎重に行わなければならないと思います。しかし、税引き上げの必要性を説得できるには、改定に伴う説明資料は不十分ですし、説明も大変不十分です。

4点について指摘をします。

一つは、税改定後の18年度の現年度医療分調定額を12億2,171万円と見ていますが、引き上げの基礎となった比較試算表では、谷和原の税率で計算した算出調定額は11億9,004万円です。この数字は、17年度の伊奈・谷和原の決算、前年度医療費調定額の合計11億9,998万円よりも994万円下回るものです。資産割が15%伊奈分について下がるものの、均等割、平等割は引き上がることから見ると、税率改定後の額が妥当な試算をされているのか疑問が残ります。

2点目は、17年度決算額からの伸び率は5.38%です。18年度当初予算で個人住民税がことし11.6%増、固定資産税は8.8%増を見込めており、その反映として、国保税は自然増だけでもかなりの増額が見込めるのではないかというふうに私は見ます。税改定により伊奈分の資産割は15%引き下がるものの、全体に所得割を1%引き上げ、伊奈分の均等割、平等割を引き上げるわけですから、ここに自然増も含めると、税改定後の税収は試算額よりも多額になるのではないのでしょうか。税引き上げ後の伸び率5.38%というのは

疑問です。

3点目、1点、2点で述べた試算がよければ正確だったとしても、医療費の伸びが1.96%なのに、税負担は5.3%の伸びを見込んでいます。歳出に占める保険料の割合を結果としてふやしています。税負担が次々住民に襲いかかっています。ことしの市税の増収分が4億6,500万円のうち25%は市の固有財源として生かせるわけで、年々加入者がふえている国保税に対して、一般会計繰入に一層の努力もしながら税負担を抑えることが、今必要ではないかと考えます。

4点目、今回の改定は、特に伊奈地区において応益負担が増加をし、低所得者の負担がふえるという点でも問題です。

以上述べました平成16年度国民生活基礎調査によりますと、国民の世帯当たりの年間平均所得は579万7,000円とされていますが、この平均値は一握りの高額所得者によって引き上げられています。実際には、平均所得以下の世帯が6割を占めていて、所得2,000万円以上は1.2%、さらにその中の年収1億円以上、金融資産5億円以上という富裕層が増加する一方で、所得が100万円に満たず、日々の暮らしすらままならない方が5.9%も存在するというのが今の日本の実態です。この平均以下の所得の人々に、今回の国保税の税率引き上げは、大きな負担となつてのしかかってくるわけで賛成できません。

住民税が引き上げられ、国保税引き上げに住民の厳しい目が注がれています。議会に、そして住民に、納得でき得る根拠に基づく十分な説明が必要です。しかし、大変不十分な資料しか出されていません。このことも厳しく指摘をし、反対の討論とします。

議長（豊島 葵君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第52号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（豊島 葵君） 起立多数です。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第53号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第54号 平成18年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

これから議案第54号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員賛成です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（豊島 葵君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 諮問第1号でございますが、これにつきましては人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものでございます。

同委員4名のうち1名の方が平成18年9月に任期満了となることに伴い、水戸地方法務局長より、その後の候補者の推薦依頼がございました。茨城県警察に長年勤務され、経験豊かな渡邊茂男氏を新任の候補者として推薦したく、意見を求めるものでございます。

ご同意賜りますようお願いを申し上げまして、説明といたします。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから諮問第1号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり適任とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（豊島 葵君） 全員挙手です。したがって、諮問第1号については適任とすることに決定しました。

閉会の宣告

議長（豊島 葵君） 以上で、今臨時会に付議された事件は全部終了しました。
これで会議を閉じます。

平成18年第2回つくばみらい市議会臨時会を閉会します。

午後3時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成18年7月7日

つくばみらい市議会議長 豊 島 葵

つくばみらい市議会議員 倉 持 悦 典

つくばみらい市議会議員 堤 實